

写 平成 26 年第 2 回定例会

(6 月 17 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成26年第2回益城町議会定例会目次

○6月17日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
・町長挨拶	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 所信表明	4
日程第4 報告第1号 平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
日程第5 報告第2号 平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	13
日程第6 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	15
日程第7 議案第21号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）	17
日程第8 議案第22号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	21
日程第9 議案第23号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	25
日程第10 議案第24号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）	26
日程第11 議案第25号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）	27
日程第12 議案第26号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	29
日程第13 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	31

専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第14	議案第28号	平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）	32
日程第15	議案第29号	平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	32
日程第16	議案第30号	平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	32
日程第17	議案第31号	平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	32
日程第18	議案第32号	益城町長の給料の特例に関する条例の制定について	41
日程第19	議案第33号	益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第20	議案第34号	益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第21	議案第35号	益城町文化会館条例の制定について	41
	散会		64

○6月18日（第2日）

出席議員	65
欠席議員	65
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	65
説明のため出席した者の職・氏名	65
開議	66
日程第1 一般質問	66
3番 宮崎金次議員	66
1 議会対策について	
(1) 益城町議会の現状に鑑み、町政を円滑に進める上で、町長は議会対策について、どの様に考えられているのか伺う。	
2 財政の見直し策について	
(1) 町長は、選挙運動中「子ども達に借金を残さないために、財政の見直しが必要である」と主張されたが、財政見直しの具体策について、以下を伺う。	
①現在の町債を、何時までどの程度減らそうと考えられているのか。	
②中学生までの医療費の補助等、今町が行っている住民サービスについて見直す考えがあるのか。	
3 広安町民第2グラウンドの代替地について	
(1) 突然使用が出来なくなった広安町民第2グラウンドにつ	

いて、安永等の住民から大変な不満が出ている。使えなくなった理由と住民の不満に対する、町の施策について伺う。

17番 江越信保議員 …………… 75

1 町政運営について

- (1) 町づくり基本条例の制定を掲げているが総合計画との関連性はどのように考えているのか。また財政の立て直しについて具体的な計画は。
- (2) 町民提案制度、町政モニターの導入、各種委員の公募制の徹底等公約にうたっているが具体的に伺う。
- (3) 国の施策として、首長の教育委員会に関する権限が変更予定、こうした中で本町が行ってきた様々な教育環境について継続するのか、更に子育て支援について今後の政策を伺う。

2 高齢者・障がい者対策について

- (1) 公約で高齢者・障がい者に対して地域で見守る仕組み作りを提唱されている。先般提案した「ヘルプカード」の作成、配布は継承するのか、又「健康マイレージカード」の取組みについてはどのように考えているのか。

13番 稲田忠則議員 …………… 87

1 益城台地区画整理事業に対する取り組みについて

- (1) 将来のまちづくりの核となる益城台地土地区画整理のそれぞれの地区の現状をどのようにとらえておられるのか。
- (2) それぞれの地区の課題と今後の見通しについてどのように整理されているのか。
- (3) 町長は、この事業に対する、重点的かつ優先的に取り組んでいかれる決意を伺いたい。

2 益城・木山中学校の空調設備について

- (1) その後の進捗状況はどのようになっているのか。
- (2) 今後のスケジュールは、どう考えているのか。
- (3) 小学校への空調設置については今後どのような計画を考えておられるのか。

2番 高橋津代美議員 …………… 96

1 町長の政治姿勢について

- (1) 町長が選挙期間中に出された後援会討議資料（チラシ）の内容について

- ①「町の立て直し」とは何を立て直し、「危機感を抱く町の現状を、これ以上、見過ごすことができない」とは具体的にどういう意味なのか。

15番 渡辺誠男議員 98

1 政治姿勢

(1) 公約について

- ①財政を立て直す。具体的に何をどうするのか。
 ②町づくり基本条例を定めます。について伺いたい。
 ③熊本経済週刊政治レポートに発表された見解について。

散会 104

○6月19日（第3日）

出席議員 105

欠席議員 105

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 105

説明のため出席した者の職・氏名 105

開議 106

日程第1 一般質問 106

5番 甲斐康之議員 106

1 政治姿勢について

- (1) 「町民が主役」の町づくりを目指すために、どのように取り組んでいくのか。

- (2) 選挙公約の実現をどう実現していくか。

- ①町長選挙で掲げた公約実現について、スピード感をもって取り組むと謳っている。具体的にどう取り組むのか。

2 情報公開度を上げて、公正で透明性の高い町政の推進を。

- (1) 公約に“行政情報を積極的に公開します”とあるが、具体的にどう取り組むか。

- ①町民に行政情報を十分に提供する施策は。

- ②議会議事内容の公開で、町民により解りやすい議会を。

3 経営と暮らしを守る施策として、「中小企業振興基本条例」の早期制定。住宅リフォーム助成制度の早期実現を。

- (1) 地元商店街活動の活性化を目的とした施策の制定と、地元業者の経営や町民の暮らしを支援するために、“住宅リフォーム助成制度”の早期実現をすべきと考える。

1番 野田祐士議員 115

1 マニフェストと政治姿勢について

- (1) 行政運営と財政状況についてどのように考えているか。
- (2) 「にぎわい」「農業・商工業」の政策について、いつまでにどのような形式をとって実現させていくか各々について具体的に伺う。
- (3) 「危機感を抱く町の現状」及び「町は埋没の危機」とは何か。
- (4) マニフェストの検証とあるが、いつ、どのように検証するか具体的に伺う。
- (5) 熊本経済「週刊政治レポート」の発言内容について伺う。

7番 坂口政弘議員 …………… 125

1 町長の政治姿勢について

- (1) 中学生までの医療費無料、給食費の500円補助はこれまで通りか。
- (2) 高校生までの医療費無料化や給食費補助の増額はどうか考えているのか。
- (3) 経常収支比率についてどうとらえているか。
- (4) 待機児童問題についてどの様に考えているか。
- (5) その他、財政問題について。

2 津森地区の過疎化対策について

- (1) 津森地区の児童の増減について、どうか考えているのか。
- (2) 潮井水源の今後の取組みについて。
- (3) 定住促進の今後の取組みについて。

11番 竹上公也議員 …………… 133

1 政治姿勢

- (1) 先の町長選において西村町長は“今、町は埋没の危機”町の私物化を止めるとの表現を名刺に印刷し町長選に望まれましたが、何を持って埋没の危機なのか、私物化とは何かお教え願いたい。
- (2) 今期からの地域の陳情は、直接町長へ行わないとの事ですが、どのようにするのですか。
- (3) 今後の建設及び管工事組合への工事発注については、差別なく行っていくのか考えをお聞きしたい。

2 区画整理事業

- (1) 西地区の区画整理事業に対して今後の取組みはどの様に考えられているのかお教え願いたい。

散会	141
----	-----

○6月24日（第8日）

出席議員	142
欠席議員	142
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	142
説明のため出席した者の職・氏名	142
開議	143
日程第1 常任委員長報告	143
日程第2 議案第36号 物品の購入について	153
日程第3 議員派遣の件	154
日程第4 閉会中の継続調査の件	155
閉会	155

平成26年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年6月17日午前10時00分招集
2. 平成26年6月17日午前10時00分開会
3. 平成26年6月17日午後4時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 所信表明
 - 日程第4 報告第1号 平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報告第2号 平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第7 議案第21号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第22号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第9 議案第23号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第24号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第11 議案第25号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第12 議案第26号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第28号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 議案第29号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 議案第30号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第31号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第32号 益城町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第33号 益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第34号 益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第35号 益城町文化会館条例の制定について

7. 出席議員（17名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
7番 坂口 政弘 君	8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君
11番 竹上 公也 君	12番 福永 誠一 君	13番 稲田 忠則 君
14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君	16番 山内 親宣 君
17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	教 育 長	森 永 好 誠 君
会 計 管 理 者	内 田 吉十司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正 昭 君
秘書広報課長	堀 部 博 之 君	企画財政課長	西 橋 幸 子 君
税 務 課 長	森 田 茂 君	住民生活課長	森 部 博 美 君
子ども課長	花 田 博 文 君	健康づくり推進課長	上 田 勝 二 君
健康づくり推進課審議員	福 島 幸 二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀 一 君	農 政 課 長	山 本 信 行 君
建設課工務係長	齊 藤 計 介 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
下水道課長	中 桐 智 昭 君	学校教育課長	藤 岡 卓 雄 君
生涯学習課長	安 田 弘 人 君	水 道 課 長	西 村 秀 幸 君
代表監査委員	濱 田 義 紀 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さんおはようございます。

平成26年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで、御報告申し上げます。議会閉会中の平成26年5月2日に、10番森上祐一議員から、一身上の都合により平成26年5月15日をもって議員を辞職したいとの辞職願が提出されました。地方自治法第126条の規定により、平成26年5月15日をもって辞職することを許可しましたので、益城町議会会議規則第93条第2項の規定により御報告いたします。

議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成26年第2回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

次に、さきの町長選挙において当選されました西村町長から、挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。

平成26年第2回益城町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る4月13日に執行されました益城町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御支持をいただき、益城町長に就任させていただきました。5月7日の初登庁以来、執務を行っていますが、責任の重さをひしひしと感じているところでございます。今後の町政運営の方針などにつきましては、後ほど所信表明がございますので、詳しく述べさせていただきます。町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくりの実現に向けて、誠心誠意、一生懸命頑張りますので、皆様方の御指導、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中村健二君） 傍聴席は静粛をお願いします。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番高橋津代美議員、12番福永誠一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村健二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に上程されました報告、議案の説明及び総括質疑を行います。あす18日及び19日は一般質問、20日は常任委員会書類審査、21日、22日は休会、23日は常任委員会現地視察、24日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

日程第3 所信表明

○議長（中村健二君） 日程第3、所信表明について町長の発言を許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 本日、平成26年第2回益城町議会定例会の開催に当たり、所信表明の機会をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから町政全般にわたりまして、多大なる尽力をいただいていることに対し、この場をおかりしまして心から感謝を申し上げます。

さて、私は去る4月13日に執行されました益城町長選挙において、多くの町民の皆様から御支持をいただき、益城町長に就任させていただきました。その責任の重さを痛感するとともに、前任の町長をはじめ、益城町を築き上げられてこられた諸先輩方へのまちづくりの思いをしっかりと受け継いでまいる所存でございます。

私は昭和51年に奉職して以来、昨年11月までの37年間、行政マンとして町民の皆様の生活の充実を第一に考え、勤務してまいりました。あるときはジョギングフェアなどのイベントの担当、また、あるときは行政改革の担当、水道の現場担当、介護保険や国民健康保険の担当など、異動があるたびに会社が変わるような感覚で仕事に向き合い、自問自答を繰り返し、常に新しいことに挑戦してきました。途中、幾度となく壁にぶつかり、挫折しそうになったこともありますが、何とか踏みとどまれたのは、高校の野球部での厳しい練習や民間の造船会社での経験、さらには妻や家族をはじめ、上司、同僚、友人の励ましや支えがあったからこそだと思っております。

今後はこれまでの経験を生かし、益城町のかじ取り役として、誠心誠意、全力で町政に取り組んでまいる所存でございます。議長をはじめ、議員の皆様方には、今後の町政運営に対しまして、格別の御指導、御協力をお願い申し上げます。

それでは、私の町政運営に取り組む方針について、所信の一端を述べさせていただきます。

従来から本町の行政は、いわゆる行政主導型で行われてきましたが、私自身が町のさまざまな行政分野に携わるうちに、これからのまちづくりは町民が主役でなければならない、そうでなければ町民のための本当のまちづくりはなし得ないと考えようになりました。同時に、そうした大きな流れを変えることは、一職員の立場では非常に困難な課題であると確信しました。そこで、私は一念発起し、町長選挙へ出馬する意思を固めました。

近年、長引く経済不況や少子高齢化の伸展などにより、我が国の社会経済情勢は大きな変革の時期を迎え、その潮流は本町においても大きな波となって押し寄せています。また、地方自治体には住民ニーズの多様化や地方分権の推進などにより、自立した自治体としてみずからの地域のことは自分たちで決定し、その責任は自分たちが負う自己決定、自己責任が強く求められています。

こうした中で、私は本地域が抱えるさまざまな問題につきまして、町民の皆様からの貴重な御意見を生かしながら、益城に住んで本当によかったと心から実感していただけるような、町民と行政が一体となった共創によるまちづくりに取り組んでまいります。

本町は、水と緑が豊かで自然に恵まれた自然豊かな顔と、熊本の空と陸の玄関口を有するなど、交通アクセスや生活の利便性にすぐれた都市型の顔の二つの魅力を持ち合わせています。今後は、このすばらしい素材を共存、調和、融合させ、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくり、そして、町民の皆さんに幸せを実感していただけるまちづくりの実現を目指し、町民の皆さんとともに新しい益城町を築いてまいります。

私は、町長選挙出馬を表明した昨年12月からの4カ月間、多くの町民の皆様お一人お一人と直接お話をさせていただき、町政に対するさまざまな御意見や御提言をいただきました。そこで皆様が口々に言われていたのは、将来の暮らしへの不安でした。中でも飯野、福田、津森などの中山間の地域では、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者の御夫婦だけで生活される方が多くおられ、医療、交通、買い物、さらには食事の問題など、日々の暮らしの大きな不安に対する切実な声をたくさん聞かせていただきました。さらに、ほかの地域においても、町政に対する要望やまちづくりへの提案など、たくさんの貴重な御意見をいただきました。

それらの貴重な御意見、御提案に耳を傾けていくうちに、私が一番強く感じたことがあります。それは、町が本来やるべきことは何かということです。これからのまちづくりにおきましては、私自身はもちろんのこと、職員が積極的に地域へ出向いて町民の皆様と直接お話し、地域の実情をよく知った上で業務を行うことが必要です。今後は、町民の皆様が実際に暮らしておられる地域、すなわち現場を大切にすると同時に現場主義、町民目線の町政運営が必要であると痛感しました。

今回の町長選挙を通じて、私が町民の皆様方に訴えてまいりましたのは、厳しい財政状況の中で、10年後、20年後の町の将来人口や年齢構成を見据えた明確なビジョンの構築、積極的な情報公開による町政の見える化、すなわち町政の透明化の推進、そして町民の皆様と一緒に考えて町をつくる、共創による町民が主役のまちづくりです。

では次に、公約に示しております六つのお約束について述べさせていただきます。

まず第一に、自治体の憲法といわれます、まちづくり基本条例の制定を目指します。この条例により、町民がやるべきこと、地域がやるべきこと、議会がやるべきこと、そして行政がやるべきことなど、これからのまちづくりの基本となるルールを総合的に定め、共創によるまちづくりの転換を図ります。

第二に、財政の立て直しです。現在、国においては景気回復のために金融緩和、大型財政出動、成長戦略の3本の矢が放たれ、徐々にではありますが、一定の効果が始まっていると言われております。しかし、地方にはまだまだその効果があらわれているとは言えない状況です。町の税収もここ3年、34億円と横ばいとなっている中で、町債の残高は年々増え続け、平成25年度末時点では約94億円になると見込まれております。

そうした中で、本町においては、今後、益城台地土地区画整理事業や道路、水路、公園などの

都市基盤の整備、町施設の老朽化に伴う改修、さらに少子高齢化の伸展に伴う扶助費などの社会保障費の増大、加えて年々増加している町債残高や公債費などにより、町の財政状況が厳しくなることは目に見えております。今後は臨時財政対策債をできるだけ抑制し、財政の健全化に取り組む必要があります。あわせて、自主財源の確保にますます力を入れて取り組む必要があります。

まずは本町の特성에合った企業を誘致し、町民の皆様の雇用機会を拡大するとともに、多くの方々に新たに定住していただく取り組みを強力に推し進めることが重要です。私自身も含め、全ての組織が一体となって、町の魅力向上やセールスに全力で取り組んでまいります。

さらに、本町が将来にわたって自立した自治体として発展していくための行財政基盤を構築するため、慣例にとらわれない新しい発想での町の事務事業の見直し、大胆かつ抜本的な行財政改革を進めてまいります。各種事業の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを大前提に、今までのようなビルド一辺倒ではなく、財源の裏づけに基づいた事業の検証を行います。あわせて、しっかりした中長期の財政計画や事業の優先順位を明確にした事業計画を策定し、着実な業務遂行を図ります。

第三に、開かれた町政を実現するため、町民の皆様の意見を伺う場として、どこでも町長室、タウンミーティングを開催いたします。どこでも町長室は、今までのような参加者を限定した行政座談会ではなく、誰でも自由に参加できる場として開催し、御提案いただきましたことにつきましては、今後の町政の推進に役立ててまいります。

第四に、行政情報を積極的に公開し、町政への町民参画を進めます。町政の主役は町民の皆様です。各種事業の企画の段階から積極的に情報を提供し、広く町民の皆様に参画していただくことにより、本来行政がやるべきこと、地域がやるべきこと、まちづくりのあり方を一緒になって考えていただき、町民の皆さんと地域、議会、そして役場が一体となって自分たちの町をつくり上げていく、共創によるまちづくりを推進してまいります。

第五に、財政の立て直しをトップみずからが身を持って示すため、町長給与を10%削減いたします。また、町長交際費につきましても、透明性を高めるなど、見直しを行ってまいります。

第六に、選挙時のお約束を言い放しにしないため、みずからのマニフェスト（公約）の検証を行います。マニフェストはつくって終わりではなく、実効性のある年次計画を作成し、その計画がどこまで達成できたかを検証しなければなりません。その検証結果を町民の皆様にお知らせすることにより、町政の見える化をさらに進めてまいります。

以上、六つの約束について述べさせていただきましたが、次に、私が任期中に取り組む各種事業の一端を御説明申し上げます。

初めに、本町が抱えている諸課題の中で、まず早急に取り組まなければならないことは、町民の皆様の命を守る防災体制の整備、強化です。役場の防災体制の充実はもちろんのこと、地域ごとの防災訓練実施により町民の皆様の防災意識を高めるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るといった共助の精神に基づき、地域の皆様が自主的、主体的に結成する自主防災組織の整備などにより、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、子育て支援でございます。子どもは益城町の将来を担う大切な宝です。私たちはその大

切な宝を守り続けなければなりません。特に子育て中の若い世代の方々に住んでいただくためには、子どもの教育環境の整備や子育てと仕事が両立できる環境の整備が必要です。具体的には、子どもの教育環境の整備として、学校へのエアコン設置による快適な学習環境の整備、地元の米や野菜を取り入れたふるさと給食の推進などに取り組んでまいります。また、子育てと仕事が両立できる環境の整備としましては、親子で楽しく過ごすふれあい広場の整備、まちカフェや郷土のレストランなど女性ならではの才能が発揮できる仕事場の確保を行い、お母さん方が子育てをしながら働ける環境づくりに取り組んでまいります。

次に、高齢者や障害者への支援でございます。高齢者や障害のある方を地域で見守る仕組みをつくり、できるだけ住みなれた地域で暮らしていただくような支援策を講じます。具体的な高齢者の支援としましては、高齢者へのタクシー補助券の交付や、ひとり暮らしの高齢者を見守る幸せの黄色い旗掲示などを実施するほか、介護が必要な方に対して地域密着型特別養護老人ホームなどの整備もあわせて取り組んでまいります。また、障害者への支援につきましては、各種福祉サービス地域社会生活支援事業等の充実を図り、障害のある方を地域で支える体制づくりを推進してまいります。

次に、活気あふれるまちづくりの一環として、益城台地土地区画整理事業の早期着工を図り、ショッピングや食事など余暇を満喫できる場所を確保することで、若い世代が住みやすくなるようにぎわいのあるまちづくりを実現します。さらに、朝市などの開催による町の特産品の情報発信、町内出身の偉人、史跡のPRに取り組み、町内外からの集客を目指します。

次に、農業、商工業の活性化でございます。まず、農業の振興策につきましては、農協などの関係団体と連携して、町の特産品のブランド化や販路拡大を図るとともに、規格外の農産物を活用した加工品の生産や流通を目指します。また、6次産業化による雇用の創出や生産者、従事者双方の所得の向上により、産業としての魅力を高めることで農業を振興します。次に、商工業につきましては、町商工会などの関係団体と連携し、町のイベントなどを活用した地域産業の振興を図ります。さらに町の基幹産業である農業や商業、工業の3業間での連携、農商工連携を強化し、農商工業の活性化を図ります。

次に、町民の皆様の健康づくりでございます。「健康で長生き」は全ての町民の皆さんの願いです。そのため、保健福祉センターはびねすを拠点とした子どもから高齢者まで年齢を問わず運動に親しめる仕組みをつくります。具体的には、出前型の健康づくり事業を積極的に実施するとともに、地域における健康づくりの推進を担う人材を育成します。また、病気の早期発見のためにワンコインで受けられる特定健診を実施することで、医療費の削減に努めます。さらに、ふるさとの史跡、神社、自然を利用したウォーキングロードを整備するなど、屋外での運動環境を整えます。

最後に、役場及び職員の改革についてでございます。住民ニーズの多様化や地方分権の推進などにより、行政には自己決定、自己責任が求められ、役場、そして職員は大きく変わる必要に迫られています。そのためにも、役場においては、国の動向や社会情勢の変化に的確に対応できる組織体制を構築します。また、行政の本分である住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経

費で最大の効果を上げるため、前例踏襲主義から成果主義への改革に取り組みます。次に、職員におきましては、より質の高い住民サービスを提供するため、接遇力の向上をはじめ、町民目線に立った意識改革や資質の向上を図ります。

以上、これからの町政運営につきまして私の所信の一端を述べさせていただきました。町民の皆様幸せを実現することが行政の最大の使命です。まちづくりにつながる各種の事業につきまして、スピード感を持って誠心誠意、全力で取り組む決意でございます。町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを実現するためには、まさにオール益城の体制で取り組まなければなりません。議員の皆様をはじめ、町民の皆さんが心一つにして、新たな道のりをともに歩いていただけるようお願い申し上げます。皆様方の深い御理解と絶大なるお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

益城町長西村博則。

○議長（中村健二君） 所信表明が終わりました。

日程第4 報告第1号 平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中村健二君） 日程第4、報告第1号「平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 本日提案します議案は、報告3件、専決処分7件、補正予算関係4件、条例関係4件、計18件を提案いたしております。

まず、報告第1号、平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

一般会計の繰越計算書をごらんください。

2款総務費1項総務管理費、役場庁舎太陽光発電設置事業。これは太陽光発電の設置需要が増加し、パネルの入荷が遅れたために繰り越すものです。

3款民生費2項児童福祉費、子ども・子育て電算システム構築事業、保育所緊急整備事業。これはシステムの構築及び保育所の建設において、適正な工期等を確保するために繰り越すものです。

6款農林水産業費1項農業費、6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業。これは株式会社マースが宮園地内に農産物加工施設の建設に対し交付金を交付する事業で、事業実施に当たり、近隣住民へ説明し、同意を得るのに時間を要したために繰り越すものです。

8款土木費2項道路橋梁費、道路新設改良事業、地域再生事業及び社会資本整備総合交付金事業。これは関係機関との協議に時間を要したことなどによる適正工期を確保するために繰り越すものです。

8款土木費4項都市計画費、砥川地区管渠築造整備事業及び潮井自然公園整備事業。これは関係機関との協議に時間を要したことなどによる適正工期を確保するために繰り越すものです。

10款教育費3項中学校費、中学校施設整備大規模改造事業。これは3月の定例町議会で予算計

上し、承認をいただいたもので、適正工期を確保するために繰り越すものです。

10款教育費6項社会教育費、文化会館キュービクル内高压機器改修事業。これは改修工事の部品が年度内に入荷できなかったために繰り越すものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） これより報告第1号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

7番坂口議員。

○7番（坂口政弘君） 7番坂口ですけど、今、町長の報告を受けて一言ちょっと確認しておきたいと思います。報告第1号の平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について伺います。

まず、地域再生事業2億7,624万1,634円、また社会資本整備総合交付金事業1億2,607万円と潮井公園整備事業の4,799万9,000円を繰り越した理由についてお伺いいたします。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） おはようございます。建設課工務係長の齊藤です。よろしくお伺いいたします。

ただいま、7番坂口議員から御質問がありました報告第1号、平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての中で、8款土木費の中の地域再生事業費と社会資本整備総合交付金事業の繰り越し理由についての質問ですが、繰り越し理由としましては、地域再生事業また社会資本整備総合交付金事業につきましては、国土交通省所管の補助事業を受けて事業を進めております。その中で、道路用地につきまして多数の地権者の方から協力を得まして、道路用地を提供していただいております。用地を取得する中で、益城町に所有権移転をするわけですが、その所有権移転の中で登記に伴う、例えば、地権者の方がお亡くなりになられておるケースですと、相続関係の必要性が出てまいります。また、抵当権設定などあった場合につきましては、その抵当権の排除の必要性が出てまいります。また、土地の上に工作物、あるいは流木などがあった場合につきましては、補償をいたしまして、地権者の方に補償物件の撤去または移設をしていただいております。

それぞれに伴う各項目につきまして、一定の日数の必要性がありまして、またそのおのおの項目につきまして、長期間日数を要する場合もございます。所有権が移りましても、虫食いに益城町に名義が変わった状態で工事を発注することはできませんので、例えば100メートル、200メートル、300メートルの一定の区間、益城町のほうに所有権が移った状態で工事を発注しております。その関係上、どうしても年度末に工事を発注することになりますので、その場合、工事の適正期間を確保すれば、当然、年度の繰り越しが必要となってまいります。そういった内容で、今回繰り越しのほうをさせていただいております。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。7番坂口議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの建設課のほうと同様、土木費の中での4項都市計画費の中での潮井自然公園整備事業の繰り越しについての御説明をということでございますが、潮井公園につきましては、都市公園ということで、まず県のほうからの許可をとらなきゃいけません。都市公園のほうの許可をするに当たって、県との協議等もろもろございまして、その都市計画決定及びその事業の認可に対してちょっと時間を要したものですから、その分で工事に対する適正期間がとれないということで延長するということになりました。そういうことでお願いします。

○議長（中村健二君） 7番坂口議員。

○7番（坂口政弘君） 繰り越した理由につきましては、十分御説明をいただきまして十分理解したところでございます。いろいろ前に進んでいくというのは厳しい面もあるかと思いますが、今後ともによく検討しながら取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 1番野田です。今の都市計画課長と齊藤係長の説明について、ちょっと詳しく説明を願いたいので質問させていただきます。

まず、都市計画課長のほうですけれども、関係機関との県との協議が云々というお話でしたけれども、それについて、いつどのような協議をやっているのか、中身は何かをお尋ねします。

それと齊藤係長のほうには、所有権移転と抵当権設定が何筆あるのか、所有権移転が必要な筆数と抵当権、これは外れるのか外れないのか、今やっている最中ということですのでけれども、外れない可能性もあるのかについて、1回目の質問です。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。1番野田議員の質問にお答えいたします。

都市計画決定及び事業認可に対する内容及び時期についてということですが、まず都市計画の決定を行います前には、公園の事業内容等さまざまな内容のほうを検討しながら、熊本県の都市計画課のほうとですね、公園の担当のほうとまず協議をしなければなりません。その協議のほうはですね、その盛り土関係とか河川関係がありますので、その河川との協議等々やらなきゃいかんと。それを協議整った上で、これでよろしいかということでやります。その部分でですね、約半年間以上の協議が必要になったということで、関係機関協議及びその事業の内容についてをなきゃいけなくなったということで、工事でもですね、当初、造成部分をですね、やろうということで予定していたんですけども、期間的に造成をする面積の部分と工事の期間というふうなのが、ちょっと合わなくなったということで、関係機関のほうで長引いてしまったということが第一の原因でございます。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 先ほどの野田議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域再生道路につきましては、これまで多数の地権者の方の御協力を得まして事業着手しております。延長的にもグランメッセ木山線をはじめ、農免道、あと堤黒石崎線など、延長にします

と相当数の距離がございます。申しわけありませんが、抵当権設定があった筆数については、この場では把握しておりませんが、これまでに抵当権の設定の解除ができなかったというケースはありませんでした。今回、繰り越し理由に挙げておりますところにつきましても、抵当権などの設定ができた箇所を発注して、適正工期の確保のために繰り越しをさせていただいております。今現在、用地契約をした中で、まだ抵当権設定の解除ができていない数が当然あると思いますので、その数につきましても、後ほどお調べをしてお答えをしたいというふうを考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（中村健二君） 1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 都市計画課長の、6 カ月河川協議にかかっているということですがけれども。

（「全体として」と呼ぶ者あり）

全体として6 カ月。河川協議というのは布田川の分ですよね。盛り土、今度造成による河川協議に布田川の分がどれだけ関係しているのか、ちょっと分かりませんが、河川協議だけで6 カ月。ということは、工事自体が協議によって全てとまっているという判断でよろしいのでしょうか、まず。

それと、所有権の移転と抵当権については、後ほどですね、お知らせいただければ結構です。それによって、抵当権が外れないことは今までなかったということなので、あとは、所有権移転はすぐできると思うので、それは、後でお調べして聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 1 番野田議員の再質問についてお答えいたします。

河川協議だけじゃなくて、もろもろの手續、事業内容等について熊本県との協議に要したと。河川だけが半年間というわけではありません。そういうもろもろのやつがありますということで、それぐらいかかりましたということです。済みません。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

6 番寺本議員。

○6 番（寺本英孝君） 6 番寺本です。

私はちょっと目線を変えまして、8 款の土木費の道路新設改良事業ですね。繰越額が1,829万1,730円、これは単費でしょう。それとですね、その下の1,560万ですか。これも私は単費と思う。ただ、国県支出金が308万となっておりますからですね、この内容をですね。でないと、単費をなぜ繰り越したのかなという思いがあつとですよ。下のものもちろん私は単費と思うとですよ。ただ、国県支出金が308万あつておりますから、やっぱり工事の内容あたりがですね、全く説明をこれ受けていないわけですよ。ですからそのあたりを、齊藤係長、申しわけないですけど、お願いいたします、以上です。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 建設課工務係長の齊藤です。6 番寺本議員の御質問につきましてお答えいたします。

同じく 8 款土木費の道路新設改良費の繰り越し理由についてですけれども、まず、この道路改良につきまして、まず委託が 4 件ございます。一つは、用地交渉に伴い日数を要しておりますので、その用地取得につきまして、まだ委託業務が完了できませんので繰り越しの申請をしております。

もう一つが、これは事業の内容まで言ったほうがよろしいのでしょうか。

(「……せんと分かんですよ。300万というのは国県支出金……」と呼ぶ者あり)

2 段書きで、下の県支出金がある分につきましては、8 款の土木費になっておりますが、これは都市計画課のほうで事業を進められております土地区画整理内の NEXCO のトンネル事業費となっております。だから、その件につきましては単費ではないと思っております。

建設課のほうでしておりますのが 1 段目の 1,800 万のほうでして、こちらのほうにつきましては、委託が 4 件ですね。先ほど申しましたように、用地取得に対する繰り越しと、あとはもう県と国との関係上まだはっきりした答えが出てないものですから、それで工期の繰り越しをやっております。

また、契約に伴いまして、消費税が 5% から 8% になっております。消費税の改正に伴う契約金額の変更等もあわせて繰り越しをしております。

また、工事につきましては、3 件ございまして、1 件目が NEXCO との協議に日数を要した関係上、適正工期がとれなかったものが一つ、また、九電柱の移設に日数がかかったものについて、工期中に工事の完了ができなかったものについて繰り越したものが一つ、あと、地元の地権者様との協議に日数を要したものですから、その後、工事発注のために適正工期を確保するために繰り越したものと、先ほどの委託と一緒に、消費税の改正に伴う契約金額の変更に伴う額を繰り越しております。以上です。

○議長(中村健二君) 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長(杉浦信正君) 都市計画課長の杉浦です。寺本議員の御質問にお答えいたします。

道路橋梁費の中での道路新設改良事業費 1,560 万のうち、308 万のほうは補助でいただくということに一応なっております。この内容につきましてがですね、区画整理及びグランメッセ木山線の道路改良を行うに当たっての交通協議の中で、高速道路の今、6メートルのボックスがありますけれども、その部分を改良するというで一応協議の中にもなっておりますので、どのような形態にしたらよろしいかということで、そのボックスのほがし方についてですね、工法、それと場所についてがですね、NEXCO との協議の中で随分時間を今要しております。

大体の場所的には、今のボックスをですね、拡幅というふうな方向が一応出ておりますので、今、ボックスのところのすぐ横にですね、ボーリング調査、地質調査のほうを先月一応行いました。その部分で繰り越した分でそういったふうのをやりまして、どういうふうな後は、この工法、線形の再度ボーリング調査をした上で、もう一回 NEXCO との協議をやらなきゃいかんというふうになっております。あくまでも高速道路のボックスをほがすというのが、上の部分に土かぶりがないので、どういうふうな形態が一番いいのかというふうなのを NEXCO と詳

細な協議をしなければいけませんので、その部分で遅れて、こういうふうな委託の分を行ったということが現実でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君） この1,560万はですね、土地区画整理事業あたりでですね、現在もボーリングをやっておるといことで、NEXCOですか、そのあたりのあれといことで分かりましたけど、この1,829万1,730円ですよ。これあたりはですよ、やっぱ私どもにやっぱ議案の説明するときですね、でないと単純にですよ、ぎゃん書いてあつとですよ、工事があつとかなと思うわけですよ。このあたりに委託が何件とか何かですね、書いてあれば確かに委託関係だけですね、用地とかの絡みで長引く面もありますけど、ただ漠然とですね、翌年度繰越額、ぎゃんして金額ば書いてあつたっちゃですね、実際は分からんとですよ、説明がない限りは。そういうことをお願いいたしまして、以上で終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第1号「平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第2号 平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中村健二君） 日程第5、報告第2号「平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1款事業費1項公共下水道費、公共下水道事業。内容は3月定例町議会に予算計上し、承認をいただいたもののうち、国から交付決定通知のあったものを適正な事業施行期間を確保するために繰り越すものと、津森地区の下水道工事で請負業者の工事着手が遅れ、平成25年度内に工事が完了しなかったために繰り越すものでございます。金額及び財源内訳などにつきましては、計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） これより報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 8番石田です。報告第2号についてお尋ねをいたします。

ただいまの町長の説明で、津森校区において業者の工事着手の遅れが原因というような説明でございましたが、ただ工事の着手の遅れだけでは説明にならんわけでございますね。なぜ工事着手が遅れたのか、その理由をお尋ねします。それと、繰越額3,893万2,000円の工事名、請負契約日、それに当初の工期はいつからいつまでであったのか、実際の着工はいつされたのか、以上5点をお尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 中桐下水道課長。

○下水道課長（中桐智昭君） 下水道課長の中桐でございます。よろしく申し上げます。8番石田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の報告第2号、平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越計算書の中身でございます。一つは、先ほど町長のほうから御説明がありましたとおり、補助金の確定の遅れということで、それを翌年度に繰り越したというのが一つでございます。

もう一つにつきまして、津森の田原地区の下水道工事に係るものでございます。内容としましては、請負業者の着手の遅れということで、先ほど町長のほうから御説明がございましたとおりですけれども、御存じのとおり、現在、国のほうから公共事業等の拡大、全国的な傾向として建設業界の人手不足が出てきているということでございます。当該繰越分につきましても、請負業者が当初予定していた人手の確保ができなかったということで。

（「何の確保」と呼ぶ者あり）

人手の確保です。人の確保ができなかったということで、工事着手に時間を要したということでございます。

続きまして、請負業者の契約の年月日でございます。当初、こちらのほうにつきましては、契約日は平成25年11月27日でございます。工事の期間が、当初が平成25年11月28日から平成26年の3月10日という形になっておりました。これを随時、最終的に完了しなかつたので繰り越したという形になっております。大体平成26年の1月ぐらいから着工が始まったということでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） ただいま工事着工の遅れについて御説明がありましたが、業者の人手の確保ということでございました。これが正当な理由か否か疑問に思うところであります。契約日が平成25年11月27日、着工が26年の1月と、約2カ月間相当のずれがあるわけでございます。その間、当時のですね、担当課長は指導をしたのかしなかつたのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 中桐下水道課長。

○下水道課長（中桐智昭君） 8番石田議員の2回目の御質問のほうにお答えいたしたいと思っております。

今、お話があったとおり、契約日から大体2カ月遅れで着工がなったということでございます。当然、当時の課長を含めて職員も現場は確認はしております。それで催促をしながら工事のほうを進めてくれということで行ったということは聞いております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 当時の担当課長で、催促をしながら要望はしてあったということでございますが、一応形式な指導はやっておられたということでございます。今後のですね、今回のような事態が常習化しないようにですね、どのような対応が考えられるのか。一つはですね、やはり指名審査会においてですね、やっぱ、指名業者の手持ち工事の量、工期内完工の能力があるか

ないかなどもですね、やっぱ、十分審査する必要があるのではないかと思うわけであります。

そしてまた、今回のですね、この件について業者に対するペナルティーは何か考えてあるのか。また、今後のその辺の対応はどのようにするのか伺います。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。8番石田議員の3回目の質問にお答えいたします。

25年度の下水の工事においてですね、確約の提出があったにもかかわらず、工事竣工時期が約束の不履行ということになってしまったということで、非常に町民の方にも御迷惑をかけたということでございますが、この件によりてですね、6月10日に指名停止委員会を開きました。その中で、町工事等委託契約に係る指名停止等の措置要領の第8条、指名停止に至らない事由に関する措置ということになりまして、書面による警告ということで、これは6月16日に業者を呼びまして指導を行っております。

今後もですね、指名審査会を開くわけでございますが、そういう手持ちの工事とか状況等把握してですね、適正な工事が図れるようにやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第2号「平成25年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

ここで暫時休憩します。

11時20分から再開します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

日程第6 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、益城町土地開発公社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。平成25年度決算で、収益的収入合計は8万8,456円でございます。内訳といたしまして、1款の事業収益として2項附帯等事業収益1万2,000円、保有土地賃貸等収益でございます。

2 款の事業外収益として 1 項受け取り利息 7 万 6,456 円、預金利息でございます。

3 ページをごらんください。収益的支出では、2 款販売費及び一般管理費のみの支出でございます。支出総額 14 万 8,035 円で、内訳につきましては 4 ページの明細書に記載しておりますのでごらんください。

次に、5 ページをお開きください。資本的収入及び 6 ページの資本的支出でございますが、収入、支出ともにあっておりません。

8 ページをお開きください。ここでは、平成 25 年度の損益計算書を載せております。平成 25 年度の経常利益として、マイナス 5 万 9,579 円となり、平成 25 年度の純利益となっております。

9 ページから 10 ページには平成 25 年度の貸借対照表、11 ページではキャッシュ・フロー計算書を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に 12 ページをお開きください。4 の財産目録といたしまして、平成 26 年 3 月 31 日現在の資産は (1) の現金預金が 1 億 694 万 5,704 円、(3) の公有用地が 413 万 8,414 円、2 の固定資産といたしまして、(3) の投資その他の資金が 550 万円、出資金でございます。資産の部の合計が 1 億 1,658 万 4,118 円となります。

続いて、13 ページをごらんください。負債の部でございますが、現在、負債はございませんので 0 円でございます。差し引き正味財産は 1 億 1,658 万 4,118 円となります。

15 ページから 18 ページに附属明細表を添付しておりますので、ごらんください。

次に、26 年度の予算でございます。予算書の 3 ページをお開きください。

平成 26 年度益城町土地開発公社予算。

第 1 条、平成 26 年度益城町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりである。収入合計 7 万 1,000 円、支出合計 50 万 4,000 円となっております。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額 43 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第 3 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出に不足する額 3,500 万円は過年度分損益勘定留保資金で補填する。収入合計 4,000 円、支出合計 3,500 万 4,000 円となっております。

第 4 条、公社債の発行及び長期借入金の限度額は 5,000 万円と定める。

第 5 条、予算の実施上、適当かつ必要であるときは流用することができるものと定めております。

詳細につきましては、5 ページから 8 ページの予算に関する説明書に載せておりますので、ごらんください。

9 ページからは平成 26 年度の予定貸借対照表を載せております。

また、11 ページからは、先ほどの平成 25 年度決算と内容が同じものを載せておりますので、説明を省かせていただきます。

以上で、益城町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 報告第 3 号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

日程第7 議案第21号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中村健二君） 日程第7、議案第21号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第21号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,744万3,000円を減額し、予算の総額を111億14万3,000円とするものです。歳入予算につきましては、交付金、補助金及び繰入金等の決定などによる増減、歳出予算は決算見込みによる不用額、入札残による不用額などによる減額が主なものとなっています。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。議案第21号について御説明申し上げます。

議案第21号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）でございます。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。

専決第1号、平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,744万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億14万3,000円とする。

第2条では繰越明許費、また第3条では地方債の補正を定めております。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

6ページをお開きください。6ページのほうに第2表、繰越明許費を記載しております。繰越明許費につきましては、報告第1号、平成25年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてにより、町長のほうが説明いたしましたので省かせていただきます。

7ページでございます。第3表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、潮井自然公園整備事業債でございます。10万円を減額いたしまして、これは事業費の確定によるものでございます。3,140万円と限度額を変更しております。広安西小学校増築事業債でございます。こちら事業費の確定によりまして、570万円を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

2、廃止、起債の目的が防災対策事業債です。こちらは防火水槽の設置実績がなかったことか

ら、廃止するものでございます。

10ページをお開きください。歳入でございます。

1 款町税 1 項町民税、ここから11ページの 1 款町税 6 項入湯税までは決算見込みによります増額及び減額の補正を行うものです。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税、ここからちょっと飛びますが、14ページ、13款交通安全対策特別交付金、ここまでは各譲与税及び交付金の確定によります増額、減額の補正を計上しております。

14ページ、14款分担金及び負担金でございます。ここから次のページ、15ページ、15款使用料及び手数料 2 項手数料までは、全て決算見込みによります補正額の計上となっております。

16ページでございます。16款国庫支出金 1 項国庫負担金、こちらもここから20ページまででございますが、20ページ、17款県支出金 3 項県委託金までは各負担金、補助金及び委託金の決定によります補正額の計上を行っております。

21ページの18款財産収入 1 項財産運用収入 1 目の財産貸付収入でございます。いずれも町有地の貸付収入となっておりますが、貸地料の中では 2 件ございまして、社会福祉協議会に、もとの健康管理センターの建物を貸し付けておりますので、昨年12月から今年の 3 月までの 4 カ月間、月々 3 万7,812円分の収入でございます。もう 1 件は、日本気象協会レーダー設置、庁舎の屋上に設置してございますが、これが昨年10月から今年の 3 月までの 6 カ月間、月額8,000円での貸し付けの収入を行っているところです。

2 項財産売払収入 1 目の不動産売払収入でございます。町有地、それから里道の払い下げの収入となっております。町有地につきましては上陳の山林、それから里道につきましては福原の宅地及び小峯の雑種地でございます。

2 目の物品売払収入は、決算見込みによります減額の補正を行うところです。

20款繰入金です。歳入額の決定によりまして、基金の取り崩しが必要でなくなったことから減額を行うものでございます。

22ページでございます。22款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金の決算見込みによります減額の補正を行っております。

5 項雑入 1 目滞納処分費です。こちらは決算見込みによります減額の補正の計上でございます。

4 目過年度収入でございますが、説明にございまして、全て国庫負担金等の確定によります補正額の計上となっております。

5 目雑入でございます。決算見込み及び補助金等の決定による補正額の計上を行うものです。

23ページの23款町債でございます。これは 7 ページの地方債補正で説明したとおりでございます。

24ページをお開きください。24ページからが歳出となっております。

2 款総務費 1 項総務管理費、ここから25ページの 2 款総務費 5 項統計調査費までは、全て財源組み替えでございます。このように各目の補正額及び節の欄に金額及び説明の記入がないものにつきましては、全て財源組み替えを行うものの記載でございます。全て国及び県支出金等の決定

によるものでございますので、この後、多数出てまいります。詳細につきましては、さきの全員協議会のところで御説明申し上げましたので、財源組み替えという言葉だけで御説明させていただきます。

25ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。説明のいずれもが該当する申請がなかったことから、減額の補正を行うものです。

2目老人福祉施設費です。養護老人ホーム葉山荘の入所者生活費の不用額として、減額の補正を行うものです。

4目老人福祉費1節の報酬ですが、ここは委員会の開催を行いませんでしたので、全て減額を行っております。8節報償費です。敬老祝金につきましては、対象者が当初の見込みを下回ったことから、減額の補正を行います。13節委託料です。説明の二つの項目とも利用者が当初の見込みを下回ったことから、減額の補正を行うものでございます。26ページ、20節の扶助費でございます。老人保護措置の対象者が減ったことによりまして、減額の補正を行います。

5目の社会福祉施設につきましては、財源組み替えです。

9目後期高齢者医療費でございます。交付額の決定によりまして、後期高齢者医療特別会計へ繰出金を減額補正するものです。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費ですが、県補助金の交付決定により、減額を行うものでございます。

3目児童福祉施設費は、財源組み替えです。

27ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費です。国保特別会計への繰出金の決定によりまして、減額の補正の計上となっております。

3目環境衛生費につきましては、財源組み替えでございます。

4款衛生費2項清掃費につきましては、いずれも財源組み替えを行っております。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費も財源組み替えでございます。

3目農業振興費7節の賃金でございますが、地域再生協議会から支出することになったことから、賃金の減額補正を行うものです。28ページをお開きください。11節需用費、12節役務費はいずれも決算見込みによる減額を行うものです。19節負担金補助及び交付金でございますが、補助申請が当初の見込みより、いずれにしましても少なかったということから、減額の補正を計上しております。

4目畜産費から29ページの8目地域農政総合推進事業費までは、いずれも決算見込みによります減額補正の計上となっております。

30ページでございます。6款農林水産業費2項林業費6目の町有林管理費でございますが、町有林の賃金として計上しておりましたが、人夫賃で計上しておりましたが作業日数が少なかったことから、減額の補正を行うものです。

8款土木費1項土木管理費2目地籍調査事業費でございます。1節報酬及び2節旅費につきましては、調査対象地域が基盤整備終了地区だったことから減額の補正を行います。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費15節の工事請負費です。入札残及び用地交渉が

不調に終わり、工事ができなかったことから減額の補正を行うものです。31ページ、17節の公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金、こちらも用地交渉が不調だったことから減額の補正を行っております。

5目地域再生事業1節の報酬でございますが、予定しておりました非常勤職員が、ちょっと出勤がかなわなかった、執務できなかったということから、減額の補正を行うものです。

6目の社会資本整備総合交付金事業でございます。3節、4節につきましては、職員給与関係でございます。16節の原材料費は決算見込みによりまして、減額補正を行うものです。

32ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費です。19節負担金補助及び交付金でございますが、説明にあります市町村アスベスト調査分析事業補助金につきましては、事業申請がなかったことから、減額の補正を行います。定住促進住宅建設補助金及び地域活性化対策家賃補助金、こちらは平成25年度の補助金が確定したことから、減額の補正を行うものです。28節繰出金でございます。公共下水道特別会計への繰出金は、事業費が決定したことによります減額の補正を行うものでございます。

3目下排水路整備費は、決算見込みによります減額補正の計上となっております。

5目の公園費につきましては、財源の組み替えでございます。

33ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費でございます。12節役務費及び13節委託料につきましては、該当の案件がなかったことから減額の補正を行います。15節工事請負費でございますが、市ノ後団地の避難器具の改修工事は平成24年度の繰り越し事業で実施することができたことから、25年度分の減額補正を行っております。

9款消費費1項消費費2目の消防施設費です。防火水槽設置の申請がなかったことから減額の補正を行っております。

10款教育費1項教育総務費は、財源組み替えを行っているところです。

34ページです。10款教育費2項小学校費1目学校管理費18節の備品購入費です。広安小学校のエアコン購入の入札残として、減額の補正を行います。

3目学校建設費は、財源組み替えでございます。

10款教育費5項幼稚園費、こちらも財源組み替えを行うものです。

6項の社会教育費2目公民館費15節の工事請負費です。いずれにおきましても、入札残によります不用額を減額するものでございます。

35ページです。10款教育費7項の保健体育費1目保健体育総務費です。19節負担金補助及び交付金でございますが、全国大会、九州大会の出場者助成金ですけれど、助成対象者が当初見込みよりも下回ったことから減額の補正を行っております。

2目体育施設費です。12節、16節いずれも決算見込みによります減額の補正を行うものです。

3目学校給食費は、財源組み替えでございます。

14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額として予算の計上でございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第1号「平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第21号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成25年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第22号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中村健二君） 日程第8、議案第22号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第22号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の国保特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ2,129万4,000円を減額し、予算の総額を43億1,533万8,000円とするものです。歳入につきましては、負担金、交付金の決定などによる増減、歳出予算は、保険給付費及び予備費の減額となっています。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 上田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（上田勝二君） おはようございます。健康づくり推進課長の上田です。よろしく申し上げます。

議案第22号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

1 ページ目をお開き願います。

平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,129万4,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ43億1,533万8,000円とする。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月31日、益城町長住永幸三郎。

6ページをお開き願います。まず、歳入でございます。

5款国庫支出金、7ページの8款県支出金、8ページの10款共同事業交付金につきましては、いずれも額の確定によります増額または減額の補正でございます。

11款財産収入につきましては、財政調整基金利子による見込みによる補正でございます。

13款繰入金の一般会計からの繰入金につきましては、一般会計からの国保特別会計への繰入金を減額するものです。

9ページの15款諸収入につきましては、収入見込みによる増額補正でございます。

10ページをお開き願います。歳出でございますが、1款総務費及び2款保険給付費につきましては、財源組み替えでございます。

11ページの4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、実績がなかったことで50万円減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金等から12ページの6款介護納付金、7款共同事業拠出金、8款保険事業費、13ページの9款基金積立金につきましては、いずれも財源の組み替えでございます。

12款予備費につきましては、調整のための減額となっております。以上でございます。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 3番宮崎でございます。

平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）の中の第5ページ目、歳出であります。12項予備費、これについて2点質問をいたします。

まず、補正前の額というのが、今回1億6,188万8,000円ほど計上されております。しかしながら、3月の補正では、補正後の金額が1億6,877万5,000円という数字になっております。3月の補正で、その後また予備費、それぞれの支出額の調整額とは言いながら、これが何で一緒に合わないのかなというのがちょっと気になりましたので、これが第1点。

それから2点目は、その予備費の中で、今回減額補正をされて、1億4,109万4,000円が計上されております。この予備費は、事後どういうふうになるんでしょうか。基金になるんですか、それとも、ほとんど決算にこれは持っていかれる額ですから、どういう取り扱いになるのか。この2点について教えていただきたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 上田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（上田勝二君） 3番宮崎議員の質問ですけど、予備費の関係ですけど、何といいますか、予備費関係は財政のほうでございますかね。済みません、ちょっと分かりかねますので、後ほどでございますでしょうか、済みません。

（「企画財政課でも分からないの」と呼ぶ者あり）

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

専決処分をいたしました平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）中、5ページの歳出の事項明細書の欄でございます。12款予備費の欄でございますが、補正額が前回の補正額とまた減ってきているということでございますが、予備費につきましては特別会計の場合、私が考えますに、二通りの解釈の仕方があるというふうに思っております。一つは、いつも申し上げます歳入と歳出の調整額としての検証。もう一つが、特に国民健康保険なんかの場合は、歳入に不足が生じるような場合にこの予備費から充当すると。歳出に不足ができた場合ですね。例えば、歳入の金額が歳出よりも下回るような場合、この予備費のほうから持ってくるという性質の二通りがございます。特に国保の場合ですと、近年、財源不足が随分叫ばれておりまして、主には予備費の使い道というのは、歳入不足を歳出、この予備費から持ってくるというのが通常、一般的なやり方だろうというふうに解しております。

この予備費として、最終的に1億4,109万4,000円という金額が今回計上されておりますけれど、この金額につきましては、次期への繰越額というような形にもなるかと思えます。これがそのまま基金のほうに積み立てられるかどうかということにつきましては、最終的な決算を見て、基金に積み立てられるような余力があるということであれば、基金に積み立てる方向に行くでしょうし、もし来年度、歳入不足が見込まれるような場合は、そのまま繰越金として活躍するというような考えでおります。以上でございます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

その残った金をですね、どういうふうに割り振るか、事後基金にするのかですね、予備として繰り越すのかということについては分かりました。事後、よく監視をしながら見ていきます。

ただですね、歳出の中の予備費の書き方といいますかね、これがちょっとよく理解できなかったんです。というのは、25年度予算で、当初はですね、7,000万ぐらいの予備費で計上されております。6月の補正で4,000万ほどそれに足されて、今度は2億7,000万。これはどこかからか2億円を持ってこられたんだらうと思うんですが、国からの金がおりにきたのか、基金から取り崩されたのか、2億7,000万になります。続いて、9月の補正で、4,800万ほど増加をさせているんですが、この金で補正後の金が7,000万になっています。そして12月の補正で、4,800万ほど追加をされてるんですが、残った金が1億1,900万。それで3月補正で、先ほどちょっと言いましたけれども、6,000万ほど増加をされて1億6,877万5,000円と、こういう金になります。そして今回の補正の出足といいますかね、もとの金が1億6,000万。ちょっとこの数字がですね、ぱらぱらと合わないものですから、どういうことか。この予備費は全然違う計算になつとるのかなというのがちょっと疑問だったので、次の委員会のときでもいいですから、よく教えていただきたいと、こういうふうに思います。よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋です。3番宮崎議員の2回目の御質問にお

答えいたします。委員会でもいいということでしたので、詳細につきましては、そこで担当課のほうから詳しく調べて御答弁申し上げたいと思いますが、委員会が宮崎議員も違いますので、この場で、私自身のほうでお答えできる分につきましては、ちょっと触れさせていただきます。

1年間の会計年度の中で、例えば歳入にしましては、国からの交付金でありますとか県からの補助金、負担金、それから療養給付費等交付金といまして支払基金からの交付金、もちろん町からの一般財源からの繰入金、そして国民健康保険税、こういった中を歳出の財源として歳入で充てているわけですね。年度の途中で、例えば国庫支出金が決定しました、もしくは支払基金交付金からの交付金が決定しましたというような場合は、歳入にそこを反映させます。これは補正予算の中で、毎回の議会で計上しているところです。また、歳出につきましては、当初予算を上回って療養給付費等が必要な場合がありますので、こういったものも補正予算で増額補正をしたり、もしくはちょっと過剰に計上をしていたというような場合は減額補正をしたりというような、さまざまな補正予算の組み替えを行っているわけです。

その中で、ここの予備費というのも、歳入と歳出につきまして均衡しないような場合は、予備費の中で調整をするというようなことをやっておりますので、25年度の予算の今までの補正の中で、どの部分に歳入が増えて、また歳出がどの部分で増えてたり減ったりしているのかというのを、一覧表か何かによれば一目瞭然で分かるのかなと思っておりますので、基本的な考えはそういうところでございます。数字につきましては、ちょっと詳細に調べて記載してみないと分からないというところです。今現在ではですね。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第2号「平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第22号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成25年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、承認することに決定しました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

日程第9 議案第23号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第9、議案第23号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第23号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計におきましては、歳入歳出それぞれ136万8,000円を減額し、予算の総額を3億3,290万7,000円とするものです。歳入につきましては、保険料などの決算見込みによる増減。歳出予算は、基盤安定負担金の決定による減額が主なものとなっています。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 上田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（上田勝二君） 健康づくり推進課長の上田です。議案第23号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

1 ページ目をお開き願います。

平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,290万7,000円とする。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日、益城町長住永幸三郎。

6 ページ目をお開き願います。まず、歳入でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料につきましては、決算見込みによる減額及び増額の補正でございます。

4 款の繰入金及び諸収入につきましては、額の確定による減額の補正でございます。

次に7 ページをごらんください。歳出でございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定による減額でございます。

4 款の諸支出金につきましては、財源の組み替えです。

10 款の予備費は調整のための増額となります。以上でございます。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第3号「平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第23号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、承認することに決定しました。

日程第10 議案第24号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中村健二君） 日程第10、議案第24号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第24号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

介護保険特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、予算総額を26億8,589万4,000円とするものです。歳入につきましては、補助金、交付金の決定などによる増減。歳出予算は、介護予防事業などの決算見込みによる不用額の減額が主なものとなっています。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） いきいき長寿課長の緒方でございます。議案第24号について御説明申し上げます。専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明します。

1 ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,589万4,000円とする。

平成26年3月31日、益城町長住永幸三郎。

次に6ページをお開きください。まず、歳入でございませう。

4 款国庫支出金につきましては、額の確定に伴う国庫補助金の補正でございませう。

5 款支払基金交付金につきましては、介護予防事業の額の確定に伴う減額補正でございませう。

6 款県支出金につきましては、地域支援事業交付金として県の補助金の増額補正でございませう。

7ページをごらんください。歳出でございます。

5款地域支援事業費1項介護予防事業費につきましては、介護予防事業として健康教室、また実績に基づく減額補正でございます。

同じく2項の包括的支援・任意事業につきましては、在宅高齢者安心確保事業として、緊急通報システムの利用、実績に基づく減額補正並びに福祉サービス事業としての扶助費の実績に基づく減額補正でございます。

8ページをお開きください。10款予備費は、補正に伴う財源調整費としての増額補正となっております。以上で説明を終わります。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第4号「平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第24号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第4号「平成25年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第25号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

○議長（中村健二君） 日程第11、議案第25号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第25号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

公共下水道特別会計におきましては、歳入歳出それぞれ2,048万5,000円を減額し、予算の総額を15億2,879万2,000円とするものです。歳入につきましては、下水道使用料、公共下水道事業債などの減額。歳出予算は、入札残などによる管渠築造工事費等の減額が主なものとなっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 中桐下水道課長。

○下水道課長（中桐智昭君） 下水道課長の中桐でございます。議案第25号について御説明申し上げます。

議案第25号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）でございます。

1ページをおあげください。

専決第5号、平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,048万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,879万2,000円とする。

繰越明許費は第2条による、地方債の補正は第3条によるということでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日、益城町長住永幸三郎。

次に、4ページをおあげください。第2表、繰越明許費でございます。これにつきましては、先ほど報告第2号のほうで報告があったとおりでございますので、省かせていただきます。

続きまして、5ページをおあげください。第3表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的は公共下水道事業、補正前の限度額が3億2,680万円、補正後の限度額が3億1,830万円で、850万円の減額でございます。これは事業費の確定による減額でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変わりはありません。

次に8ページのほうをおあげください。歳入でございます。

1款使用料及び手数料1目使用料でございますが、440万円の減額で、これは決算見込みによる減額補正でございます。

次に5款繰入金1目一般会計繰入金でございますが、750万円の減額で、これは歳入歳出の確定による減額補正でございます。

次に7款諸収入1目雑入でございますが、8万5,000円の減額で、これは決算見込みによる減額補正でございます。

次に9ページでございます。8款町債1目下水道事業債でございますが、850万円の減額で、これは事業費の確定による減額補正でございます。

次に10ページのほうをおあげください。歳出でございます。

1款事業費1目公共下水道費でございますが、1,300万円の減額で、1節報酬2節給料は不用額、8節報償費につきましては決算見込み、15節工事請負費につきましては入札残等の事業費確定による減額補正でございます。

次に2目施設費でございます。390万円の減額で、11節需用費は決算見込み、13節委託料は委託料の確定、次ページの19節負担金補助及び交付金につきましては決算見込みによる減額補正でございます。

次に2款公債費2目利子でございますが、150万円の減額で、これは決算見込みによる減額補正でございます。

次に3款予備費でございますが、208万5,000円の減額で、歳入歳出調整による減額補正でございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第5号「平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第25号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「平成25年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」については、承認することに決定しました。

日程第12 議案第26号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村健二君） 日程第12、議案第26号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（西村博則君） 議案第26号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、益城町税条例等の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、今回の改正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税・法人税割の一部を地方法人税として国税化し、その全額を地方交付税原資に繰り入れられることとされました。これに伴い、法人町民税、法人税割の標準税率が12.3%から9.7%に引き下げられます。

次に、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率が引き上げられます。具体的には、軽四輪車等の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に、原付及び二輪車の税率を約1.5倍、最低2,000円に引き上げられ、平成27年度分から適用されます。た

だし、軽四輪車等については平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用されます。また、グリーン化を勧める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%の重課を導入し、平成28年度分から適用されます。

次に、固定資産税の税負担軽減措置として、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置が創設されます。また、公害防止施設設備に係る固定資産税の特例措置等に地方税法の定める範囲内で市町村が特例措置の内容を定めることができる、わがまち特例が導入されました。

その他、法律改正による条項の整理等を行っております。

以上、専決処分についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 3番宮崎でございます。益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決第6号、これについて御質問をさせていただきます。

これは、先ほど町長から説明を受けましたように、上部の法律が変わったから変わられたということで、内容的にもそれは全部理解はできます。しかしながら、この税制の条例は非常に複雑で、多分町民の方にですね、これを周知徹底するためには非常に大変だろうと思います。そこで、町民の方にこれからどうやって徹底していくのか、特にいつどの項目がどういうふうにならね、税制が変わるか。例えば、この中の、ページがありませんが、附則のところに書いてあります（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、ここあたりは日にちが全部違います。ですから、これをいかに要約をして、多分解説書かパンフレットかをおつくりになられると思いますが、どういうふう町民の方に徹底されるか、これについて質問をいたします。

○議長（中村健二君） 森田税務課長。

○税務課長（森田 茂君） 税務課長の森田でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

税制改正につきましては、おっしゃるとおり大変複雑でございます。私たちも準則に沿って改正を行っておりますけれども、今は考えておりますのは、「広報ましき」あたりには分かりやすい形で、特に軽自動車税の引き上げにつきましては、早速、来年度から始まりますので、なるべく分かりやすい形で周知をしまいたいと思います。それから、ホームページにも掲載をしたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

今、税務課長からも言われましたように、非常にこれ複雑ですね、文書で書けば非常に簡単なんですが、なかなか住民の方に徹底するのはですね、広報とか何かで流ささせて、全然多分徹底しないと思います。ですから十分ですね、今後検討していただいて、それによってですね、直接住民に関係ありますからですね、税金が上がったという話は、間違いがないようにですね、よろしく検討と徹底方、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第6号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第26号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、承認することに決定しました。

日程第13 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（中村健二君） 日程第13、議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第27号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、税条例の改正と同じく、地方税法の一部改正に伴い、国保税条例の改正を行ったものです。主な改正の内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、所得の低い世帯に対する国保税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げ、軽減措置を拡充するものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。議案第27号、専決第7号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これについて先ほど町長から説明がありました。後期高齢者支援金課税が14万円から16万円、介護納付金課税については12万から14万円。これについて被

保険者の負担がどうなるのか、引き上げになるだろうと思いますが、どうなるのか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村健二君） 上田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（上田勝二君） 健康づくり推進課長の上田です。5番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正によりますところのですね、世帯の影響はということで、限度額の超過世帯がですね、後期高齢者支援分では132世帯が91世帯に、介護納付分では66世帯が48世帯になる見込みでございます。

軽減措置に伴います5割軽減の対象者は、384世帯から723世帯になりますけど、2割軽減対象者は781世帯が630世帯になり、5割軽減及び2割軽減世帯を合わせまして、188世帯が軽減の対象の世帯となっております。2割軽減対象者の世帯が減少しているのは、5割軽減世帯に移行したためでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。今、説明を受けました。

実質値上げだというふうに考えます。私どもは現在、国がですね、消費税を値上げするに当たって社会保障充実というふうにうたっておりますけれども、この辺はですね、しっかり国が負担すべきものだと、補填をすべきものだというふうと考えております。以上で質疑を終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第7号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数です。よって、議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、承認することに決定しました。

日程第14 議案第28号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第29号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第30号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第31号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中村健二君） お諮りいたします。日程第14、議案第28号「平成26年度益城町一般会計

補正予算（第1号）」から、日程第21、議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの8議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。

よって日程第14、議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第21、議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの8議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず最初に、日程第14、議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第17、議案第31号「平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算」までの4議案について説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第28号から議案第31号の4議案について御説明を申し上げます。

まず議案第28号、一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ11億1,303万5,000円を増額しまして、歳入歳出総額101億1,303万5,000円とするものです。今年度は4月に町長選挙が実施された関係で、当初予算を新規事業や投資的経費などの政策的経費を極力抑えた骨格予算として提案させていただきましたので、今回は肉づけ予算として、例年よりボリュームがある補正予算となっています。

歳入は、投資的経費の財源となる国庫支出金及び町債、財源不足を補うための基金繰入金などとなっています。

歳出の主なものは、2款総務費では広崎4町内の分割によります公民館用地購入費等、3款民生費では敬老祝金、子ども医療費助成金等、4款衛生費では町単独事業で実施しています太陽光発電設置費補助金等、6款農林水産業費では産地づくり対策助成金、資材支給事業の機械借上料及び資材代など、7款商工費では夏祭り補助金など、8款土木費では道路新設改良費及び地域再生事業費の道路改良事業費、定住促進住宅建設補助金、潮井自然公園整備事業費、惣領団地外壁等改修事業費などです。9款消防費では消防緊急デジタル無線整備事業に伴う熊本市消防局常備消防事務委託料など、10款教育費では小中学校施設整備工事費、小中学校給食費補助金、公民館外壁等改修事業費、文化会館空調機改修事業費及び音響設備のデジタル化に伴う備品購入費等を計上しています。

議案第29号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ86万4,000円を増額しまして、歳入歳出総額42億9,014万8,000円とするものです。歳入は一般会計からの総務費、事務費等繰入金で86万4,000円、歳出はマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費86万4,000円となっています。

議案第30号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ43万2,000円を増額しまして、歳入歳出総額3億3,863万円とするものです。歳入は一般会計からの事務費繰入金で43万2,000円、歳出はマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費43万2,000円となっています。

議案第31号、介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ129万6,000円を増額しまして、歳入歳出総額26億5,892万2,000円とするものです。歳入は一般会計からの事務費繰入金で129万6,000円、歳出はマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費129万6,000円となっています。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。議案第28号から議案第31号までの4議案について、私のほうから御説明申し上げます。

まず議案第28号、平成26年度益城町一般会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。

平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,303万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,303万5,000円とする。

債務負担行為の補正を第2条で定めております。

地方債の補正を第3条で定めております。

今回の補正（第1号）につきましては、当初予算が担当課から予算要求のあった全てを反映しておりませんでした。町長選挙の関係上、骨格予算での計上であったため、今回提案いたします補正額のうち、ほとんどを肉づけ予算としてが主なものとなっております。

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。

1、変更。事項といたしまして定住促進補助金交付事業でございます。補助金交付件数の増加が見込まれるために変更するものでございます。

6ページをお開きください。第3表、地方債補正でございます。追加、以下の7事業につきまして、2億190万円の追加補正を計上しております。

まず起債の目的で、防災対策事業債でございます。防火水槽設置1基を予定していることから、事業費の75%を地方債で賄う予定です。緊急防災・減災事業債でございます。消防積載車、小型ポンプ3台の購入、それから消防緊急デジタル無線整備を予定しております。それぞれ100%の事業債の借入れを予定しているところです。地域再生事業債でございます。事業債のうち50%、その中の90%を地方債を起す予定です。橋梁改修事業債でございます。事業費の45%のうち90%を地方債の補正を行います。潮井公園整備事業債です。事業費のやはり50%のうち90%を地方債を起す予定です。惣領団地外壁改修事業債です。こちらも事業債の50%のうち、90%を地方債で賄います。益城町公民館外壁等改修事業債でございます。こちらは事業費の75%を地方債で賄うというところでございます。

続きまして、9ページをお開きください。歳入でございます。

16款国庫支出金2項国庫補助金1目の総務費国庫補助金は、マイナンバー制度整備に対するもので、社会保障番号制度のシステム整備補助金となっております。

3目衛生費国庫補助金1節の保健衛生費補助金です。がん検診の推進事業対象者が、当初予定

から大腸がんのみとなりました。当初予定の子宮がん、乳がんにつきましては、説明の2段目にあります働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業補助金で対応するという事になったことからの補正額の計上でございます。

5目農林水産業費国庫補助金です。株式会社マースの新商品の開発に対しまして、国庫補助金が交付されるものでございます。

7目土木費国庫補助金です。1節土木費補助金、地域再生基盤強化交付金は、事業費の50%が交付されます。また社会保険整備総合交付金も、事業費の55%が交付されるものでございます。2節都市計画費補助金です。社会資本整備総合交付金といたしまして、潮井自然公園の整備事業として、事業費の50%を国庫補助金で賄います。3節住宅費補助金です。こちらも社会資本整備総合交付金でございますが、惣領団地外壁改修等ございまして、こちらも事業費の50%を国庫補助金で賄うというものでございます。

9目教育費国庫補助金です。中央小学校が実施しておりますコミュニティスクールに対する補助ございまして、事業費の3分の1が補助されるというところ です。

10ページです。17款県支出金2項県補助金5目の農林水産業費県補助金です。融資主体補助型経営体育成支援事業補助金でございますが、二つの事業者に対し、年度途中で採択となったことから、今回、補助額として上げるものでございます。

20款の繰入金でございますが、全て歳出に対する歳入不足を補うために、基金繰り入れを予算計上するものでございます。

11ページ、22款諸収入5項の雑入5目雑入でございます。一般コミュニティ助成事業は、自治総合センターからの補助金ございまして、木山神楽保存会に対して、今回250万円が補助されるものです。空港周辺環境整備事業補助金です。広崎にあります西脇子ども園の遊具の整備に対して補助がされるというところ です。

23款の町債でございますが、6ページの第3表、地方債補正で御説明したとおりでございます。12ページからが歳出となっております。

今回の歳出予算の中で、4月1日付で養護老人ホーム葉山荘が民間移譲になりましたことから、3月31日までに葉山荘に所属していた職員につきましては、当初予算でそのほとんどの人件費関係、職員給与関係を総務管理費で計上していたことから、今回、補正計上で適正な計上をしております。それに伴いまして、2節、3節、4節は全て人事異動によります補正予算の計上が主なものでありますことから、今回、説明を省かせていただきます。また、説明欄で、説明が十分できるという文言が入っているものについても、詳細については省かせていただきます。

1款議会費1目議会費でございます。11節の需用費でございます。その中の修繕費の計上がございますが、本会議場の空調部品の交換を行うものです。加湿器の交換となっております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。13ページの10節から御説明申し上げます。10節の交際費でございます。今回、町長交際費を減額するもので補正の計上をさせていただいております。12節役務費でございますが、軽貨物自動車購入のため、現在使用しております庁用車のリサイクル料としての計上です。13節の委託料、こちらは肉づけ予算の計上となっております。

ります。18節備品購入費です。庁用車購入費でございますが、平成19年に購入いたしました庁用車を、今回、買いかえるということで計上させていただいております。

2目財産管理費13節の委託料です。1番上にあります町有財産整備評価支援事業の委託料につきましては、肉づけ予算としての計上でございますが、新地方公会計によります委託料の計上となっております。その下の公民館用地取得に伴います用地測量業務委託料は、広崎5町内の公民館用の用地取得に伴う測量の委託となっているところです。公共施設等総合管理計画作成業務委託料は、複式簿記に対応いたしました財務諸表を作成するために委託を行うものでございます。17節公有財産購入費です。広崎5町内公民館の建設用地を購入するものです。予定といたしまして312平米を予定しております。

14ページでございます。3目の電子計算機運用費でございますが、13節委託料です。マイナンバー制度対応のシステム改修でございますが、当初予算で電子計算機運用費で対応しておりましたが、特別会計で対応することになったため、減額するものでございます。

4目企画費19節の負担金補助及び交付金です。一般コミュニティ事業助成金につきましては、木山神楽保存会への助成金でございます。

5目交通安全対策費です。15節工事請負費は、肉づけ予算の計上となっております。カーブミラー15基の設置を予定しております。

6目防災費15節工事請負費、こちらも肉づけ予算となっております。校区の避難所の標識を設置するものでございます。

7目諸費でございます。19節負担金補助及び交付金です。こちらも肉づけ予算でございます。

続きまして、16ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。8節の報償費、こちらも肉づけ予算の計上です。それから13節委託料、19節負担金補助及び交付金、こちらも全て肉づけ予算の計上となっております。20節扶助費でございます。福祉ホーム事業費は対象者1名分の計上です。その下三つの説明ですね、在宅重度心身障害者介護手当、身体障害者福祉年金、身体障害者扶養共済手当は、全て肉づけ予算の計上となっております。

4目老人福祉費8節の報償費も全て肉づけ予算の計上です。28節繰出金です。介護保険特別会計への事務費の繰出金でございますけれども、マイナンバー制度システム改修分を特別会計へ繰り出すものでございます。

18ページをお開きください。9目の後期高齢者医療費28節の繰出金でございますが、こちらもマイナンバー制度システム改修分として、一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費です。11節の需用費でございますが、飯野小学校放課後児童クラブの出入り口のひさしの修繕を行うための費用の計上です。19ページ、12節の役務費です。こちらも飯野小学校の児童クラブの樹木の伐採の費用でございます。19節、20節につきましては、いずれも肉づけ予算の計上となっております。

3目児童福祉施設費でございます。11節需用費です。修繕費の計上でございますが、第三保育所、第五保育所の砂場の日よけの修繕を行うものです。こちらも肉づけ予算です。15節工事請負

費、こちらは第四保育所の水飲み場の増設工事で、こちらも肉づけ予算の計上となっております。

20ページでございます。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費です。28節の繰出金でございます。国保特別会計事務費繰出金は、マイナンバー制度に対応するシステム改修に対する一般会計からの繰出金でございます。

3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金、説明全てにおきまして、肉づけ予算の計上となっております。

21ページ、6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費です。19節負担金補助及び交付金でございます。担い手支援リース事業補助金でございますが、飯野営農組合の機械リースに対する補助金として計上しております。産地づくり対策補助金は転作補助金でございます。その下のレンゲ栽培推進事業とあわせて、肉づけ予算の計上となっております。22ページ、説明の欄で、トマト黄化葉巻病防除対策費助成金ですが、こちら肉づけ予算の計上となっております。その下、融資主体補助型経営体育成支援事業補助金は、コウヤマと福富ファーム、二つの事業者に対して事業費の3割を補助するものでございまして、全額県からの補助金となっております。また、農山村6次産業化対策交付金は株式会社マースへの補助金でございまして、こちらは全額県からの補助金を充てるものでございます。

5目農地費でございます。14節使用料及び賃借料です。こちらは農道舗装用及び用排水路の整備を行うもので、肉づけ予算となっております。16節の原材料につきましても同様でございます。肉づけ予算の計上となっております。

8目地域農政総合推進事業費、こちら肉づけ予算の計上でございます。

23ページ、7款商工費1項商工費2目の商工業振興費でございます。夏祭り補助金も肉づけ予算の計上でございます。

4目企業誘致推進費でございます。12節の役務費手数料でございますが、テクノ工業団地内がございます町有地の樹木の伐採に係ります手数料の計上となっております。

24ページでございます。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費です。12節役務費、18節備品購入費、27節公課費につきましては、全て肉づけ予算の計上でございますが、軽自動車の購入に係ります経費の計上となっております。

25ページでございます。8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費でございます。ここの1目から6目までは、全て肉づけ予算の計上となっておりますので申し添えます。まず、1目道路維持費の11節需用費でございます。修繕費の計上ですが、道路修繕の防犯灯管理用プレート設置に対します修繕費の計上でございます。15節工事請負費は、舗装改修、それから側溝のふたの整備を行うための補正予算の計上となっております。

2目道路新設改良費12節の役務費ですが、手数料の計上でございます。土地建物調査費等の手数料となっております。13節委託料は、高速道路西線の測量等を設計するための委託料となっております。26ページ、15節の工事請負費でございます。道路改良事業でございますが、小峯広崎線ほか道路改良事業等の工事費の補正予算計上です。

3目橋梁維持費でございます。13節委託料も肉づけ予算の計上となっております。橋梁の長寿

命化修繕計画に係ります設計委託料の計上となっております。

5目地域再生事業費でございます。27ページの15節工事請負費でございます。グランメッセ木山線、農免道線への工事請負費の計上となっております。17節公有財産購入費も、こちらもグランメッセ木山線、それから農免道線の用地購入としての計上となっております。

6目社会資本総合整備交付金事業でございますが、テクノ工業団地線の14節使用料及び賃借料、16節の原材料費の補正予算計上となっております。ここまでは、全て肉づけ予算の計上というところでございます。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。28ページをお開きください。13節の委託料でございます。益城台地東区等の用途見直し検討に係ります委託料としての計上となっております。こちらも肉づけ予算の計上です。19節負担金補助及び交付金も肉づけ予算で計上したものでございます。

3目下排水路整備事業費、全てこちらの予算計上も肉づけ予算でございまして、内容は説明のとおりでございます。

5目公園費、こちらも全て肉づけ予算でございます。15節の工事請負費でございます。公園整備等設置工事につきましては、広崎にあります西脇子ども公園の工事を行い、そのほかの費用としての計上というところでございます。

29ページ、5項住宅費1目住宅管理費です。12節から15節まで全て肉づけ予算の計上でございます。説明は記載のとおりでございます。

30ページをお開きください。9款消防費1項消防費、この費目につきましても全て肉づけ予算でございます。1目の非常備消防費19節の負担金補助及び交付金でございます。郡の操法大会に二つの班が出席することから、助成費の計上となっております。

2目消防設備費委託料、それから工事請負費、備品購入費、全て肉づけ予算でございます。19節の備品購入費でございます。小型動力ポンプ購入費は、三つの地区に購入が予定されております。消防積載車用の器具購入につきましては、消防用のホースほかを予定しております。消火栓用器具につきましては、格納庫等の購入というところでございます。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費でございます。31ページ、19節の負担金補助及び交付金でございます。くまもと教育の日関連事業補助金、今年度は教育講演会を予定しております。

2項の小学校費1目の学校管理費です。8節の報償費でございます。講師謝金の計上でございますが、中央小学校のコミュニティスクール推進事業に充てるための費用の計上となっております。32ページでございます。13節の委託費でございます。小学校施設整備設計業務委託料は、広安西小学校体育館の漏水、それから中央小学校理科室のエアコン設置、広安小学校の防球ネット設置に係ります設計業務委託料、それから15節の工事請負費、これも先ほど説明いたしましたとおり、それぞれの工事請負費を計上しております。ここは全部、委託料、工事請負費ともに肉づけ予算の計上でございます。18節備品購入費、施設器具費は肉づけ予算です。楽器、それから掲示板ほかの購入を予定しております。23節償還金利子及び割引料でございます。繰上償還金の計上でございますが、津森小学校外壁改修工事起債分を繰り上げ償還するものでございます。

2目教育振興費19節の負担金補助及び交付金は、全て肉づけ予算の計上でございます。

33ページ、3項中学校費1目学校管理費13節の委託料です。こちらも肉づけ予算の計上でございますが、木山中学校体育館の屋根の改修を行うための設計委託料となっております。15節工事請負費、木山中学校につきましては体育館の屋根の改修、益城中学校は自転車小屋の増設工事を行うための予算計上ございまして、こちらも全て肉づけ予算でございます。18節備品購入費、施設器具費はパソコン等の購入費ございまして、こちらも肉づけ予算の計上です。

2目教育振興費、説明三つも全て肉づけ予算の計上となっております。

34ページです。5項幼稚園費1目幼稚園費でございます。13節委託料、トイレ改修費は第二幼稚園のトイレの改修を行うための設計委託料でございます。26年度中に設計の委託を行いまして、工事は来年度、27年度の保育園が休みに入ります夏休みに工事を行う予定としております。肉づけ予算の計上でございます。14節使用料及び賃借料も肉づけ予算でございます。機械借上料は、益城幼稚園の駐車場整備に係ります機械の借上料として計上したものでございます。16節原材料費も益城幼稚園の駐車場整備の原材料、補修材料としての予算の計上です。

35ページ、10款教育費6項社会教育費2目の公民館費は、全て肉づけ予算の計上でございます。18節備品購入費につきましては、空調機3台分を購入する予定での計上というところでございます。

3目の文化会館運営費は、36ページをおあけください。13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費、全て肉づけ予算の計上となっております。18節の備品購入費でございますが、施設器具費の計上となっております。現在、音響設備がアナログ対応でございますが、これをデジタル対応へ移行するための備品購入費の計上というところでございます。

9目交流情報センター運営費は、37ページ、18節の備品購入費で御説明申し上げます。図書購入費もこちら肉づけ予算の計上となっております。

10款教育費7項保健体育費2目の体育施設費11節需用費でございます。修繕費も肉づけ予算でございます。総合体育館、陸上競技場、町民グラウンドほかの補修として、修繕費として計上しているというところでございます。

3目学校給食費は、38ページをお開きください。11節の需用費でございます。ボイラー給湯配管修繕として、修繕費を計上させていただいております。

12款公債費は、財源組み替えでございます。

14款予備費は、歳入歳出の調整額として計上させていただいております。

続きまして、議案第29号でございます。平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書(第1号)でございます。

1ページをおあけください。

平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,014万8,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページは歳入となっております。13款の繰入金1目一般会計繰

入金でございます。マイナンバー制度に対しまして、システム改修を行う必要があることから、事務費の繰入金を一般会計から行うものでございます。

7ページが歳出でございます。1款の総務費でございます。こちらもマイナンバー制度に対応いたしました国民健康保険のシステム改修の委託料として計上したものでございます。

以上で国民健康保険の特別会計を終わります。

続きまして、議案第30号でございます。平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。

平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,863万円とするとしております。

こちらも6ページをお開きください。6ページは歳入でございます。4款繰入金1目の事務費繰入金です。マイナンバー制度システム改修に対しまして一般会計からの事務費の繰入金でございます。

7ページが歳出でございます。1款総務費1目一般管理費、こちらもマイナンバー制度に対応いたします特別会計のシステム改修委託料としての計上でございます。

続きまして、議案第31号でございます。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第1号）です。

1ページをお開きください。

平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,892万2,000円とするとしております。

こちらも6ページをお開きいただけます。6ページが歳入となっております。10款の繰入金4目その他一般会計繰入金でございます。こちらにつきましても、マイナンバー制度システム改修分といたしまして、一般会計から事務費の繰り入れを行うものです。

7ページが歳出でございます。1款総務費1目一般管理費です。歳出につきましても同様でございます。マイナンバー制度に対しましてシステム改修を行うための費用の計上となっております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 日程第14、議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第17、議案第31号「平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

2時45分から再開します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時45分

日程第18 議案第32号 益城町長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第19 議案第33号 益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第34号 益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第35号 益城町文化会館条例の制定について

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第18、議案第32号「益城町長の給料の特例に関する条例の制定について」から日程第21、議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの4議案について説明を求めます。西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第32号、益城町長の給料の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、さきに行われました町長選挙で、県内町村の中で最高額の町長給与を減額するという公約を実現するため、今回、提案するものです。

内容は、町長の給料の100分の10を7月1日から任期満了までの平成30年5月4日まで減額するものです。なお、今回の減額は、特別職の中で町長のみの給料の減額とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議案第33号、益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町男女共同参画センター輝らめき館につきましては、平成24年4月に旧働く婦人の家から施設名称を変更して以降、従来の講座事業と男女共同参画の推進に関する事業を実施しております。町民一人一人が尊重され、対等な立場であらゆる分野に参画し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設となるべく、センターの位置づけや業務内容をより明確にしようとするものでございます。今後はさらに機能の充実を図り、より多くの町民の皆様にご活用いただきたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在、益城町行政改革推進委員会の組織規程は、町政についてすぐれた識見を有する者のうちから町長が委嘱するようになっており、住民が直接委員会に参加する機会がありませんでした。そのため、今回の条例改正は、委員を構成するに当たり町民参画の機会を拡充させるため、公募委員の条件を加えるにあわせて、委員8人以内を10人以内へと条例を改正するものです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第35号、益城町文化会館条例の制定について御説明申し上げます。

町では、町が設置している公の施設について、今後の管理運営方針を検討するため、平成24年6月に、益城町公の施設のあり方検討委員会を設置し、その委員会に文教施設について諮問を行

い、検討を行っていただきました。平成26年2月14日に、委員会から、文化会館については経費削減及び住民サービスの観点から、現在の直営という運営形態を改めて、指定管理者制度の導入を図ることとの答申を受けました。

文化会館に指定管理者制度を導入するには、現行の条例に地方自治法第244条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、指定管理者が施設を管理運営できる旨や管理の基準、業務の範囲等を規定する必要があるとあり、益城町文化会館条例の全部を改正するものです。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 日程第18、議案第32号「益城町長給料の特例に関する条例の制定について」から日程第21、議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの説明が終わりました。

ただいまから議案第28号から議案第35号までの8議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。2点ほど質疑をしたいと思います。

一般会計補正予算、ページ28、8款の土木費、都市計画費の19節ですね。定住促進住宅建設補助金、これが2,080万計上されております。当初、骨格予算で60%計上ということで2,850万ほど計上になっておりますので、合計すると4,930万ほどになるかと思っております。それで、25年度の昨年度の予算ですが、当初予算で1,650万、これが議案21号の一般会計補正予算では540万減少ということで確定というふうになっております。いわゆる25年度は1,110万ということになると思っておりますが、かなり今度、増額の予算を組んだということです。大体理由は分かるんですが、25年度の補助金の利用者状況並びに今年度の予測される利用者及びその根拠、これについて説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、議案35号ですね。益城町文化会館条例の制定についてです。今、るる町長から説明がありましたが、もう一度ちょっと聞き取れにくかったところがあるものですから、答申がですね、出されたのはいつなのかということと答申の主な内容、目的並びに効果、そういうものをですね、これが具体的に数値がどうなのかということですね。それから、指定管理者をするに当たって、どのような企業に委託をしようとしておるのか。それから、指定管理者の導入期間はどのくらいなのか。また、ここに勤めておられる職員の待遇、職員はどうなるのか。その辺をですね、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。5番甲斐議員の質問にお答えいたします。

議案第28号、益城町一般会計補正予算（第1号）のページが28ページ上の段から2番目で定住促進建設補助金2,080万、これは、今、甲斐議員がおっしゃられたとおり、途中部分をですね、当初計上してございましたけれども、1年分ということで計上させていただいております。大体がですね、平成23年度分で払わなきゃいけない部分というのが9件ありまして、前年度で申請あつ

た部分、まだ未払いの部分約20件、今度新年度です、予定しておりますのが約36件ほどをしております。その内訳といいますのがですね、飯野のほうで約5件、福田のほうですね、31件、この31件といいますのは、保育所の下の部分で、まだ出ていないところが約2件、それと福祉施設のあるほうのいこいの里ですかね、そこの前が、今、随分建っています。その部分を約29件と、大体半分出るのではないかというふうに予測しまして、それと、子ども加算分もありまして、全部で2,080万というふうにしております。

ちなみにですね、今現在26年度では、もう一応8件は出ております。8件の内訳は、飯野が1件、福田が7件、中学校が一人、小学校が一人、未就学が11人と。今までですね、23年から本年までの出た件数といいますのが大体56件で、飯野が26件、福田が25件、津森が5件と。うち、小学生が25名、未就学が70名、中学が6名ということで、合計101名の子どもさんが、今までのこの補助金を使って入られたという状況になっております。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。5番甲斐議員の二つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、検討委員会から町長に答申がありましたのは、本年、平成26年2月の14日でございます。あと、導入した場合の効果とかの件ですが、答申の附帯意見の中に、「経費削減はさることながら、指定管理者の文化施策に関する専門的知識やノウハウを活用することにより、住民が文化に触れる機会が増し、現行の直営より充実した文化施策の展開が図られることが期待できる」とあります。

その次の企業の件なんです、期間を申し上げます。期間につきましては、益城町公の施設指定管理者制度導入に係る運用方針では、原則として5年以内とあります。ただ、県内の施設を見ますと、大半が5年でございます。あと、その中でも企業に厳しく条件等を課しておりますので、いい加減などといいますか、そういった企業は絶対入ってこれません。あと、従業員の方なんです、これも益城町公の施設に係る指定管理者選定委員会というのがございます。そこで、労働者の方が安心して働けるような労働環境を取り入れるように十分検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。一般会計補正予算、都市計画の件についてはほぼ理解ができました。ありがとうございました。

次に、議案30号についてですが、具体的にどのような企業ですね、どういう事業をされてるような企業というのはおおむね大体検討がされているのかどうか。それから、そこで働く職員ということと、今現在、町役場の職員がおります。そういった方たちがどうなるのかということですね。また、経費の削減ということがありますが、人件費等については、随分21年度から24年度まで見ればですね、だいぶ削減を1,000万ぐらいされています。具体的に経費の削減というのですね、どの程度あるということ考えていらっしゃるのかですね。それから、文化会館の自主事業委託料というのが、大体例年2,000万ぐらいあります。こういう支出がありますけれども、

これについてはどうなるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。5番甲斐議員の二つ目の2番目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員なんですけども、当然、指定管理が入りますと、職員は役場のほうに引き上げという形になります。だた、臨時職員につきましては、ここの会館を見てもみますと、大半が再雇用という形になっております。

それと、自主事業の件ですが、指定管理を入れる大前提が現行のサービスを低下させないというところでございますので、現行以上の自主事業はお願いをしたいと思います。それに伴いまして、例えば、毎年行っております西部方面音楽隊、そういった事業や、小学4年生に各クラスで音楽家を派遣するアウトリーチ事業、そういったことは、当然、指定管理が入っても行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。

経費節減というところをちょっと尋ねたんですけど、具体的な数字っていうのはまだ検討はされてませんか。回答をお願いします。

私の考えとしてはですね、指定管理者制度についてはですね、全国的にもいろいろ問題が出ております。これは、文化会館というのは、町の施設で建設されてまして、本当に益城町民の方は、この会館というのはすばらしいんだというふうに誇りを持ってらっしゃると思います。そういう会館であるからですね、やっぱり民間に管理を委託せずにですね、町がしっかり運営をしていく、そういうふうにするべきだというふうに考えております。この辺をまたよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 5番甲斐議員の二つ目の3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

私も、15年ほど前に、5年3カ月文化会館の館長をしておりました。その中で、いろんな補助事業に取り組んでおります。そうした中で、益城町文化会館は、九州でトップクラスの音響設備を入れておるのは御案内のとおりでございます。私の中では、九州で1、2番とっております。そういった中で、音楽を主体とした自主事業を行っております。

また、経費削減につきましては、先ほど済みません、答え損ねましたけれども、具体的な数字までは出しておりませんが、削減につきまして検討をしております。ただ、先ほど申しましたが、指定管理の選定委員会や公の施設の指定管理者制度に係る運用方針、そういったので詳しく定めておりますので、そういった方針や委員会の意見を聞きながら選定をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

12番福永議員。

○12番（福永誠一君） 12番福永です。

平成26年度一般会計補正予算の中の13ページですね、町長の交際費の減額ということでここに載っております。町長は、財政を立て直すということで、今回、町長になられたわけでございまして、当然、交際費も削減したいということであろうと思いますが、ただいま副町長もおられないということで、町長はこれからいろいろなもので、先ほどの所信表明演説の中でも町民との触れ合いを大事にすると。そういうことで、これから交際費は、前町長が280万組んであったわけですが、今回、30万減額されるということで250万になります。交際費は余裕をもってですね、余ったら余ったでいいと思いますので、交際費は当然据え置いて、これから町の発展のために、町民との触れ合いを大事にして頑張ってもらいたいと思うわけですがいかがなものでしょうか。

それから、町長ですね、32号で給料が10%カットと。これは公約でございまして、言われておりますが、これについてもですね、町長は多忙だと思いますので、交際費はですね、据え置くべきではないかと思いますが、町長の御所見を聞きたいと思います。

○議長（中村健二君） 堀部秘書課長。

○秘書広報課長（堀部博之君） 秘書広報課長の堀部です。12番福永議員の質問にお答えいたします。

議案第28号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）13ページ、町長交際費の減額の件ですが、今回の補正予算で30万円の減額補正をしており、250万円の予算としております。これはですね、今、職員ですね、慶弔費を交際費のほうから出しておりました。ただ、県内の自治体を見ますと、職員の慶弔費を交際費から支出しているところがほとんどありません。それで、その分として30万を減額したものでございます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番福永議員の御質問にお答えをいたします。

温かい御指摘ありがとうございます。

まず、町長給与につきましては、選挙のときに10%減額するというので、いろいろ調べましたところ、大津町さんは74万7,000円、菊陽町さん74万7,000円ということで、同じということで、郡内の中でも10%減額でちょうど真ん中ぐらいになるかなということで、83万400円を10%減額いたしますと74万7,360円ということで、下げたからといってこの仕事をしないということじゃなくて、一生懸命またやっていきたいと思っております。ただ、今の温かい言葉、本当にありがとうございます。また一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 12番福永議員。

○12番（福永誠一君） 12番福永です。2回目の質問をします。

ただいまお答えになったところですね、秘書課長から説明等聞きまして大体内容は分かりましたが、これからはですね、住民もどんどん増えてきます。また、財政的にも大変厳しい中でございまして、町の発展を停滞させるわけにはいきませんので、町長、いろいろ大変だろうと思うが、ぜひ町のために頑張ってもらいたいと思うわけですが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 1 番野田です。

まず一つ目が一般会計補正予算中、これ13ページですね、財産管理費、公有財産購入費、用地取得費1,340万。312平米、約95坪ほどだと思いますけれども、この場所を教えてください。

次が、議案第33号ですね、男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するというところですけども、一番最後のページでですね、条例改正後、改正前載っておりますけれども、第6条ですけども、使用料は別表に定める額とする。ただし、第3条の規定により使用する場合は無料とする。このただし書きは抜けておりますけれども、抜けておるといふか改正になっておりますけれども、これはあえて全て有料にしているのでしょうか。これが2項目めです。

それから、議案第34号、行政改革推進委員会設置条例の一部を改正するという部分ですけども、まず、現在の委員のメンバーと最近の議事録、いつやられたのか。まず、そこから、現在のメンバー、任期と議事録を、また、議事内容も含めて教えてください。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。1 番野田議員の質問にお答えします。

まず、第1 問目、場所ですね。これは広崎、府内古閑になります。4 町内、今、1、2、3、4 町内ございまして。

（「住所は」と呼ぶ者あり）

まだちょっとこれはですね、契約書は結んでおりませんが。

（「312平米って」と呼ぶ者あり）

はい。面積はそうですね。府内ですね、130番地の1。広崎です。

（「1300番の1」と呼ぶ者あり）

1300番の1。はい。府内ですね。広崎の府内。

それから、男女共同参画センターの条例ですけども、これが、改正前はですね、このただし書きのところですけども、これは大体18年にですね、改正したときに廃止すべきだったものをですね、今回したということでございます。18年のときに有料化、貸し出しの金を取るようになってきましたけども、このただし書きというのがあるが無料でしておりましたけど、それをやってなかったんで、今回、あわせて改正したということになります。以上です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長西橋でございます。1 番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第34号でございます。益城町行政改革推進委員設置条例の一部を改正する条例の制定についての中から御質問を受けております。現在のメンバーはという御質問が第1 番にございましたけど、現在、行政改革推進委員というのは、今現在はおられません。と申しますのが、委員の任務というのがございまして、条例の第2条にですね。町長の諮問に応じ、益城町の、この行政改革推進に関する、大綱に関する諮問を町長が行いまして、その答申を行った時点でその任務は切れるものというふうになっております。ですから、前回の大綱が平成のですね、22年から25年ま

での5年間の大綱というところで任務を負っていただいた推進委員さんはございますので、そちらの方の役職等を御報告申し上げます。

まず、当時の町議会の議長でありました福永議員、それから元職員であります渡辺委員、JAかみましき代表といたしまして赤星委員、それから民生児童委員協議会の代表といたしまして稲田委員、稲田ハツコ様です。町の婦人会代表としまして富岡委員、商工会代表といたしまして住永委員、PTA連絡協議会代表の上村委員、区長会長の代表といたしまして松本委員。以上の8名の委員さんによって、前回の行政改革大綱の推進委員というふうになっていただいております。

今回は、その行政改革大綱が既に25年度終わっておりますので、今現在、新しい行政改革大綱を策定しているところです。今現在は、まだ職員から成りますプロジェクトチームを立ち上げて、その中で、どういうふうな大綱をつくれればいいかという現在策定中、協議中でございます。今後の流れといたしましては、行政改革大綱の案をつくりまして、それを行政改革推進本部にまずかけさせていただきます。

この推進本部というのは、町長はじめ全ての役場の課長から成っております。その後、住民に皆様の御意見を聞きますパブリックコメントを開始いたします。そのパブリックコメント等の意見を反映できるものはこの大綱に反映させていただきながら、行政改革推進委員、今回、条例改正を出させていただいておりますけれど、御賛同いただけましたら10名の委員から成る行政改革推進委員会議事にかけて、諮問、答申という形で住民の皆様にもまた御報告申し上げるという流れをとりたいと思っております。

今回、8名の推進委員から10名に増員させていただくんですけれども、やはり住民の方の意見をより多く聞きたいということから、公募委員を2名追加させていただいております。新しい委員については、現在、まだ大綱の策定中でございますので、任命は行っていないところでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 済みません。1項目め、2項目めは先ほどお答えがありましたので。2項目めは、一応平成18年度、これはもう有料にするということで決まっていたということですかね。

（「いや、そこは働く婦人の家時代のやつが残ったんです。昔の働く婦人の家という、それが……改正せないかんだったのを」「後で説明してください」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。はい。

それから、今、まず8人で、今度10人にされると。この第3条の中に10人以内をもってというふうにありますけれども、この一つ目に、町政にすぐれた識見を有する人と、有識者ということでしょうけれども、下に公募委員と。その有識者は分からんでもない、先ほどのメンバーはほとんど有識者に近い部分があると思うんですね。

公募委員、これはさっき言われたように、いろんな段階を踏んでですね、つくっていかれると。その中でパブリック、いわゆる町民の意見も聞いていかれるという説明もありましたので、ここでまた公募して、これ公募、どういう形で、誰がどういう形でというか、やられるのか分かりま

せんけれども、町民の意見を吸い上げるのであればパブリックビューイングあたりで十分だと思うんですけども、わざわざ公募をして8人を10人にするという意味があるのかないのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 先ほどは失礼しました。

御質問の点ですけども、これはですね、18年度はまだ働く婦人の家ということで、講座とかいろいろやっておりました。その中で、ちょっと手元にございませんですけども、減免規定みたいな感じですね、大体ここは廃止しなきゃいけないのをそのまま、前回ですから、男女共同参画センターができたときに、項目を削らなきゃいけないのをそのまま載せていたと。この規定はですね。ただし書きというんですけども。今回、改めていろいろ公の施設の検討委員会のほうからですね、もうちょっと目的をはっきりしろとか活動を明確にしろとかいうことがございましたので、新たに、前回できたときにつくりましたけど、今回、正式にまたちょっと見直したということで、前から条文がそのまま残ってたもんですから。これはもう事務的ミスだと思いますけど、その点を廃止、ここを削ったということでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋です。1番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

公募の意味ということをお尋ねになっておられます。確かに議員が言われる二重の意見聴取ではないかというの分らないではないんですけど、パブリックコメントというのは、限られた場所、まずホームページでありますとか情報交流センターでありますとか、そういったところに紙媒体もしくは電子媒体で皆さんにお知らせするというところでございますけれど、そこだけを見てのパブリックコメントという形になるわけですね。ですけど、この行政改革推進委員という、会議を開く際には、もっと細かく内容を突き詰めたところで話し合いをしていただきますので、やはりそこでの委員さんの意見というものも大事にしたいというふうに考えております。そういったことから、公募の意味というのは十分あるのではないかとこのように考えておりますのでよろしく願いいたします。

（「前回の議事録は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。前回の議事録については、今ちょっと手元にないんですけど、25年度までの策定分については、後ほどまた議員さんのほうにお見せしたいと思います。以上でございます。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 済みません。3回目ですかね。

いろんなのを否定しているわけではなくてですね、開かれた町長室だったですかね、町長がされるということで、いろんな意見はですね、そこで吸い上げていくと。プラス課長会議等を繰り返されて大綱をつくっていかれるという中で、今度いろんな業界からの、先ほどのメンバーは婦人会、JA、PTA、商工会云々と、ほとんど主要な委員の方がおられると。そこに公募を。済みません。ここで町政にすぐれた識見を有する者と公募委員とあります。この公募についてです

ね、これにわざわざ入れると。有識者ということが書いてあるのに、さらに公募を入れると。公募は誰が選ぶのか、どういう選び方をするのか、有識者と何が違うのかというふうになってくると思うんですよね。その辺については、いろんな意味でですね、わざわざここで議案として条例にうたう必要があるのかも含めて検討する余地が十分あると思っていますので、また、その辺についてはですね、検討をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。

平成26年度益城町一般会計補正予算書の中の13ページ、総務費の一般管理費13節委託料、人事評価構築支援業務委託料、これをちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、27ページの地域再生事業費の17節公有財産購入費。これはグランメッセ木山線とおっしゃいましたが、大体どの辺ですかね。これをお知らせいただきたいと思います。以上です。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

一般会計補正予算の13ページですか。人事評価構築支援業務委託料259万2,000円というのが上がっております。昨年もですね、人事評価に対しましては、ちょっと研修会をしようということですね、20万ほど上げておまして、今まで、ここ二、三年間、いろいろこういう二、三十万の感じですね、上げておりました。

どういうものかといいますとですね、これは、主に勤務評定なんですけども、県内ですね、団体を見ますとですね、大体31団体が実施しておまして、試行中が4団体、まだ未実施というのが9団体ございます。益城町はこの勤務評定もやっていないというので、9団体の中に含まれております。

これはどういうことをやるのかというと、職員ですね、能力、実績を適正に評価すると。人事評価はそういうことでございまして、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促して、職員の人材育成と組織の活性化を図るということでございます。それと、あと、適材適所に人事配置や給与等への反映など、能力実績に基づく人事管理を推進して、これらを通じて分権時代の自治体職員を育成し、行政サービスの向上を図るということで、今まで形にして目に見えるもので評価をしてはいなかったと。あくまでも私たちが見たりですね、こういう人だろうということで相当能力的にある人だとか、そういう私たちの主観的なもので判断してきたものを、今回はちゃんとした人事評価制度の構築、導入ということでやろうと思っています。

どういうことをやっていくかといいますと、これも一、二年でできる話ではなくて、二、三年、三、四年かかり、最悪でも5年くらいかかるものだと思っています。今回はですね、まず、職員のアンケートをとったり、それから町長あたりのヒアリング、それから職員に対しての人事評価ちゅうのはこういうものだよという研修会をします。それとあと、人事評価のシステム、書き込んで打ち込めばですね、こういうのができるということをやろうと思っています。それで大体259万円の予算を上げております。

今までここ数年、私も総務課長になりまして、もう以前からのことですね、この評価自体をやってなかったんで、やはりなかなか職員間の能力、それから実績等、適正に評価していたかということも疑問がありますし、この制度を用いましてですね、きちっとした人事管理等に使っていきたいと思います。以上です。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 建設課工務係長の齊藤でございます。15番渡辺議員から質問がございました件についてお答えさせていただきたいと思います。

平成26年度益城町一般会計補正予算書の中で、27ページ、8款土木費2項道路橋梁費の中で地域再生事業費、17節の公有財産購入費がどの場所に当たるのかという御質問かと思っておりますけれども、地域再生事業が二路線ありまして、一つがグランメッセ木山線、もう一つが農免道線になります。グランメッセにつきましては、惣領の県道益城菊陽線とグランメッセ木山線が交差する交差点部ですね、県道部の車線、右折レーンの拡張に伴う道路用地が2筆、また、農免道線につきましては、小谷地内の県道堂園小森線、第2空港線から西原方面に向かう県道から南側の日赤のグラウンドがありますが、その間の用地、筆数的には6筆の用地の購入を予定しております。以上です。

○議長（中村健二君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。再質問を行います。

まず1点目の人事評価構築支援業務委託料、これについては、職員の評価というのと、評価はどなたがするわけですか。それをひとつ教えてください。

それと、27ページの公有財産、この日赤のグラウンドから北へ登る道路の件ですかね。あそこはまだ終わってらんだったですかね。6筆残るとということですが。はい、分かりました。じゃあ、よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 15番渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

評価するのは課長です。私も含めたところで、各部下の者を評価いたします。あと、私たちを評価するのは町長がすると思っておりますけれども、あくまでも正しい目というか、客観的な数値的にその職員を判断するということで、非常に課長も重い責任を持つんで、やはり管理職においてもですね、いろいろ研修とかどういう評価をするのかということをやると思います。以上です。

○議長（中村健二君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 3回目の質問をします。

今、普通の職員さん方は課長さんが評価すると。これ、非常にこう、いろいろひいきはないですか。非常に難しいのではないかと私は思いますが。それを厳正にやっていただきたいと。やっぱりですね、そういうとはなかなか皆さんが今まで難しいから今までできなかったのではないかと感じております。しかし、やるべきときはやらないといけないと。そういうことで、しっかりと課長さん方ばかりですから期待しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 3番宮崎でございます。私は、3議案6問質問させていただきます。

まず、第1議案はですね、平成26年度益城町一般会計補正予算であります。

まず、第1点目はですね、この3月に骨格予算、私は骨格予算ちゅう言い方はどうかと思うんですけど、皆さん、骨格予算と言っておられますから骨格予算でいいんですが、その骨格予算と今回の補正予算で、大体年度の計画ちゅうか、これが大体出そろったと思います。そこでですね、この第5次益城町総合計画、これと今回の26年度の予算、これは一貫をしてるんですか。整合されてるんですか。それともこれはこれ、あれはあれ、こういうふうな感じですか。これが1点目。ちなみに、総予算では2億ぐらい違います。

次、2点目。この補正予算はですね、新しい町長選挙が終わって、骨格予算にプラスする補正予算は、その中心は、本来であると町長の政策的な事業、これが重点だろうと思うんです。そこで、今回のこの補正予算の中で、新しい町長さんが新規事業なり事業としてどういうのを入れられてのか、もし入れられていないとすれば、これはいつから入れられるのか、これが2点目です。

それから、3点目はですね、ページの13ページ、先ほどから議題になっております一番下のですね、公有財産取得の中で、広崎の公民館用地、これが取得になります。これについては非常に結構なことで、私は反対はしません。しかしながら、安永の住民にはですね、非常に説明しづらうございますのであえて確認をいたします。ましき野の公民館用地を私は3年前から町のほうにお願いをして、陳情しております。しかしながら、何も御無沙汰ちゅうか、いろいろ調整はしているんですけど、きちっとした答えはない。住民もですね、非常に心配をしております。用地についてはですね、地域再生道路の工事のあおりを受けてですね、とても今建てられるような状況でもない。本当に町は考えているのかなと、ましき野の人たちを。こういうふうみんな思っております。ですから、あわせてですね、補正予算に直接関係ございませんけども、コメントをいただきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、2番目の議案でございますが、これはですね、32号益城町長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。これは、町長が公約をされて給料を10%減額される。これは非常にすばらしいし、私はそこは反対はしません。しかしながら、この条文の一番最後のところです。「ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする」ということで、給料は下げるけどボーナスとか退職金は下げないと。これは非常に町民にとってですね、いろいろあろうかと。この趣旨を確認をさせてください。

続いて、3番目の議案です。これは益城町文化会館条例です。これは、我々の説明資料に何で新旧対照表がついてないんですか。これだけで我々に理解をせというのはなかなかですね、不親切です。旧の条例と見比べました。その中でですね、3条の会館の業務ですね、これが旧では「講演会、研修会等の開催に関する事」と、こういう項目が一つ入っています。しかし、この新しい条例にはその項目が入っていません。つまり、文化会館で我々は成人式とかですね、いろんなのをやります。それは、新しい条例の三つの項目の中のどこか入るのかなと。ちょっとそこ

を条例の確認をさせていただきます。

以上、3議案六つの質問をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の一般会計の補正予算は総合計画との整合性がとれているのかという御質問でございました。現在、第5次総合計画の前期計画が進行中でございます。本予算につきましては、昨年の11月から予算の組み立てをまず行ったもののうちの骨格予算に反映できなかった分が、ほとんど今回、肉づけ予算として計上させていただいております。全体として、この前期基本計画の文言に全て合致しているものというふうに認識しております。

それからもう一つ、新町長、西村町長の新事業について、今回幾つか反映させているかという御質問でございますが、町長給与につきましては、まだ条例の制定だけでございまして、予算の減額等は行っておりません。

それから、町長交際費につきましては、減額の補正をさせていただいていると。ただ、公約にございますさまざまな事業につきましては、今回の補正予算には反映してないところでございます。

また、いつからかということでございますが、総合計画との整合性がとれない部分での公約もございますので、その部分を前期計画に反映させるのか、もしくは今年度から後期基本計画の策定の段階に入ってまいりますので、後期の中で反映させるのか、そういったことも考えなければなりませんし、また、さまざまな補助金等の公約もございましたけれど、これについては、条例もしくは要項、こういったものの制定もございますので、若干の時間は要するものと思っております。具体的にいつからかというのは、まだちょっと明言はできない状況でございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。3番宮崎議員の質問にお答えします。

ましき野の公民館用地なんですけど、まず、広崎4町内の件なんですけども、大体、現在780ほどの戸数がございます、これがもうちょっと区長さんもですね、手に負えないというような状況で、もう分けたいという要望がございます、大体400ずつぐらいの規模になるかと思えます。それで、分割したときには公民館を建てるのを応援しますということで、今回の予算になっているわけでございます。

ただ、ましき野においてはですね、用地的には、まず以前から公民館の用地にしてくださいということで用地を町に寄附してございますし、確かに、今言われたように形状的なものです。写真を見てちょっとびっくりしたんですけども、道路をつくるときに、のり面といいますか、その処理がですね、非常にやっけてよくなくてですね、建物を建てる時にどうするかということとはちょっと考えておりますが、現在のところはですね、寄附していただいているので、それでどうにかできないかというふうのうちでは考えております。

それから、町長の10%減額の件なんですけども、本人もいろいろ考えるところがあるだろうと思うんですけども、月額を10%というふうにしておりますので、確かにボーナスいろいろございますけども、そのこのところはですね、今回は考慮しておりません。給料の10%と。だから、月々の給料を83万400円から74万7,360円にするというだけで対応しております。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

現在の条例には、第3条第2号に「講演会、研修会等の開催に関することで業務を行う」とありますが、今回の条例にはそれが抜けている、なぜかという御質問でございますが、今回の条例には、第1条「町民の文化の振興を図るため文化会館を設置する」とあります。また、第3条に、「会館は次に掲げる業務を行う」とありまして、第3号に、「第1条の目的を達するために必要な業務に関すること」とありますので、成人式とか講演会とかは広義、広い意味で町民の文化と捉えておりますので、あえてそのこのところを削除しております。以上でございます。

（「対照表は。新旧対照表」と呼ぶ者あり）

新旧対照表につきましては、制定につきましては、だいぶん前から新旧対照表はつけておりません。あくまでも一部の改正とか、そういったのでつけておりますが、新しい条例の制定とか、そういったものにはつけておりません。以上でございます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

まず、補正予算関係ではですね、要は、中期計画といいますか、実施計画ですね。済みません。せつかく町でつくっているこの実施計画がですね、ちゃんと生かされているかどうか。ちょっとこの予算書との区分概念が違うものですから我々もなかなかこうチェックしづらいんですけど、ただ、トータル的な金額ではですね、先ほど言いましたように2億円違います。

それから、去年、学校にエアコンを入れる予算がつかしました。そういう補正が出たとき、これがこまめに直されて、きちっと何年間、トータルでですね、収支が合うようになされているか。これはですね、引き続き今後もですね、注目をしてチェックをしていきたいなど、こういうふうに思います。たびたび質問をさせていただきます。

それから、公民館の話ですけども、私は広崎のほうがつくられることについて云々言ってません。それは非常にいいことだと思います。だけど、やっぱり今度町長が住民目線と、こういうふうにおっしゃっておられますから、ましき野はですね、去年165名の署名を集めて町長に陳情をいたしました。しかしながら、正式な回答はございません。そういう状況でありますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。あそこは、あそこで骨を埋める人ばかりです。アパートもありません。借家もありません。全部あれですから、どうぞよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

それから、町長の給料についてはですね、またいろいろあるかと思いますが、最後はまた委員会で質問をさせてもらいたいと、こういうふうにあります。

続きまして、一番最後ですね、文化会館の話です。まずですね、新旧対照表ちゅうかですね、これをつけていただくのは、何でつけていただくかという、議員さんにこの条例を正しく理解をしていただくと、こういう意味でつけていただくわけです。それはもう、これをつくる人は非常に大変だろうと思います。しかし、我々議員はですね、条例は町の法律です。間違っではないし、きちっとしたことを理解してですね、町民の方に提示をしないとイケません。

ですから、本来でありますと、私から要望したいのは、対照表と、それから、できたら要約的なやつですよ。そして、こうした場合はどういう問題点が起きるか、これに対してはどう手を打つか、本当はそこまでぐらい説明資料が要るんですけど、それはなかなか大変だろうから、最小限ですね。例規集をですね、いつも持って歩くわけにいきませんので、皆さんのほうにお願いをして対照表をつくっていただいているんです。ですから、ほかの項目の条例改正は、皆さんつけていただいているから、非常に我々は勉強しやすいです。ですから、それはぜひできたら今回の委員会までによろしくお願ひしたいと思います。

それから、さっき、何ですか、業務が一つ抜けているという話の中で、全般的な目的から云々とか言われるけども、私はちゃんとこういうのはきちっとですね、業務はつけとったほうが、一番、使う人にも委託を受ける人にも明確になるんじゃないかと、こういうふうに思っています。課長のコメントをひとつよろしくお願ひします。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。3番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、業務の内容につきまして、法規文審査会のほうでたたいております。その中で、確かに議論はございました。省く議論ですけども、そういった中で、一応、先ほど申しますとおり、広い意味で文化に関するということで、先ほどの研修会とか成人式とか、そういったものも入るということでその議論は終わりました。

あと、新旧対照表のことですが、これもまたお願ひをしてみましたけれども、新しい条例につきましては、新旧対照表はつけないということになっております。ただ、今後検討したいと思えます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。3回目ですね。

もしですね、本当に業務の内容を削除、もしくはですね、省略をするのであれば、その議案、条例の説明のときですね、それは絶対言わなきゃいかん話なんです。だから、もし何かでですね、旧条例から新しい条例の中で項目が変わったりする場合には、必ず説明のときにですね、つけ加えて、重視して説明してもらわないと、これは説明として不十分だろうと、こういうふうに思えます。

それから、新旧対照表についてはですね、新しい条例のときには確かに対比するのがないからですね、それはそうかもしれません。だけど、以前にあるやつとだったらですね、何かに対比しないと、どこがどう変わったかというのは、やっぱり一目でですね、分かるように、ぜひお願ひ

したいと思います。私のお願いで質問はありません。

○議長（中村健二君）　ここで暫時休憩します。

4時5分から再開します。

休憩　午後3時54分

再開　午後4時05分

○議長（中村健二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君）　6番寺本です。

平成26年度の益城町一般会計補正予算書の中で、27ページの6目社会資本整備総合交付金事業ですね。今年予算は、14節の使用料及び賃借料の機械借上料が400万、同じく16節の原材料費が200万で600万。すると、これが先ほど繰越明許費の中で1億2,670万ですか、計上されておりましたけれど、今年は、極端に言えば、平成26年度でもう終わりということですかね、今年予算がないちゅうことで。そのあたりの説明をお願いいたします。

それと、30ページです。2目の消防施設費13節の委託料、熊本市消防局常備消防事務委託料3,423万3,000円、これは骨格予算で、何か90%ぐらいで3億3,438万5,000円ですか、計上してあったと思いますけど、合わせて3億6,851万8,000円になりますけど、昨年度の6月議会か、あれで広域化になった場合のシミュレーションで、この金額でどのくらいシミュレーションどおりにですね、もちろん平成26年度ですね、当初予算ですけど、シミュレーションと比較した場合ですね、どうなっているか、それをお答え願います。

3点目に36ページです。3目の文化会館運営費の中の18節備品購入費、施設器具費5,206万8,000円。私も、正直、施設器具費5,206万8,000円って聞いてからちょっとびっくりしたんですけど、先ほど宮崎議員からも説明がございましたように、確かにこの実施計画書ですね、これも私ももちろん精査して見ました。すると、先ほど企画財政課長は何か整合しているような言い方をなさいましたけど、全くこれにはですね、ただ外壁の屋上防水は平成25年で終わるとですね、1億ばかり。そうすると、キュービクル内高圧機器改修工事あたりも25年度で終わってですね、26年度はそういうとは全く0なんです。だから、整合性は、先ほど企画財政課長が言いなされたけれど、全く違っておると私は思っております。そのあたりの説明をいま一度お願いいたします。内容をですね。施設器具費5,206万8,000円でしょう。どういうとがって、これには工事は伴わんとかなどと思って。ただ備品購入でしょう。品物を買うってだけでしょ。だから、それには工事は伴わんとかなど。そのあたりの説明をお願いいたします。

それと、同じく37ページ、体育施設費、11節の需用費の中の修繕費975万、これは骨格予算でも1,100万ほど計上されておりました。合わせて1,975万2,000円か。この内容をお願いいたします。修繕費の内容です。

それと、その下の3目学校給食費2節の職員給料1,083万7,000円減額になっております。しながら、これは当初、骨格予算では5,164万2,000円計上されておりました。3月議会で5,164万2,000円、そして今回、1,083万7,000円と大幅な減額がなされておりますけど、そのあたりの説明をお願いいたします。以上です。1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 建設課工務係長の齊藤です。6番寺本議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度益城町一般会計補正予算書の27ページ、6目社会資本整備総合交付金事業の中で、本年度の単費による使用料及び原材料費のみを計上しておることに対しまして、事業としては前年度からの繰越予算のみで終わりになるのかという質問だと思います。

事業自体につきましては、前年度の繰越予算で今年度工事のほうを予定しておりまして、それで、一応開通の見込みとなっております。事業自体につきましては、29年度まで継続して事業期間はございますが、一応、今年度までの開通見込みができておりますので、今年度までで工事のほうを終わりたいというふうに思っております。質問のほうは以上になります。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 6番寺本議員の質問にお答えします。

まず、消防のデジタル化の工事の金額なんですけども、当初にですね、消防局の事務委託料ちゅうのが3億3,438万5,000円というのを組んでおります。今回の工事が3,400万程度になります。それと、25年度の3月、いろいろ残り分のやつがあったんで、解散に伴う清算金あたりが1,600万程度組んでおりました。この1から2を引きますと、1億7,438万5,000円ということになります。

当初、26年度のシミュレーションでは、町の負担金が2億1,420万5,000円というふうに考えておりました。そうしますと、先ほどの分、1億7,438万5,000円をシミュレーションから引きますとですね、シミュレーションが2億1,000万ですから、今のところ、この段階で大体3,900万程度シミュレーションより浮いてたというお金がございました、3,900万ですね。

今回、デジタル工事が3,400万程度かかるということでございますので、大体シミュレーションよりもちょっと若干安くついていると、3,982万円から3,423万3,000円を引きます。と大体500万程度の、現在のところはですね。シミュレーションどおりといいますか、どおりじゃないんですけど、ちょっと多く払わなくて済んでいると、500万程度安く済んでいるという状況になります。

それから、あと、給食、学校ですね、職員さんの給料で減額のところの話なんですけど、これは、うちの総務費ですね、人件費、これは12ページに出ておりますけども、給料で、総務管理費の一般管理費の中で職員給料というのがございます。この職員給料というのはですね、12月にですね、大体作成いたします。その後、人事異動等で変わったときに減額していくということでございます、この年は、去年はですね、特に葉山荘、10名ほどの職員さんがございまして、半分を総務課、それから半分は給食センターのほうにということですね、用途を立てまして計算しておりました。その分がですね、大きく落ち込んだ理由になつとります。だから、給食セン

ターと総務課で落としていると。あとはちょっと人事のところが少ないところがありますけども、そういうふうな関係でなっております。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。6番寺本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

文化会館のデジタル化の購入に工事は伴わないのかということでございますが、財政のほうとも協議をしました。通常、品物を買うときには、使えるようになるまでが購入でございますが、当然、接続とか、そういった工事は伴います。ただ、大半がデジタル化の音響設備の購入に関係しますので、工事費で組まなくて備品購入で組みました。以上でございます。

それと、総合体育館の修繕費関係ですが、今回、975万円を組ませていただきました。骨格につきましても相当な額を組ませていただき、承認いただきました。骨格につきましては、トレーニングルーム関係の2階の空調機の修繕とか、あと、町民グラウンド安定器、殺虫器、そういったのにだいぶん費やしております。

今回の975万につきましては、一番大きいのが、町民グラウンドの整備費でございます。今、A、B、C、Dとソフトボールにつきましては四つ、野球につきましては2コートございますが、水はけが相当悪くて凹凸があります。その凹凸をなだらかにすると同時に、サードとかファーストのところ人工芝を張っております。その人工芝を通り越して砂あたりがだいぶん流出しますので、現在ある人工芝にあと一面張る予定でございます。

あと、大きなものとしましては、陸上競技場の周辺のランニングコースの修繕でございます。だいぶん劣化しております、ところどころ割れたりとか穴が開いたりとか、そういったのがございますので、そういったところを修繕するのが2番目の大きなものございまして、あと1点申し上げます。

3番目は、メインの空調関係の修繕費でございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君） 2回目の質疑を行います。

一応、社会資本整備総合交付金事業は、平成29年の3月31日をもって終了ちゅうことですかね。29年の3月31日で終わるちゅうことかいかな。30年の3月31日かいな。

（「事業期間としましては、29年度まで」と呼ぶ者あり）

29年も入るちゅうことですね。はい、分かりました。もちろん補助金を受けられるとでしょう。今年あれせんでも。はい。

この30ページの2目の消防施設費ですけど、13節の委託費で私が言うたのはですね、3億6,851万8,000円ちゅうとはですよ、これ26年度の一応予算でしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

課長が言いなされたとはですよ、25年度の結果が3億5,500と言いなされたでしょう。だけん、25年度は9月議会で。だけん、あくまでも26年度の当初予算でしょう。が、合計で私が3億6,851万8,000円ですよちゅうことを言ったんですよ。と、シミュレーションですよ、どのくら

いかかるかちゅうと、シミュレーションでは益城町が2億1,420万5,000円か。すと、西原と合わせたっちゃですよ、2億9,800万ぐらいしかならんわけですよ。26年度のシミュレーションからいけばですよ。だけん、これはあくまでも平成26年度の予算ですから、私が思いましたのは、7,000万ばかり違いやせんかて。平成26年度シミュレーションの結果と今度の予算を照らし合わせた場合、7,000万円ぐらいの誤差が出るて。あまりにも金額が大きいのではないかなて。課長が言いなされたとは、あくまでも25年度でしょう。25年度がシミュレーションでいけば3億5,500万ぐらいあるということだったでしょう。だけん、シミュレーション、これからいけばですよ、26年度はですよ、西原村と合わせて2億9,822万円ですよ。

（「分かりました。もう一遍言います。ちょっと……」と呼ぶ者あり）

はい。そのあたりをお願いしておきます。

施設器具、さっき宮崎議員も言いなされたですけど、総合計画にも何もですよ、実際、載っくらんとですよ。まあ、指定管理者制度あたりのですね、そういうともあるけんかなと私自身はですね、個人的には思いましたけど、それは分かりました。

この体育施設費もですね、空調器とか陸上競技場とかですね。ただ、町民グラウンドですね、こんな失礼な言い方をすつといかんですけど、確かにこの数年ですね、私が個人に思うのはですよ、管理の仕方ですよ。こういうこと言ったらいかんですけど、昔はぎゃんこつはなかつたて思うてですよ。たいぎゃな、あの陸上競技場がですよ、できる前には全てあそこでしよつたてすけん。そのときはやっぱすばらしい町民グラウンドって思つたてですよ。ただ、やっぱりこの何年かは、だけん、管理の問題もですね、そのあたりも含めて、今後検討をお願いしときます。

それと、この学校給食費です。確かに先ほど議案の説明のときは、企画財政の課長、西橋さんからはですね、葉山荘の職員の件なんか一言もですね。きょうの本会議でですね、さっき議案の説明をするとき、葉山荘のこともちらつと言いなされたけん私も分かりましたけど、正直ですね、確かにそのぐらいはかかどねと思うばつてんが、実際、25年度は3,500万ぐらいしか職員の給料かかつたらんわけですよ。ですね。すると、本年度骨格予算で5,160万ばか組んだということですよ、私から言わせればですよ、確かに葉山荘関係も分かつてですよ。ただ、何のための骨格予算かて。余りにもいきなり今度1,000万もですよ、減額するならですよ、もちいつとそのあたりは精査する必要があつとじゃなかつてすかて、当初予算のとき、ですね。それがずっと23年度が3,780万ぐらい、24年度が3,730万、25年度は3,490万だけん、そのくらいにして、今年もう葉山荘から来て4,000万ばかりですね。ただ、全体的な予算はですよ、学校給食費の全体的な予算は、今年は200万ばか減つとうてですよ、200万ばか。ですね、やっぱ給食センターの努力か何かでそぎゃんнатたて思うてですよ。ですね。だけん、そのあたりをもう一度ですね、やっぱきちつと予算査定の段階でですよ。いきなりですよ、3月来ていきなり。それは分からんじゃなかつてですよ。でも、いきなり1,000万なんてですね、減額、この何カ月の間にですね、そのあたりを、もう一度よろしくをお願いします。

以上で私の質疑を終わります。総務課長、よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。6番寺本議員の御質問にお答えします。

今、先ほどの説明が非常に悪かったかなと思います。

今年はですね、当初で委託料が3億3,400万程度を上げておりました。今度、デジタルで3,400万、先ほど言われました3億6,800万程度なっております。その後ですね、退職手当清算金とかいろいろ、先ほど言いました解散の清算金ちゅうのがですね、会計上、一応、25年の3月に補正で上げておりますが、これをですね、差し引くような形になります。だけん、本当はですね、26年度にもらえば、もうきれいに帳尻が合うんですけども、25年度の3月の補正でですね、1億6,000万ほど退職手当負担金の清算金と1億6,300万とか、いろいろもろもろで大体差し引きますと1億6,000万程度清算でもらっているという金がございます。それを載せとけばいいんですけども。シミュレーションは、先ほど言われましたように、2億1,400万というシミュレーションを組んでおりますので、その差し引いたところとシミュレーションの額と合わせると、大体今のところデジタル入っておりませんでしたので、それを入れれば大体四、五百万はトータル的に安く、今年度はですね、前年度の入った収入をですね、相殺しますとそうなるということでございます。ちょっと、説明が悪くて失礼しました。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） こんにちは。13番稲田でございます。

平成26年度の益城町一般会計補正予算書の中からですね、ちょっと3点にわたりますね、ちょっとお聞きしたいと思います。25ページからですね、26ページにまたがっております。

25ページですね、8款土木費2目の道路新設改良費ですね。ここですね、1億650万補正が組んでございます。その中でですね、13節の委託料、ここに1,100万設計委託料。これは説明ではですね、高速道路の西側線ということですね、お聞きしました。ここにつきましては、昨年度ですね、町のほうに町道ですね、編入ちゅう形で承認がなされ、ここにつきましてはですね、土地区画整理組合のですね、事業の中でですね、やはり西側のですね、イズミさんの件で、やはり、県のほうからの指導でですね、やはり町道、里道、いろんなところのですね、改良あたりが出た関係でですね、ここをですね、一応強度をですね、調査をするということで計上もなされております。

そういう中で、今回ですね、設計委託料ちゅう形で今回ここに出ております。その下のですね、14節使用料及び賃借料もですね、機械借上料、これも1,000万。それから、26ページにまたがりまして、工事請負費がですね、6,900万。これは、説明ではですね、小峯広崎線その他となっております。この中に、この高速道路の西線のですね、改良も含まれておるのか、それか、ほかのですね、どこかの工事が含まれているのかをですね、おっしゃっていただきたいと思います。

それから、16節の原材料費のですね、この500万。それから、17節の公有財産購入費のですね、用地購入費の500万ですね。それから、補償費のですね、500万ということでですね、これをもう少しですね、詳しく説明をお願いいたしたいと思います。

それから、28ページをお願いいたします。28ページのですね、8款土木費5目の公園費です。

これもですね、13節の委託料ですね、潮井公園の整備工事管理業務委託でここに340万、それから、工事請負としてですね、ここに公園整備など設置工事で667万2,000円、これは、説明では西脇公園その他となっておりますけども、これはですね、西脇公園に、今回、遊具関係のですね、補助も出ておりますけども、遊具をつけるだけのですね、西脇公園はですね、整備なのか、トイレ、水道あたりもですね、今回一緒にされるのかをですね、お聞きしたいと思います。それから、公園整備につきましては、西脇公園以外ですね、ところもされるのか。

それと、潮井自然公園整備工事ですね、1億3,000万ここに計上されております。これにつきましては、当初の計画どおりですね、公園整備がなされるのか。工事のですね、内容、どのような工程でやられるのかをですね、お聞きしたいと思います。以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 建設課工務係長の齊藤です。ただいまの13番稲田議員からの御質問にお答えします。

平成26年度益城町一般会計補正予算書の中で、25ページの8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費の中で、13の委託料から22の補償費までの間の使用目的について説明ということで、まず、13の委託料につきましては、先ほど、議員さん言われましたとおり、昨年度、高速道西線の既設水路部において、既設の水路の構造物調査を行っております。その構造物調査といいますのが、水路の上に車道として利用するための水路の強度があるのかどうか、また、水路にクラック等の損傷があるのかないかというものの診断をしております。その結果、その水路につきましては、上にコンクリートを乗せて車道にするような強度はございませんでしたので、今年度、その高速道西線部分的には、車道としまして車の離合ができない箇所等もありますので、その辺の町道として利用価値のある町道としなければなりませんので、その辺の設計委託を一応予定しているところでございます。

また、14節の機械借上料につきましては、入札工事に適さないような一時的な応急対応等、また、地元等からの要望に対しまして緊急に対処しなければならないような事例につきましては、一応、機械借上料を使用しまして工事をしているところです。

また、15節の工事請負費の6,900万の中に高速道西線の工事が入っているのかどうかということに対しましては、現時点では、13節の委託料、測量設計の業務を発注して、その状況を見てからの工事発注になろうかと思っておりますので、今年度はこの高速道西線につきましては入っておりません。

主な今年度の工事費の発注予定につきましては、町道名につきましては、広崎シス建さん前の小峯広崎線の道路改良、また、昨年度、柿迫地区から要望が上がっておりました柿迫柳水線の道路改良、これにつきましては、昨年度末に用地の所有権移転まで終わっております。また、広崎1町内から昨年度要望がございました府内広崎支線といいまして、町道でありながら、まだ4メートル未満の道路で、なおかつ舗装がされていない道路につきましては、用地交渉等終わっておりますので、ここを予定しております。また、福原の南木崎線、県道益城矢部線からの町道南木崎線に曲がる交差点が狭くて危険であるということで要望が上がっておりましたので、こちらも用

地買収が昨年度末終わっておりますのでこちらも予定しております。また、福原地区におきましては、平田黒石崎線ですね、通称鹿ノ子坂といいますが、こちらにつきましても用地のほうの取得が終わっておりますので予定しております。

また、残りにつきましても、今年度、要望をいただいている中から用地等の取得がないものについては、随時、迅速に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、16節の原材料費についてですが、こちらも地元の要望等ありまして、現地を見に行きまして、工事に適さないといいますが、材料ですね、コンクリートとかアスファルト、そういったもので早急に対応できるものについては、工事を待たずにこちらのほうで対応させていただいております。

17節の公有財産購入費につきましては、今年度、新屋敷向道線、飯野地区の飯田山の登山口ですね、そちらの用地購入を予定しております。

また、22節の補償費につきましても、そちらを予定しております。以上です。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。13番稲田議員の質問にお答えします。

議案第28号、益城町一般会計補正予算（第1号）中、ページが28ページ、委託料340万につきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、下のほうで工事のほうを行いますので、その管理委託を頼むものでございます。

次に、工事請負費のほうの公園設備等設置工事667万2,000円につきましては、四つを一応予定しております。下小谷の公園、それと辻ヶ峰の公園、それと辻の城公園、それと西脇子ども公園の遊具と防球ネットを予定しております。それと、潮井公園のほうの工事内容につきましては、布田川のほうのですね、右岸になります、北側のほうを一応園路とか広場のほうの整備等、それと川塘のほうにですね、のり面を一応つくりますので、その分でおよそ1億3,000万ということで、国費2分の1、4,500万をいただきながらやるものでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質疑に対しまして、答弁ありがとうございました。

今ですね、答弁でですね、ある程度はですね、認識しましたけどもですね、この高速道路西線につきましては、やはり、車道で利用する場合ですね、やはり強度が足りないと、強度がないということですね、一部歩道とかも整備しながらやっていくちゅうことでございますのでですね、ここにつきましてもですね、やはり区画整理関係の完成、また、今回ですね、先ほども議会でもお話がありましたように、高速道路のボックスをですね、今回、拡張するという形の中でですね、やはり東線もかなりですね、やはり車の往来が多うございましてですね、この西線もですね、結構、今後はですね、利用が多くなるかというふうに思っておりますのでですね、ここにつきましてはですね、しっかりとした形でですね、改良をしていただきたいというふうに思います。

それからですね、道路のですね、改良につきましてはですね、先ほど言われました道路改良費ですね。これは、先ほどですね、4カ所ですかね、やるちゅうことの中でですね、この小峯広崎線につきましてはですね、旧山本山跡地のですね、西日本システムさんのですね、ちょうど町道

小峯線のカーブになっているところがですね、かなり危険でございますので、昨年ですね、ここは一応工事代ちゅう形ですね、昨年の予算にも計上してございました。それがなかなかですね、できなかったということですね、今回、改良がなされるというのはですね、大変ありがたいことですね、地域の方も大変利用がしやすいようになるかなと思いますけども、これは、ここにつきましては、用地代はですね、もう解決しているわけですか。この1点につきましてですね、ちょっとお尋ねいたします。

それからですね、ほかのですね、ところの改良につきましてはですね、この先ほど言われました、この柳水とかですね、福原地区ですね、それと広崎1町内ですね、府内広崎線ですね、改良ということで、ここも町道でありながらですね、やはりまだ拡張がなされておらなかったんですけども、地権者の方ですね、同意によりまして、今回ですね、改良していただくということですね、立派な道ができるかなというふうに思っております。

それからですね、あとの16節とかですね、17節につきましてはですね、よく分かりました。

それから、28ページですね、公園設備などの設置につきましてはですね、4カ所ということですね、お聞きしまして、この西脇公園につきましては、防球ネットのですね、工事ということで今説明がございました。ここにつきましてもですね、やはり地元のほうからですね、将来的にはですね、やはりトイレとかですね、水道を引いていただきたいという要望もですね、聞きますので、これにつきましては、やはりまた4町内の区長さんあたりにですね、やはり班長会議あたりのときにまたそういうお話がですね、あるかというふうに思っております。

それから、潮井公園につきましてはですね、今、課長のほうからですね、答弁がございまして、広場の整備とか川のほうのですね、のり面をつくるということですね、本年度からスタートをするということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど言いましたですね、この小峯広崎線ですね、西日本システムさんのところの用地代は解決しているのかをですね、お尋ねいたします。以上でございます。

○議長（中村健二君） 齊藤工務係長。

○建設課工務係長（齊藤計介君） 工務係長の齊藤です。稲田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

システム建設さんの用地について、用地代金等の計上がなされていないために、用地が片づいているのかという質問だと思いますが、こちらについては、システム建設さん側の要望としましては、用地の売買ではなくて等価交換で用地の交換を行いたいという旨の希望がございます。また、益城町としましては、一応交換でするにしてもですね、せっかく購入した用地でもありますし、できれば購入のほうで考えていただけないでしょうかというような交渉は行っているところですが、交渉としましては、まだ合意に至ってはおりませんが、これからですね、また詰め段階に入っていくと思いますので、幾度となく用地交渉のほうは進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 2回目の質疑に対しまして、答弁ありがとうございました。

今のですね、この小峯広崎線のですね、西日本システムさんの件につきましては、先ほども言いましたようにですね、昨年度、改良をするということですね、予算もとってあったわけでございます。そういう中ですね、結局はなかなか工事が始まらないということですね、私も建設課にですね、何回も来ましてですね、どういう形になっておりますかというふうな形でですね、聞きに行きました。その折にですね、当初は何か土地を無償でですね、いただいて、そして町が改良をしてやるというふうな計画を立てていたということですけども、やはりそれではちょっとですね、なかなか進まないということですね、土地をですね、今度は購入するというような形で話がですね、進んでいったんじゃないかと思います。

その中でですね、先ほど言われましたように、西日本システムさんは用地の交換をですね、希望されているというふうに聞いております。これは、町がですね、広安第1グラウンドという形で購入しましたときに、私たち全議員も見に行きましてですね、あそこにちょうどもとのですね、山本山の正門がございまして、その横に管理棟が建っております。その横からですね、東のほうに広い道路が通っております。そのですね、左のほうに建物が建っております。その道路のですね、真ん中が境界ということで当時も説明を受けております。西日本システムさんはですね、その境界から町のほうにですね、南側のほうにですね、その土地を、今度道路改良部分した部分の交換をしたいという要望があっているちゅうのは聞いておりました。

ですけども、今度は用地をですね、交換しますと、今度は町のグラウンドですね、東側に行く道路がですね、狭くなりましてですね、なかなかですね、厳しい状態じゃないかというふうに思っております。あそこに、西日本さんとしては、工場ですね、警備上ですね、フェンスをしていただきたいというお話も聞いております。

そこにフェンスをしますとですね、やはりどうしても東側に行くですね、道路が狭くなると。ですね、今、東側にグラウンドゴルフをですね、今、盛んにされております。第2グラウンドがですね、今、使用ができませんので、広安第1グラウンドにですね、今は来てされております。その中で、今言いました境界の道路を通ってですね、東側に行っておられるということでございますので、先ほど係長のほうからですね、町では購入してはどうかちゅう要望をしているということですね、今からしっかりした交渉をですね、やっていただいて、やはりですね、早くこれが解決しないとですね、やはり小峯広崎線の道路改良の工事もできないというふうに思っておりますので、しっかりとした形の中でですね、交渉をですね、していただきたいというふうに思います。要望をしておきます。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですから、これで議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの8議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第35号「益城町文化会

館条例の制定について」までの8議案につきましては、皆さん方のお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中村健二君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算(第1号)」から議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの8議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後4時51分

平成26年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年6月17日午前10時00分招集
2. 平成26年6月18日午前10時00分開議
3. 平成26年6月18日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 3番 宮崎 金次議員
- 17番 江越 信保議員
- 13番 稲田 忠則議員
- 2番 高橋津代美議員
- 15番 渡辺 誠男議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 野田 祐士君 | 2番 高橋 津代美君 | 3番 宮崎 金次君 |
| 4番 坂本 貢君 | 5番 甲斐 康之君 | 6番 寺本 英孝君 |
| 7番 坂口 政弘君 | 8番 石田 秀敏君 | 9番 坂田 みはる君 |
| 11番 竹上 公也君 | 12番 福永 誠一君 | 13番 稲田 忠則君 |
| 14番 荒牧 昭博君 | 15番 渡辺 誠男君 | 16番 山内 親宣君 |
| 17番 江越 信保君 | 18番 中村 健二君 | |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村 博則君	教育長	森 永好誠君
会計管理者	内田 吉十司君	総務課長	矢嶋 正昭君
秘書広報課長	堀部 博之君	企画財政課長	西橋 幸子君
税務課長	森田 茂君	住民生活課長	森部 博美君
子ども課長	花田 博文君	健康づくり推進課長	上田 勝二君
健康づくり推進課審議員	福島 幸二君	いきいき長寿課長	緒方 潔君
福祉課長	田中 秀一君	農政課長	山本 信行君

建設課工務係長	齊藤計介君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	中桐智昭君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問の通告者は10名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

本日、18日の一般質問は、1番目に宮崎金次議員、2番目に江越信保議員、3番目に稲田忠則議員、4番目に高橋津代美議員、5番目に渡辺誠男議員。

あす、19日は、1番目に甲斐康之議員、2番目に野田祐士議員、3番目に坂口政弘議員、4番目に坂田みはる議員、5番目に竹上公也議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

3番宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

本日もですね、傍聴席には朝早くからたくさんの方がお見えであります。私の保護者も含めてですね、お見えでございまして、本当にありがたいことだと、こういうふうに思います。

私は「益城に新風を」というのをキャッチフレーズにしまして、議員生活を3年ほどやってまいりました。「益城に新しい風を」というのはなかなか難しいことではございますけれども、私にできる範囲でですね、一生懸命やりたいと、こういうふうに思っております。

なお、さきの3月議会におきましては、ちょうど4月に町長選挙、これが控えておりましたので、一般質問は遠慮させていただきました。

今回は、新しい町長の体制ができましたので、事前に通告しましたように、三つの点で町長に質問をさせていただきたいと、こういうふうに思います。

まずその第1点目は、議会の現状から町長の議会対策について。それから2番目に、財政の見直し策について。そして3番目に、急遽使用ができなくなった、惣領にあります広安町民第2グラウンドの代替地について。この3件について、本日は質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も元気いっぱい爽やかに質問したいと思いますが、まず質問に入る前に、西村町長には益城町町長就任、本当に御苦労さまです。本議場では、もとおられた課長席から十数歩強の距離ではありますが、町長席の座り心地、これはいかがでございませうでしょうか。本当に御苦労だと思

います。

では、早速1番目の質問から入らせていただきます。

町長も御承知のように、今、本議会の議会勢力は、ざっくりと申し上げて、さきの町長選挙で西村町長を支持応援した議員は6名でしたが、森上議員がやめられましたので、今は5名となっております。それ以外の12名の議員が、町長に反対か、または支持しなかった議員であります。このことは、これまでの議会と執行部との関係からすれば、執行部が提案の議案がすんなりと成立しないと見るのが一般的であり、町民もこれから町の行政がスムーズに運営されていくのかと大変心配しているところでもあります。

そこで、第1番目の質問は、益城町議会の現状に鑑み、町政を円滑に進める上で、町長は議会対策についてどのように考えられているのか率直に伺いたいと思い、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

平成26年第2回益城町議会定例会も2日目を迎えております。今回は、一般質問ということで10名の議員の皆様から質問をいただいており、明日まで2日間に分けて行う予定です。本日は、5名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、3番宮崎議員の御質問、議会対策についてお答えさせていただきます。

初めに、少しだけ国と地方議会の違いをお話しさせていただきます。

国においては、選挙により選出された議員で構成された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う議院内閣制です。議院内閣制におきましては、政党政治を建前とし、最大多数政党のリーダーが内閣総理大臣に指名されることとなります。そこで政権を与えられました政党が与党、そうでない政党は野党という区別も生じます。

これに対し、地方自治体におきましては、町長は直接選挙によって選ばれます。一方、議会の議員の皆様方も直接選挙によって選ばれます。これを二代表制といいます。したがって、同じく町民の皆様から選ばれた者として、議会と町長をトップとする行政は対等関係に立つわけですから、大いに議論すべきと考えております。また、地方議会におきましては、議会が町長を選んだわけではないのですから、会派というものは存在しますが、制度的には与党、野党という概念は存在しないということになります。

今後は、町長と議会が町政の両輪として対等な立場に立ち、町民の皆様幸せのためにという、目指すべき方向は同じであると思っておりますので、是々非々の立場で議論を深めていきたいと考えております。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 第1回目の答弁、ありがとうございました。

確かに、国、地方、この政治組織、これは異なっております。とはいえですね、これまでの益城町の流れからいって、町長が今おっしゃったような形でですね、是は是、非は非という形ですんなり進めば、余り町民は心配しないと、こういうふうに思います。しかしながら、なかなかそうはいきません。どうしてもやっぱり会派といいますかですね、自分たちのグループ、これはそれまでの経験、経緯からいろんなことが起きるんじゃないかと、こういうふうに思います。ですから、そこが一番町民が心配しているところです。でも、我々議員も当然町の発展と町民の幸せ、これを願って議員活動をやっておるわけですから、町長が今お話しになったようなこと、それにお互いにすり寄って、追求していくというのは必要かと、こういうふうに思います。

で、話を進めますが、私は、本議会の現状のもとで執行部が提案した議案がスムーズに審議、成立していくためには、まず提案される議案の目的、内容を、努めて早期に、丁寧に、執行部から議員の皆さんに説明をして、十分に理解していただくことが大切であると考えます。特に、住民への影響が大きいと思われる案件については、私たち議員は直接住民の人たちから意見を聞いて、それを参考にして議会で意見を申し上げる場合が多く、さらに議会と執行部の意見調整のための時間的余裕により、円滑な議会運営はもとより、町政全般の円滑な運営にとっても必要不可欠と考えます。それがため、我々が法案を承知する時期を努めて早くしていただきたいと思っています。もっと平らな言葉で言えば、議会への積極的な根回しが必要だと思っています。私はこれまでの議員活動の中で、執行部から根回しを受けた経験は余り記憶がありません。

そこで、2回目の質問として、議案の円滑な審議を図るため、さらに議会と執行部の相互信頼を深めるために、もっと執行部から議会に対し積極的な根回しが必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

再度質問を繰り返しますと、議会への積極的な根回しが必要ではないかについて、町長の見解を伺うのが第2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

町をよくしたいという強い思いで、今、意見をいただいております。本当に大所高所からの御意見ということで、本当に感謝を申し上げるところでございます。

昨日、議会の議案の説明で、条例説明で出ましたが、本当に以前は条例説明も新旧対照表をつけずに説明したような状況もありました。そういったことで、今現在はそういったことをつけまして、そして、議案の内容につきましては全員協議会のほうで説明をさせていただいているところでございます。今お話しされたように、根回しをしたらどうかということで、そこあたりも本当に感謝を申し上げます。ただ、まだ私はなりたてのすぐでですね、それが本当にいいのかどうか。ただ、ひょっとしたらそれが密室政治になっていきやしないだろうかという懸念もありますので、そこあたりも含めて十分検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の2回目の答弁、ありがとうございました。

根回しの重要性についてはですね、町長から今答弁がありました。今後ですね、検討されると

いうことをございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ともかく、提案される議案をなるべく早く、そして丁寧な説明と相互の調整のための根回し、これが行われれば、議会と執行部の信頼関係をつくり、ひいてはですね、行政が円滑に行われることとなりますので、引き続きよろしく御検討をお願ひしたいと思ひます。

では、次に進ませていただきますが、今さら私が申し上げることでもないのですが、物の本によりますと、我々議会の使命は大きく二つあって、その一つは、町の具体的政策を最終的に決定すること。二つ目に、執行機関が行う行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかを、住民全体の立場で批判・監視するとされています。

我々議員は、以上の議会の使命に基づき、努めて客観的な立場から町政全般を判断をして、議会でその意思をあらわすものであって、いやしくも個人的な利害関係や恨みつらみで意思をあらわすものではないと思ひます。

ですから執行部は、執行部として住民のために正しいと思われるものは、議会の現状にとらわれることなく、堂々と議案を提案すべきであると思ひます。例えば、副町長の選任問題や議会の承認が必要な契約行為等で、どうせ議案を提出しても否決されてしまうからとかというような単純な考えで議会に提出するのをためらったり、とどまったりした結果、町の行政の遅れで住民に迷惑をかけたことなど、絶対あってはならないと思ひます。

そこで、3回目の質問ですが、現在町長として町政を円滑に行うために、本議会へ提出されたもの以外で、なるべく早く議会に提案したいと思われている案件の有無について伺いたいと思ひます。

質問を繰り返しますが、現在町長として町政を円滑に行うために、なるべく早く議会に提案したい案件等の有無について伺いたいと思ひます。3回目の質問です。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3回目の質問にお答えします。

一番先にやりたい事業ということということなんですが、まず、副町長のほうをですね、お話しただいたんですが、副町長につきましては、町長が指名して、議会の同意を得て指名されるとされており。また、町長にかわってさまざまな業務の詳細についての検討や政策の企画立案をするほか、町長に事故があったり、長期出張等により意思決定ができない状態のときに、職務代理者として町の業務を行います。

益城町は県内最大規模の町でもありますし、さまざまな行政課題を抱えており、副町長の選任は必要であると考えております。町内の中には、すばらしい考えをお持ちの優秀な方がたくさんいらっしゃいます。あわせて、年度の途中で難しいとは思いますが、国・県関係の職員も含めて検討できないかと考えているところをございます。今後は、議会の皆様と協議をしながら、選任を検討していきたいと考えております。

それから、まず一番やらなければならないということなんですが、マニフェストを今度、きちっと今つくっておりますが、これは、今、担当のほうと私の選挙公約をすり合わせをしていると

ころです。きのうもお話ができているようにですね、やはり町の総合計画に基づいた事業運営が必要であると考えておりますので、総合計画との整合、それと短期でやること、中期でやること、長期で長いスパンをかけてやること、ここを振り分けて、今、作業をやっているところです。そういうことで、そこあたりが終了しましてから皆さん方にお示しをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 3回目の答弁、ありがとうございました。

マニフェストとの整合を図りながら総合計画等をもう一回見直すと、こういう話でございますが、ぜひそういう観点で進めていただきたいと思います。

なお、副町長等の選任問題等につきましてはですね、また同僚議員のほうから、これからまた一般質問等の項目にも入っておりますので、これ以上私のほうは質問するのはやめたいと思います。

ともかく、円滑な行政を行うためには、執行部からの議会への適時の根回し、つまり根回し、足回し、腰回し、これが最も大事なことだと思いますので、その点もよろしく願いしまして、次の財政の見直しについての質問に入らせていただきます。

町長は選挙運動中、子どもたちに町の借金を残さないために財政の見直しが必要であると訴えられましたが、私も町の債務増加を懸念をしまして、本議会で数回質問をさせてもらいました。しかしながら、残念ながらほとんど耳を傾けてもらえませんでした。ですから、西村町長から言われる財政の見直しの必要性については、私も全く同じ意見であります。とは申しまして、「財政の見直し」とか「子どもたちに借金を残さない」などの言葉は簡単に言えても、果たしてどうやって財政の見直しをするのかとか、本当にできるのかとかいった町民の声を数多く耳にしたことがあります。

そこで、この質問の1回目として、財政見直しの具体策について、次の2点について質問したいと思います。

まず第1点目は、現在の町債、つまり町の借金でありますけれども、平成25年度末で、一般会計で約96億円、94億円という説もございます。96億円。特別会計で約110億円。これらをいつまでにどのくらいの金額を減らそうと考えられているのか、これが第1点目であります。

第2点目は、歳入の増加、これが余り期待し得ない現状で、今、町が行っている中学生までの医療費の無料化、いきいき益城っ子、ドリーム益城っ子事業、学校給食費の一部補助、待機児童0のための事業、総合体育館をはじめとする町の各施設への臨時職員の増加配置等々、今行われている住民サービス等について見直す考えがあるのか。

以上2点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、2問目の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

町が起債しているものは、学校、道路などの公共施設建設事業の財源とする場合と、地方交付税の代替措置として財源不足を補うための財源とする臨時財政対策債に大別することができます。

地方財政法では、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない」と規定していますが、ただし書きにおいて、建設事業の財源とする場合の起債は認められております。また、起債の償還年限は、公共施設などの「耐用年数を超えないようにしなければならない」と規定されています。

一方で、財源不足を補うための財源とする起債は通常ではできませんが、地方交付税の代替措置として、平成13年度から平成15年度までの臨時的措置として、特例で地方債の発行を認めることとして臨時財政対策債の制度がスタートし、現在も国の地方交付税の財源が不足しているため、継続されている状況です。

このような状況の中、益城町の平成25年度末の一般会計における町債残高は93億6,647万円で、そのうち臨時財政対策債分の残高は47億5,362万円と、全体の50.8%を占め、半分以上が臨時財政対策債の残高となっています。

宮崎議員お尋ねの町債については、町債残高をできるだけ増やさないように努めていく所存ではありますが、平成26年度予算で見た場合、起債予定額が7億4,600万円、平成20年度からの繰越事業分を含めると9億8,830万円、平成26年度の元金返済は6億6,330万円ですので、起債予定額を3億円程度減額しなければ町債残高を減らせない状況にあります。

今後は、小中学校改修事業や学校給食センター建設事業などの起債が予想されるのですが、地方財政法で認められた建設事業の財源とするものは、それぞれの事業に合わせた起債を行い財源不足を補うためのもので、赤字地方債と言われる臨時財政対策債については、発行可能額満額の借り入れではなく、1億円でも2億円でも少なく借り入れを行い、起債残高の抑制に努め、急激な上昇とならないように取り組んでまいります。

次に、学生までの医療費の補助と、今、町が行っている住民サービスについて見直す考えがあるのかという御質問ですが、子どもたちに借金を残さないための財源の見直しにつきましては、赤字地方債として発行されている臨時財政対策債の発行可能満額額の借り入れを行わず、町債残高を抑制していきたいと思っております。この場合、臨時財政対策債を減額した分一般財源の歳入が少なくなりますので、減額分を基金繰り入れで賄うか、あるいは事務事業の見直しによる歳出の抑制に対応しなければなりません。まずは現状のサービスを維持しながら、どの程度臨時財政対策債を減額できるのかを検討したいと思います。その上で、4年後に財政健全化が図られたと思えるような臨時財政対策債の減額ができなければ、現在実施しています住民サービスの中で、特に町単独で実施している事業の縮減、廃止などの検討を行うことになることと思っております。しかし、できるだけ住民サービスに影響を及ぼさないように検討を行い、しっかりとした財政運営において住民サービスの充実及び財政健全化の両立を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 2問目の第1回目の答弁ありがとうございました。

私が今回2問目で二つの質問をいたしました。

その1番目はですね、町の借金、これをなるべくどれぐらい少なくするのかと、こういうことでした。町長からいろいろお答えいただいたんですが、ちょっとですね、何となく歯切れが悪い。

もっとずばっとこう言われるのかなと思ったんですが、なかなかですね、そうはいかないんで。この問題は、選挙戦のときの町長の主張、これにも完全に一致しますので、また同僚議員のほうからもいろいろ御質問がありますので、私は深く今回は追及しません。

それから、2番目のですね、住民サービス云々ですが、これについても、4年間状況を見て、それから決定をすると、こういうお話でございしますが、果たしてこの4年間の間で財政が、子どもたちに借金を残さないとかいろいろ言う、これにどうなるんだろうと、こういうふうな疑問を感じます。私はそういうふうに感じますので、もし次の答弁のとき、それに町長のほうから何か説明がつけ加えられるんだったら、どうぞ答弁の最初につけ加えてください。

では、次に進みます。

町の財政を見直す目的は、将来の益城町の発展を図るため必要な投資を行いながら、現在行っている住民サービスをいかに低下をさせることなく、子どもたちにできるだけ借金を少なくするかということであります。これは先ほど町長もそういう趣旨でお答えになりました。

そこで、本質問の最後に、再度町長にお聞きします。

私は、増加しつつある町の借金の流れをこの際あらゆる角度から見直し、まず第1段階として、町債の増加をとめる。第2段階として、町債を状況に応じて減らしていくというような計画を、役場各課はもちろん、議会、住民の代表者とよくよく話し合っ、て、財政再建のための中長期計画を作成し、本計画に基づき毎年の財政を厳格に律していくということが必要であると考えます。

そこで、3回目の質問として、行政のプロとしての西村町長に再度、町の財政の見直し、特に町債、臨時財政対策債でも結構ですが、を減らすための方策について、一部今まで回答されているところと重複するかもしれませんが、町民に具体的に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。これが3回目の質問です。

繰り返します。町の財政の見直し、特に町債、臨時財政対策債でも結構です、を減らすための方策について、町長の御見解をお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の3回目の質問にお答えをします。

まず、臨時財政対策債なんですが、これは地方債の一種ということになります。国の地方交付税の特別会計の財源が不足して、本来地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体に地方債を発行させる制度なんですが、要するに、国の財政状況が厳しいから、一部は現金で、残りの不足分については、後で国が返済費用の交付税として面倒を見るから、とりあえず町で借金で賄ってくださいという制度なんですが、これは非常に、今、国の中で、全ての市町村でこれを活用しているところが非常に多いと聞いております。その中で一部、これは変だぞということで見直しをかけているところもありますので、そこあたりも財政担当とまた検討しながら活用については考えていきたいと思ひます。

今、宮崎議員のほうから、方策をどうするかと。これが今ちょっといろいろ検討しているところでございます。今度、行政改革大綱というのをつくっております。これについて、これはいろ

いる費用を抑えたりとか、職員側から見たり、あとこれはいろいろ入れているところでありますが、これあたりも使って検討をしていきたいと思います。ただ、先ほど臨時財政対策債についても、国の借金、今1,100兆円です、1,100兆円。国の皆さん方一人一人、今、赤ちゃんから高齢者まで一人800万円の借金があります。そういったことで、こういったことをどうにかしようというところで臨時財政対策債が苦肉の策だと思うんですが、そこあたりも、地方自治体も自分たちの町は自分たちで守ると、そういったことで財政あたりも考えていかにやいかんかなということも考えております。

先ほど、どういったふうにやるかということで、そこあたりが、今やっているのが、定住促進の税収、それから企業誘致による税収アップ、それはもちろんなんですが、やはりスクラップ・アンド・ビルド、町のほうの業務もやっぱり期限が来たやつは考えていく。新たに生み出すやつは、今、当初のほうで話をしたんですが、ビルドだけではもう町の財政は立っていかないということで、そういったことで業務の見直しあたりも行ってやっていきたいと思います。それと、指定管理者、ここあたりも今やっております。少ない経費で最大の効果というのが行政の本来の役割でありますので、そこあたりも踏まえて検討してやっていきたいと思います。本当に、非常に歳出あたりも縮減してやらない非常に厳しいかなと思いますが、ただその中で、知恵とアイデアを出していけば、ここを解消していけると思います。職員、プロの軍団がおりますので、それと皆さん方、議員の皆さん方もいらっしゃいます。そういったことで、皆さん方と一緒にこれを考えてやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 3回目の答弁ありがとうございました。

確かにですね、財政の見直しというのは、言葉では非常に簡単なんですけれども、非常に難しいと思います。ただ、私はですね、これは今回の町長選挙で町長が力を込めて訴えられたことで、きちっとですね、公約を実現していただくように努力をしていただくことが必要だろうと、こういうふうに思います。特に、借金はなるべく子どもたちに負わせないで、我々現役時代ですね、この四、五年のうちに返すような借金だったら、これは問題ないと思いますし、今、何ですかね、歳出、いろんなことにサービス、町民のためのサービス、これが非常に大切なことなんですけども、やっぱ無理なやつはですね、やっぱ無理だと。削減していかない限りは、財政の規律といいますか、財政は好転しないと思います。全く今までと同じ。それじゃあ困るんじゃないかと、こういうふうに思います。特に、一度緩くなった財布はですね、これをなかなか締め直すというのは、なかなか容易なことじゃありません。でも、頑張って公約実現を図っていただきたい、こういうふうに思います。

では、次の3番目の質問に入らせていただきます。

本質問は、私の住んでいる安永地区の、特に老人会をはじめとする多くの人たちからの要望で質問をさせていただくものであります。

皆様も御承知のように、昨年、旧広安小学校跡地に町の保健福祉センターが建設されたため、その代替地として山本山跡地に広安町民第1グラウンド、惣領の花へんろ西側の畑を3年間の予

定で借り上げ、整備をして広安町民第2グラウンドとして使用させてもらっていましたが、この6月で広安町民第2グラウンドが突然使用できなくなりました。これまで使用していた安永地区の人たちは、木山の町民グラウンドを有料で使うか、広崎の町民第1グラウンドまで行くか、本当に困っています。ゲートボールやグラウンドゴルフの愛好家は年配の方が多く、車を運転できる人はよいのですが、自転車や、中には徒歩で移動される人も多く、第2グラウンドが使用できなくなったことで、かなりの不満を持っておられます。

そこで、1回目の質問として、広安町民第2グラウンドが使えなくなった理由と、住民の不満に対する町の施策について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。

町長にというような、先ほど御質問の御意向もありましたけども、昨年からずっと私のほうでかかわっておりますので、まず教育長のほうで答弁をさせていただきます。

広安町民第2グラウンドは、旧広安町民グラウンドの代替地として平成24年4月1日に賃貸借契約を結び、平成24年7月21日から町民の方に貸し出しを行っているところでございます。

当初、賃貸借契約を結ぶときに単年度契約としまして、そして3年後に見直しをするということで地権者の同意を得ていましたが、3年目に当たる平成26年度の契約時に、突然、地権者の一方的な理由によりまして、平成26年度は契約ができなくなりました。その後、町としましては、関係者の方の協力をしっかりいただきまして、契約継続に向けて地権者と数多く話し合いを行ってまいったところでございますが、結果としまして、平成26年6月30日までの3カ月間の契約となってしまいました。

町としましては、利用者の皆様の不満を解消すべく、広安町民第2グラウンドを利用されていた方は、6月から益城町民グラウンドを広安校区グラウンド扱いとして利用できるようにしております。なお、新たなグラウンドにつきましては、今後、場所、面積等を含め、関係団体や町財政当局と連携し、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 教育長からの第1回目の答弁、ありがとうございました。

使用できなくなった理由と町の当面の処置、これについてはよく理解をできました。ただ、先ほどから申しますようにですね、老人会の人たち、特にゲートボール、グラウンドゴルフ愛好者、やっぱりなるべく使いやすいグラウンド、これを希望しておりますので、当面はそういう処置になろうかと思えますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

なお、先ほど6月からですね、それぞれそういうふうな処置をされているということですが、これはきちっと区長さんあたりに通知文書とか、もしくは通達か何かお出しになって、根拠を明確にされているんですかね。これが2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたします。

今おっしゃいましたように、いろんな広報等では、今のところやっておりません。今まで利用

しておられた方に直接お話をしているという段階でございますので、今後また周知の方法を検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

確かに実行上はそういうふうにおやりになっているかもしれませんが、これはですね、安永地区のですね、住民全般にかかわることでございますので、できたらですね、明確な通達なり通知文書、これを出していただいて、区長さん以下みんなが承知するような体制をとっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そこで、3回目の質問として、使用できなくなった広安町民第2グラウンドのかわりに、安永、馬水、惣領の住民が特に使いやすい、これまでの広安町民第2グラウンドにかわる施設をできるだけ早く整備をしていただきたいということであります。

今、一部ちょっと第1問題のときに答弁の中でありましたけれども、これはですね、やっぱり安永地区、馬水、この人たちの大きな願いでありますので、もう一度申しわけありませんが、答弁をよろしく申し上げます。

繰り返します。使用できなくなった広安町民第2グラウンドのかわりに、できるだけ早く整備していただきたいというのが第3回目の質問であります。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 3回目の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、今後、場所、面積等を含め、関係団体や財政当局等と連携し、検討してまいるというふうに申し上げました。そのことを精いっぱい努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江越信保議員の質問を許します。

17番江越信保議員。

○17番（江越信保君） 17番江越信保でございます。本会議におきまして質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。感謝をいたします。

また、きょうは朝早くから、傍聴席の皆様は当会議に関心を持っていただきまして、大変にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

さて、西村町長におかれましては、町長就任おめでとうございます。

さて、今後4年間の益城町のかじ取りをしていかれることになり、町民一同大いに期待をして

いるところでございます。しかしながら、町民、また町のトップであります町長が交代して、どのような方向性で町の運営をなされるのかということで、これまでの町民の暮らしにどんな影響があるのか、町民にとってはお聞きしたいことも数多くあると思います。今回の一般質問は、今までにない10名の同僚議員の方々が質問をなさいます。中には、重複することを質問したり、また町長も重複するような御質問があるかと思いますが、それぞれの立場でどうか回答をよろしくお願いをいたします。

本日は町民の代弁者として通告しました、町政運営について4項目、さらには高齢者・障害者対策、以上の2点について質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

1点目の町政運営について質問させていただきます。

まず初めに、町長は公約の中に「まちづくり基本条例を定めます」とお約束をされております。基本条例は、自治体組織と運営の基本原則を定めるものであり、「自治体の憲法」とも言われております。町長も公約の中に、皆さんの意見や要望が届く町政にするためには、何よりも自治体の憲法と言われるまちづくりの条例の制定が必要とおっしゃっておられます。御承知のとおり、益城町の平成23年度から32年度の10年間を計画期間といたします益城町総合計画基本構想であります第5次益城町総合計画がございます。これは、自治体運営の基本指針として、基本構想、基本計画、実施計画という3層から構成されております。言うまでもなく、町長が言われる自治基本条例に総合計画を位置づけ、これを実現するための法務、財務を連動させることにより、総合計画はより正当性を確保することができるでしょう。しかしながら、現在施行されております総合計画との関連性について、どのように進めていかれるおつもりなのか。また、基本条例の制定はいつごろなされるおつもりか伺います。

さらに、財政の立て直しをうたっておられました。この3年間の町の財政は逼迫した状況にあると思われておられるのか。

思いつき行政をなくして、財源の裏づけを行い、練り上げた事業計画をもとに事業を行うと言われております。確かに町も高齢化が進み、現役世代が減少するとなれば、一般町民税収は減少し、それに比例して支出も多くなるでしょう。しかしながら、福祉の後退は避けなければなりません。財政の立て直しとおっしゃっておられますが、何から何をどう立て直されるのか、具体的なビジョンをお聞かせ願います。

次に、昨日、所信表明において町長は、行政主導型から町民主役型へ、自己決定・自己責任へ、そしてまた、共存・調和・融合する新しいまちづくりへと述べられました。さらには、タウンミーティング。どこでも町長室を開催し、共創によるまちづくりを目指していくとも述べられました。

また、マニフェストにおいても、町民の皆さんからの提案を積極的に取り入れて事業に反映する町民提案制度、町政モニターを導入すると申されております。この制度は、民主主義の観点から、大変すばらしい御提案でございます。言うまでもなく、行政は町民が主役であり、その町民

の暮らしが豊かになるため、また町民が安心、安全に暮らせるためにあります。それがために、そこで働く職員、さらには町長、そして私たち議会があることは論をまちません。特に、議会は町民の声を代弁する最たる機関でございます。こうしたことを踏まえた上で、町民提案制度、町政モニターの導入について、具体的にどのようにお考えかお伺いいたします。

さらには、各種委員の町民公募制の徹底と述べられております。この件につきましては、有識者や関連する専門者が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3項目でございますけれども、学校環境問題及び子育て支援でございますが、当町は他の市町村からもうらやまれる環境でございます。

まず、学校関連であります。国の施策として、首長の教育委員会に関する権限が変更になり、より重くなる予定でございます。そこで、西村町長は現在行われております当町の独自の制度であります、いきいき益城っ子、ドリーム益城っ子制度、給食費の一部補助等々の制度に対しまして、今後継続されるのか。さらには、独自の政策をお考えなのかお伺いをいたします。

また、「子育てするなら益城町で」と言われるほどに、子育て環境はすばらしい状況にあります。言うまでもなく、医療費の義務教育終了までの無料化や待機児0に向けての取り組み、予防接種の補助など、歴代の町長により現在の子育てに恵まれた益城町があります。西村町長はこうした制度を今後も引き続き継続されるのか、また新たな支援策をお考えになるのかお伺いいたします。

以上、町長の町政運営について、4項目についてお伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員の1回目の質問についてお答えをいたします。

まず、町政運営についてということでございまして、まちづくり基本条例の制定を挙げているが、総合計画との関連性はどのようにしているか。また、財政の立て直しについて具体的な計画はということで、続いてお答えさせていただきます。

平成23年度から平成32年度までを計画期間とする第5次益城町総合計画のうち、平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間とする前期基本計画において、協働のまちづくりの推進がうたわれておりますが、まちづくり基本条例の制定につきましては具体的に述べられておりません。後期基本計画について、平成26年度、27年度に計画策定を行う予定としております。今後は、まちづくり基本条例の制定も視野に入れて、後期基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

それでは、まちづくり基本条例の制定と町総合計画との関連性についての御質問には、今後のまちづくりの観点からお答えしたいと思います。

議員も御存じのとおり、まちづくり基本条例、いわゆる自治基本条例とは、一般的に地域課題の解決やまちづくりなどを、誰が、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例と言われております。また、条例は目的を達成するための手段として制定されています。まちづくり基本条例の制定に当たりましては、

先ほど申し上げたとおり、自治体の仕組みの基本ルールを定めたものという観点から、行政が主体的に定めるのではなく、住民の皆様方などとともに内容を検討し、制定しなければ、その効果はないと考えております。まずは、まちづくりは行政だけが行うものではなく、住民と行政がともに行うものとの考えのもと、住民と行政との協働のまちづくりの機運を高める必要があります、その機運が高まった結果の一つがまちづくり基本条例の制定になると考えております。町総合計画にうたわれている協働のまちづくりの推進がまちづくり基本条例制定の第一歩であると考えますので、今後、本町のまちづくりを議員の皆様や住民の方々とともに進めてまいりたいと思います。お力添えをよろしくお願いいたします。

この中で協働とは、一般的に地域が抱えるさまざまな課題に対して、住民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決していく取り組みと言われております。

次に、財政の立て直しについて、具体的な計画は、についてお答えさせていただきます。

先ほど宮崎議員の御質問でもお答えいたしましたように、平成25年度末の町債残高は93億6,647万円で、その内訳は、建設事業債等が49.2%の46億1,285万円、地方交付税の代替措置として平成13年度から発行している臨時財政対策債が50.8%の47億5,362万円となっており、町債の半分以上を占めています。このような状況が今後も続くとなれば、町の財政はさらに圧迫することになります。このため、まずはこの臨時財政対策債の発行額を満額とせず、町債残高を抑制していきたいと考えています。また、臨時財政対策債の発行を抑制すれば一般財源が不足する事態を招くことも考えられますので、歳入面での対策が必要になってくると思います。定住促進や企業誘致などによる町税の確保にも力を入れてまいりたいと存じます。

続きまして、町政運営について、町民提案制度、町政モニターの導入、各種委員の公募制の徹底等、公約にうたっているが具体的に何うという質問にお答えさせていただきます。

町民提案制度については、協働のまちづくりの一つの手法と考えていますので、今後、協働のまちづくりを住民の皆様方とともに考えていく中で、制度設計を検討することになるかと思えます。

また、町政モニターの導入につきましては、行政の施策について、直接全ての町民の方から意見を聞くことが一番だとは思っていますが、全ての町民の皆様から直接意見を聞くということは、時間等の制約があり実施が難しいため、各種団体や学識経験者、住民からの公募で町政モニターをお願いし、その人たちから町政について御意見をいただけたらと思っております。

各種委員の公募制の徹底についても、今現在、各種委員にどの程度公募委員がいるのかを調査し、その委員会の性質上、公募委員が必要かどうか、公募委員の割合が適切なのかも検討していく必要があると思っております。その上で、積極的に導入を図っていききたいと思っております。

共創のまちづくりを進めていく上で、住民が直接行政にかかわりを持ち、行政と町民の皆様がともにまちづくりを行う上で、町民提案制度、町政モニターの導入、各種委員の公募制の徹底等は欠かせないものと考えております。

三つ目の国の施策として首長の教育委員会に関する権限が変更予定、こうした中で本町が行っ

てきたさまざまな教育環境について継続するのか。さらに、子育て支援について今後の政策を伺うとの質問にお答えをします。

議員御指摘のように、現在、国の施策として教育委員会制度の見直しについて検討が行われているところでございます。この中には、現在の教育委員長職と教育長職を統合し、現教育委員長職を廃止する案件、また、現行制度では教育委員会が教育委員の中から教育長を任命することになっていますが、新教育長は首長が直接任命することになる案件等が検討されているようでございます。このような中、市町村の教育行政における政治的中立性の確保、さらには教育行政の専門性発揮への要請等が強まっております。

本町におきましても、教育委員会機能の強化並びに首長と教育委員会との連携が重要になってくるものと考えておりますので、教育委員会事務局の充実等も検討していかなければならないと考えております。

そこで、議員御質問の本町が行ってきた教育環境についてでございますが、本町がこれまで実施してきました町独自の教育施策としましては、小中学校の第1学年20人以上の学級に補助職員を配置するいきいき益城っ子育て成事業、学年を問わず授業補助や生徒指導等を行う補助職員を各学校に配置するドリーム益城っ子事業及び特別支援教育の充実のために各学校に配置します特別支援教育支援員事業などの補助教員等の配置事業、さらには電子黒板や大型テレビ等を利用したICT教育環境の充実などがございますが、これらの事業は今後におきましても必要な事業と考えておりますので、継続していきたいと考えております。

次に、子育て支援について、今後の政策を伺うということでございますが、子ども課での取り組みについて答弁させていただきます。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しましたことを受け、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援制度が平成27年度にスタートする予定です。

子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、一つ、幼稚園と保育所のいいところを一つにした認定こども園の普及を図る。

二つ目として、保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい社会を目指す。

三つ目としまして、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるという三つの目標を掲げております。

このため、町におきましては、新制度への移行に先立ちまして、国が定めます基本方針に即した益城町子ども・子育て支援事業計画、これは平成27年度から平成31年までの5カ年計画でございます、を作成しているところでございます。この事業計画では、子ども及びその保護者の置かれている環境など実態を把握するとともに、子どもの保護者のニーズを把握した上で、今後どのような施設、サービスをどのくらい、いつまでに整備実施していくかを定めます。保育の量的拡大、確保に向けて、小規模保育や家庭的保育などさまざまな事業を実施することにより、提供される保育の量や種類を増やし、待機児童を解消すること。また、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、放

課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育、地域子育て支援拠点事業などの事業の拡充を図ることとされております。

今後、現在のさまざまな子育て支援サービスにつきましては、継続して実施していきたいと思っております。さらに、平成27年3月に策定します益城町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、必要な施設やサービスを実施していきたいと思っております。

次に、子育て支援につきましては、公約に掲げております子どもの任意予防接種の負担軽減につきましては、現在、任意予防接種にはインフルエンザやおたふく風邪、水ぼうそうなど各種ありますが、任意接種であるため、それぞれに自己負担額をお支払いいただいている状況であり、子育て世代の多い御家庭におきましては、接種したくてもできないなど、大きな経済負担となっております。このようなことから、国の任意予防接種のあり方についての議論も注視し、また医療機関とも密接に連携しながら、子育て支援策として任意予防接種の負担軽減につきましては、財政状況も見ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） 御答弁ありがとうございました。

町長の御答弁はなかなか簡潔でですね、分かりやすかったなというふうに今感じておりますが、何分ここで一生懸命町長の御回答をメモしておりましたけれども、ところどころ全部メモすることはできませんで、そういった面で2回、3回の質問がですね、重複してしまうようなこともあるかもしれませんが、そこはそことして2回目の質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、私が申しあげました基本条例の制定についてでございますけれども、自治基本条例に総合計画を位置づけることにより、より総合計画の実効性は高まるというようなことを私も申しあげましたが、町長も先ほど我が町でやっております総合計画、これのさらなる実行性のために、そしてまた住民のニーズを高めるためにも基本条例が必要だという御回答でございました。

この総合計画というのは、往々にしてコンサルタント委託の、要するに金太郎あめ。どこの町も変わらない総合計画ができて上がる可能性がございます。そしてまた、うちはそうことはないんですけども、企画課の作文、単なる作文である。こういう形骸化して存在感を失ってしまう、こういうことがあるというような、陥りやすい総合計画もあるんだということをちょっと耳に挟んでおります。当然、こういうことはあってはならない。この総合計画に基づいて、私たち町民がどういう暮らしをしていくのか、あるいは何ができるのかという大事な計画でございますので。今回、私もこの総合計画を作成する一員として一緒に議論させていただきましたけれども、大変いいものができたなというふうに思っております。

この件については、一部不安視する意見がございましたが、昨日の総括質疑でもこの件について同僚議員が触れられておりました。しかしながら、政策実現に当たっては、当然、権限と財源が必要でございます。総合計画の実効性を担保する仕組みを法定する規範型、いわゆる総合計画を起点とする計画相互の体系化を求める条例であるのか、今回つくろうとなさるのがですね。いわゆる総合計画を起点とする計画相互の体系化を求める条例なのか、あるいは住むことを誇りと

する人権保護型の条例になさるのか、町長の構想を2回目に教えていただければと思います。あるいは、その二つを加味した、融合した総合計画であるのかですね。どこに重点を置かれる基本条例をつくろうかなという、軸足をどちらに置かれるのかなということ、ちょっと教えていただければというふうに思っております。

さらには、町長が言う財源立て直しの観点から、思いつき行政を行わないと言われておりますが、既に現在執行中の第5次益城町総合計画における32年までの基本構想ですね、それから27年度までの前期基本計画との関連性、整合性について、今どんな形で、今後当面やっていかれるのか。こういったことをひとつ教えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、財政立て直しにつきましてはですね、先ほど同僚議員も聞いておりました。平成25年度約94億円の財政赤字でありますと、そういうことで、臨時財政対策債をできるだけ抑えていこう。スクラップ・アンド・ビルド、財源の裏づけに基づいて事業を行っていくよと町長はおっしゃいました。国や県からの特例債がありますね、有効に使っていただきたいんですけども、それを100%使わないで吟味しながら使っていくということをおっしゃいましたけれども、町民の暮らしを豊かに、また安全にする必要があるのではないかな。そういう面ではですね、もちろん100%使えとは申し上げませんが、こういった国・県からの特例債を有効に使っていただきたい。確かに財源の確保、それから赤字を解消するという意味合いは分かりますが、全てにおいてそれだけではないだろうと。やはり何のためにということをお考えますと、お金は使って価値があります。そういう面ではですね、この特例債を有効に使っていただきたい。そして、町民の暮らしを豊かに、また安全、安心な暮らしにしていきたい、こういう思いがございますので、もう一度その件についてはどういうふうにお考えなのか教えていただきたいと思っております。

それから、町民提案制度と町政モニターにつきましては、分かりました。ただ、モニターの募集要領と採用人員はどんくらいされるのかなということがちょっと分かりませんでした。先ほどは各種団体等からモニターを募集するというようなこともおっしゃいましたけども、この辺どんなふうになされるのかな。公募による人選は誰がなされるんですかということです。公募員がどのくらい要るのか、必要かを吟味した上で、調査した上で今後なさるということでございますけれども、人選は最終的には町長がなされるのかな。それから、そういったモニターから吸い上げられました意見、これはどういう形で対処なさるのでしょうか。議会に諮られることもございますでしょうし、そうでないこともあると思います。そういうことであっていくと、このモニター、あるいは町民のいろんなものをお聞きになられるというと、現有する区長さんあたりとの関連はどうされるんだろうと。いろんなやっぱし我が町が住んでいるところの苦情や、あるいは改善は区長さんを通していろいろと町のほうに意見が提出されておりますけども、こういった区長さんとの関連はどうされるんですかということをお聞きしたいと思っております。

それから、もう一つ、今度は教育環境でございますけれども、全般的には町長のお答えで安心をいたしました。待機児童あるいは家庭的保育はどうされるんだろうかというふうに考えておりましたけれども、子育て支援計画を今作成中であると、実態把握してサービス等を定めていくという御回答でございましたので、安心をしております。ただ、町長がマニフェストで出されてお

りました、低所得者に配慮した保育料の見直しというふうにございましたけれども、今現在、確かに保育料については3歳児から無料にするとか、いろんな施策がございますけれども、これの見直しはどうされるのか。多分そのまま行かれると思いますが、低所得者に配慮した保育料の見直しとはどんなものなんだろう。

それから、もう一つはですね、今、歴代の町長も一生懸命頑張ってこられました、そして今、現町長もそれに目を向けていらっしゃるようでございますが、飯野とか津森校区の児童が、このままほったらかしていくと当然少なくなる。学校の廃校ということはどうしても避けなきゃならないということで、校区の児童の確保をどのように今後なさっていくのか。この辺についてお答えを願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、基本条例のほうにつきましてですが、まちづくり基本条例、まず町の仕組みですね、これは自治法が改正になりまして、以前の役場が統治する、行政が統治する型から、やはり住民の皆さん方が主役のまちづくりに、今、行政の仕組みが変わってきております。そういったことで、私たち行政、それから議員の皆様方も、やはり町民の皆さんから委託を受けた立場になるかと思っております。そこに応えて仕事をしていくという形に、今、仕組みが変わってきております。そういったことで、まず基本条例につきましては、この中で今、町の総合計画にうたっていないということで、やはり町の総合計画が私は一番町の事業を推進するに当たって最上位計画であると思っております。そういったことで、そういった位置づけがありますので、中には自治体の憲法とかいってですね、本当に自治法とか憲法とか上を超えたような位置づけをしているところもあるかと思っておりますが、やはり町の総合計画が一番最上位計画であるということで行っております。先ほど、作文にならないようにということではありますが、やはりいつも話をしておりますが、やはり職員が実際地域の皆さんのところに足を運んで話を聞くことが一番大事であるということ考えております。やはり机の上だけでは地域の実態は分からないと思っております。そういったことを踏まえて、計画あたりもつくっていくべきであると考えております。

ただ、やり方につきまして、これは本当に一番大事な計画になってくると思っておりますので、理念型の計画もあります。実務型の計画もあります。これは時間をかけて、策定するに当たりましては、これは議会の皆さん方にも考えていただくこととなりますので、今年1年でつくりますとか、そんなものではないかなと思っておりますので、じっくり時間をかけて、研究して、1回つくったらなかなか変えることはできませんので、そういったことでやっていきたいと思っております。

それから、特例債を有効に考えてくれということで、このもともとの、先ほど話しましたように、やはり地方交付税でできない分が臨時財政対策債ということで行っておりますので、これを使わないとサービスにも影響するということになりますので、そこあたりも踏まえて、また財政担当あたりとも話をしまして、今年の全体の予算、これから2年後、3年度、4年後、人口推計あたりも踏まえて考えていきたいと思っております。ただ、サービスは落とさないようにということをもまず念頭に置いてやっていきたいということで考えております。

それから、町政モニターです。町政モニターにつきましては、先ほど心配されておりますが、区長さんのほうとは大丈夫かということで、ここあたりはやはりいろんな立場の、いろんな異なった方の、町政には意見が必要かと思えます。やはり想定しておりますのは、いろんな事業についてこれはどうですかという意見を聞くような形になると思えますので、区長さんとの整合性がとれないということはないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、子育て支援の保育料の見直しです。これはどういったことかといひますと、近隣市町村を調べてみたんですが、やはり所得の安い人の保育料が高いということで、そこあたりをちょっとバランスよく、所得の高い人をちょっと上げて、安い人をちょっと下げるといふような見直しを考えております。そういふことで、全体的には変わらないということになりますが、安い方の保育料が近隣市町に比べて高いということで、そこあたりを考えておるところです。

それから、校区の児童の確保ですね。そこにつきましても、定住促進、さらに進めてまいりたいと思えます。ただ、補助金ですね。補助金のほうも、あれも年度を切って考えておりますので、そこあたりも今の財政状況、今後の財政状況、ただ、定住していただくと税金が、税収が増えますので、そこあたりの関連をしっかりと調べて、基本的には進める方向でやっていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

時間があればですね、もっともっと、限られた1時間という時間でございまして、もっと町長と膝を突き合わせて議論をしたいなというふうに思っておりますけれども、何分時間がございませぬので、基本条例の制定についてはよろしくお願ひをいたします。当然、1回つくったらですね、変えられませぬということございまして、本当に町民のためになる、そしてまた必要以上に町民を縛り上げてしまう条例でないようにしなきゃいけないというふうに思っておりますので、そここのところをまた真剣に考えてお願ひしたいと思えます。

財政の立て直しについてもですね、立て直しという言葉が非常にひっかかってまいりますけれども、うまくいろんな特例債、そういったものを使って、そしてできれば赤字にならないようにということで、住民のために使えるものはうまく使っていただきたいというふうに思えます。

モニター制度については、区長さんとのそういった整合性については、今、町長がお答えになられたとおりでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

最後に、私が一遍聞きたいのはですね、今言いました、時間がございませぬので一つだけに絞らせていただきます。

きのう町長がですね、子育ての関係について、親子で楽しく「町カフェ」といふようなことを所信表明で申されました。これは一体どういうことなのかと思っておりますので、これはどういふのなのか教えてください。

それからまた、お母さんが働ける環境とはどんな施策をなされるのかな。お母さんが働く環境づくりをして、子育てができるようにいふような、これは私の聞き間違いだったかどうか知り

ませんが、そういうことを町長おっしゃいましたので。いよいよ子育てについては、今、現有する子育ての施策は継続しながらやっていく。なおさら、町長が今言われましたので、親子で楽しい町カフェとかそういうものをつくりながら、実施しながらやっていきたいというふうにおっしゃいました。新しい施策だと思いますので、これは非常に興味がございますのでお答えください。

それからもう一つ、ちょっと飛躍してしまいますが、町長、高校生までの医療費問題についてどうお考えなのか、簡潔で結構でございます。時間がございませんので、簡潔で結構でございますので、高校生までの医療費問題については、将来的に町長はどんなふうにお考えなのか、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 済みません、まず先ほどの町政モニターですね、ちょっと補足しときます。

今、ましき便とかですね、アンケートをワークショップなどに、町民の皆さん方の意見をより反映するためにやっておりますが、これは町政モニターというのが個人の意見を尊重し、特定の方の意見に偏らない住民意見の動向を捉えて、これを広く町政に反映させるということでやっております。モニターは公募によって選出して、町が指定した事業について意見をいただくもので、結果は広報紙やホームページに公表したいと思っております。いわゆる第三者評価の意味合いが強いかないということで考えております。

先ほど、それから町カフェについて、それから古民家レストランですね、そこあたりを、あとどういったものかということでお話があったんですが、今、いろいろ話を聞きます。そんな中で住民の方のお話を伺ったんですが、「益城にはなかなか簡単にコーヒーを飲めるところがない」、「お茶するところがない」ということで、そういったことで考えたのが、やはり空き家を利用した町カフェあたりをできないかということ考えております。そんな中で、ここにはやはり子育て中のお母さん、先ほど古民家レストランもあったんですが、これは人吉のほうで古民家レストランを経営されているところがあります。これは非常に何年かで黒字になったということで、ここあたりが何で古民家レストラン、町カフェなのかというのが、やはり人吉あたりの例にとりますと、高齢者の方がそこに集まって料理をつくっておられます。そこに子育て中のお母さん、これは時間ですね、時間を決めて、例えば10時から3時までとか一緒に行って働いてもらって、やはり今おじいちゃんやおばあちゃんがない、一緒に同居されていない方が、たくさん子育て中のお母さんがいます。その中で一緒に仕事をしてもらって、そういったことで子育てのアドバイスをいただいたりとか、そういったことができないかということで、古民家レストラン、それから町カフェも一緒です。そういったことで考えているところです。

そして、もう一つ、古民家レストランあたりでは、今、私がいろいろ田舎のほうを回ったときに、やはり高齢者の方のひとり暮らしや高齢者だけの御夫婦のところがあります。そんなところに、やはり店があってもなかなか買い物に行けないと。じゃあ、どうするかということで、こういった古民家レストランあたりで、そこに健康弁当あたりをつくっていただいて、そこあたりを町が補助するような仕組みができないか。そこに、実際、その高齢者の御夫婦のところを

を配達するような仕組みができないかということで、ここに挙げさせていただいております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） 3回目の答弁ありがとうございました。高校生の医療費の件が抜けたようでしたけども。ようございますか。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

今、大変夢のある古民家レストラン、町カフェのお話が出まして、子育て、それから若いお母さんのお話が出ましたが、次の2点目はですね、ぐっと変わらして、高齢者の問題、それから障害者対策についてお伺いをさせていただきます。

町長はこの問題につきましては、地域で見守る仕組みづくりを提唱しておられます。さらには、タクシー券の無料配布や黄色い旗を掲げる運動なども提唱をなさっておられます。さきの阪神・淡路大震災をはじめ東日本大震災にしても、地域密着型の避難及び救助ほど初動救助に力を発揮し、とうとい人命を守ることができたことは、これは万人が知っているところでございます。

町内のどこにお体の不自由なお方がおられるのか、お年寄りがおられるのか、一番よく知っているのも、ともに地域で生活をしている隣人でございます。そうしたことから、今回提唱されていることは、高齢者、障害者、そしてまたひとり暮らしの方々にとっては、とても力強いことだと思っております。

そこで、常々私も提案してまいりましたけども、対策の中で、障害者や高齢者の方が緊急時や災害時の避難場所においてはさまざまな支援が必要でございます。しかも、持病がある方に対しては、個々の適切な対応が要求をされます。私は緊急連絡先や常用薬、常々自分が服用している薬ですね、それから本人の特徴を記載しました「ヘルプカード」の作成・配布を提案してまいりました。幸いさきの議会で、早急に検討し取り組んでいくとの回答を得ました。このカードは災害時だけに限らず、平素から救急隊員や一般の方が救急連絡されるときも大変有効であることから、今、全国の自治体で採用がなされております。

町長が新しくかわられましたけれども、このヘルプカードの製作、配布について、引き続き取り組まれていくのか心配でございますので、町長、お考えをお伺いします。

さらに、当町には立派な保健福祉センターができました。町民の健康を願い、誰もが元気に年をとることができる益城町を願う行政のトップであります町長でございます。健康講座や健康診断を受けてポイントがたまる「健康マイレージカード」制度の導入も提案をさせていただきました。たまったポイントで公共施設の利用券や文化会館等の自主事業公演の割引券、さらにはマッサージ券、また町内商工会と連携いたしまして商品の割引券のほかに教育機関への寄附なども活用することなど、さまざまな利用が考えられます。また、現にそういった制度をやっている市町村あるいは県におきましても、大変好評な反響がっております。健康づくりに取り組むと同時に、町も元気になる一石二鳥と思います。この件についても、さきの議会で提案をさせていただき、実施している自治体を参考に研究する旨の御回答を得ておりますが、町長の高齢者に取り組みされる思いから、引き続き取り組まれるのか。

以上2点のことを確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員の1回目の質問にお答えします。

その前に、先ほどの高校生の医療費の無料化ということで、申しわけありませんでした。これは、まだ現在のところ考えておりません。ただ、益城の財政あたりがですね、本当に好転したときに、またそのときに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、高齢者・障害者対策について。公約で高齢者・障害者に対して地域で見守る仕組みづくりを提唱されている、先般提案したヘルプカードの作成・配布は継承するのか。また、健康マイレージカードの取り組みについてはどのように考えているのかという御質問にお答えをいたします。

まず、ヘルプカードについてでございますが、こういったやつですね。そういったことで、本件につきましては、本年3月議会におきまして江越議員からの一般質問で御提案をいただき、制度の導入に向けて関係各課と協議しながら検討していくとの答弁がなされています。障害者や御高齢の方には、緊急時や災害におきまして、さまざまな支援が必要となってくることが予想され、そのようなときに支援内容を記載したカード等があれば、直ちに適切な対処ができるものと考えております。今議会での江越議員の御質問では、先般提案したヘルプカードの作成・配布は継承するのかのお尋ねですが、ヘルプカードは高齢者・障害者に対して、地域で見守る仕組みづくり事業の一環であると位置づけ、実施に向けて早急に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、健康マイレージの取り組みにつきましては、昨年の9月議会で御提案をいただきました。議員御存じのとおり、健康マイレージとは、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みであり、健康づくりの重要性を広く普及・啓発するとともに、町民の自主的、積極的な健康づくりへの取り組みの強化を図るもので、人づくりやまちづくりに貢献できる制度でございます。私は、町民の豊かな人生と健康長寿の実現のためには、町民の皆様一人一人が健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、その動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を促すことが大切であると思っております。このようなことから、御提案をいただきました健康マイレージカードの取り組みにつきましては、引き続き実現に向けて調査研究し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） これは2回目の質問になります。

町長が、高齢者あるいは障害者に対するところの姿勢、これは町長のマニフェストでも確認をさせていただきましたし、また昨日の所信表明、そして今の私の答弁に対しましても、非常に高齢者等に対しまして前向きに、そして地域で見守るという御姿勢でございます。これは私も大いに共感するところでございますし、今後、やはりこういった高齢者が我が町にもどんどん増えていきますし、この高齢者を大事にする、もちろん若い世代、あるいは子育てにも重点を置くべきでございますが、高齢者に対するところの施策というのを放置するわけにはいきません。そういう面から、今、町長の思いを聞かせていただきました。大変に私はありがたいなと思っております。そ

してまた、今、町長が詳しくおっしゃられましたけれども、昨年の9月そして3月、この問題について私もここで提案をさせていただきまして、町長がどういうお気持ちでおられるのかなという、非常に興味を持ちながら町長の答弁を聞いておりましたところ、ヘルプカードについては、3月議会で答弁がございましたように、早急に取り組んでいくんだと。この権威ある議会での答弁でございますし、町長室でお話したのではなくて、やはりこういった公の場で約束されたことは、やはり町民との約束でございますので、取り組んでいくという御回答を、今、得たところでございます。

マイレージカードについても、引き続き調査研究をし、取り組んでいきたいという思いでございますので、私はこの二つの件については非常に大事なことでございますので、やはり引き続き、また早急に取り組んでいかれるものというふう信じて、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 江越信保議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、稲田忠則議員の質問を許します。

13番稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 皆さん、こんにちは。13番稲田でございます。

益城町第2回町議会定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

そして、今回は、西村町長の初めての町議会に当たり、質問させていただきますことは、大変ありがたいと思っております。

そして、今回も傍聴席には大変お忙しいにもかかわらず町民の皆さんにお越しいたいただき、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

いよいよ6月に入りまして、気象庁が九州北部地方も6月2日に梅雨入りした模様と発表されました。しかし、今のところ梅雨の中休みで余り雨も降らずにいますが、益城平野の水田も代かきや田植えが始まったようです。今年の梅雨の予報としては、7月に入りまして梅雨明けが遅れるとの報道がなされております。ここ近年、益城町では梅雨入り期間中、大雨による土砂災害などの大きな被害は起きておりませんが、災害はいつ発生するか分かりません。町では、毎年防災対策など万全の備えがしてありますが、今年度も気を引き締めて、新たに取り組んでいただきたいと思っております。

また、西村町長におかれましては、本年4月13日に行われました町長選挙に出馬され、新人として見事激戦の中で当選され、町民主役のまちづくりの町政を目指すと言っておられました。そ

の期待に応えるためにも、3万3,000の町民の皆さんのためにすばらしい町政運営を行っていただきますようお願い申し上げまして、さきに通告しておきました益城台地土地区画整理事業に対する取り組みについて、2点目、益城・木山中学校の空調設置についての2点につきまして、質問席に移動して行いたいと思います。

まず1点目に、益城台地区画整理事業に対する取り組みについてを質問いたします。

この益城台地区画整理事業につきましては、平成8年度に設立準備委員会が発足してから今日まで、いろんな経過をたどりながら現在に至っています。私も区画整理事業につきましては地権者でありますので、町議会の中でも一般質問を幾度となくさせていただいております。しかし、事業の進展が思うように進まない中で、月日だけが経過してきたのが現状だと思います。

益城台地区画整理事業は、総面積65ヘクタールを全体で開発を進める計画でしたが、先行きが不透明であるため、平成18年度に東地区、中地区、西地区に、三つに分割して事業を進めるように決定したようです。そして、各地区におきまして、設立準備委員会の立ち上げが行われました。

その後、西地区が平成21年度に正式に益城台地西土地区画整理組合が設立され、役員の方々も決定して、事業推進に向けた体制づくりがスタートしたわけです。

その後、町、組合に対しまして再春館製薬所株式会社が、この西土地区画整理事業地内に会社の社員住宅などの建設のために当該地に進出したいという話が持ち上がり、コンサルタント昭和株式会社、組合、役場の担当の職員の方々に、幾度となく会合を重ねた結果、区画整理事業地内の保留地2万坪を購入して、自社のホテルと従業員社宅を建設という建設案が提示され、予定では平成23年の秋から工事に着工しますと言われておりましたので、正式に組合との契約を行って事業がスタートするかなど、組合、地権者の方々も期待が膨らみました。しかし、再春館製薬所のほうから、益城町が熊本市との合併ができなかったからという内容で、一方的に文書をもって役場に進出断念をしますからとの申し入れがあったそうです。

その後、組合の役員さん方も、文書じゃなくてお会いして断念の理由を説明してくださいとの申し込みましたが、今後は会社の顧問弁護士さんを通して話し合いをしてくださいとのことでしたが、残念ながら一度も話し合いは実現しなかったようです。

その後、幾つもの進出の話はあったそうですが、現実には進出までに至らなかったのが事実です。

このような状況の中で、平成24年8月21日の熊日紙上に、「イズミ、益城町に複合施設、食品スーパーとドラッグストア、2015年春開業を目指す」と大きく取り上げられました。また、8月25日の紙上に、町役場でイズミの社長、町長、土地区画整理組合の理事長が協定書に調印したと発表されました。その反響は大きく、地元の方や町民の皆さんからは、ぜひとも実現してほしいとの声がたくさん持ち上がったのが事実でした。

その後、進出実現のために、町の担当課と熊本市、熊本県との担当課による交通アクセス問題やその他の諸問題など、あらゆる角度からの話し合いが1年以上行われました。

その結果の報告が、平成25年12月22日日曜日、町保健福祉センターに、役場から町長、副町長、総務課長、企画財政課長、担当課長、係長、職員さんが出席されました。区画整理組合からは、

理事、幹事さんが出席され、その中で担当課長さんから今までの経緯を説明されました。

その内容はといいますと、どうしても交通渋滞が発生するので、第2空港線からの車の出入りができないので、県からの指導によると、町の町道、里道の改良や改修をやる必要がありますとのことでした。町としても事業費を試算しましたところ、最終的には42億円の事業資金が発生しますので、町単独の事業としてはとても無理ですから、イズミの進出につきましては断念しますとの説明がありました。

この西区につきましては今までの経緯を述べましたが、中地区におかれましても組合が発足して、計画では一部商業地の中にホームセンターナフコさんが進出するとの話があり、残りの部分は住宅地として開発するというので、事業に向けて前進するかなと思っていましたら、この地区も開発までには至らなかったのが現実です。

また、東地区は、地権者の事業に対する同意率は3地区の中では一番高いと聞いておりますが、まだ具体的な話は進展していないのが現状のようです。特に東地区は、土地の用途地域の変更が必要だと聞いております。平成26年度に県の用途地域変更の見直しがあるのではないのでしょうか。それに向けて、町の担当課より県に対しまして変更するための書類の手続は提出されているものと思います。この件につきましては、平成26年度中に正式に決定があるのではないのでしょうか。この問題が決定してから、東地区も事業開発に向けた動きが加速してもらいたいものです。

今まで述べましたように、それぞれの地区の課題と今後の見通しについてどのように整理をされているのですか。私は、今までも幾度となく議会などで述べてまいりました中で、益城町の西の玄関口でありますこの益城台地土地区画整理事業を成功させ、町の顔となる施設をつくり、町内の方はもちろん町外の皆さんにもどんどん益城町に来ていただき、活力ある町の発展と繁栄につながるように、その実現に向けて担当課の皆さんはもちろん、町全体で全力で取り組んでいただき、組合、地権者の方々と一心同体で頑張っていけたらよいなと思っております。

西村町長は、この事業に対して、昨日の所信表明の中で、区画整理事業は絶対に成功させ、活力あるまちづくりにしたいと述べておられます。重点的政策として、かつ優先的に取り組んでいられるのかを、いま一度決意を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番稲田忠則議員の質問にお答えします。

益城台地区画整理事業に対する取り組みについて。1、将来のまちづくりの核となる益城台地土地区画整理のそれぞれの地区の現状をどのように考えておられるのか。それぞれの地区の課題と今後の見通しについて、どのように整理されているのか。町長はこの事業に対する重点的かつ優先的に組んでいられるかの決意を伺いたいということで、1回目の質問に対しお答えをします。

この質問につきましては、昨年6月及び12月議会におきまして質問されておられますが、その後の各地区の現状につきまして述べさせていただきます。

西地区につきましては、昨年12月まで商業施設誘致を前提に進めてまいりました。しかし、商業施設に伴う発生交通量が周辺道路に及ぼす影響に対する道路交通対策の見通しが立たず、断念

しました経緯がございます。現在、保留地処分につきましては、住居系の計画で再検討をしているのが現状でございます。

中地区につきましては、設立総会を開催し、事業着手の準備が整いつつありましたが、諸事情により理事の辞職という事態を招いております。現在は、関係者の意見を聞きながら、再構築の検討を行っております。

東地区につきましては、熊本県が本年度末をめどに市街化区域編入手続を進めておりますので、事業計画書の策定作業と関係機関との意見調整を進めているところであります。

次に、各地区の課題と見通しについてでございますが、西地区は事業資金の根幹となる保留地処分計画を確実なものにさえすれば、熊本市からの市街地の連続性やインフラ整備の状況から判断しましても、住居系を基本とした計画でも十分成功する地区であると思っております。

中地区は、役員の選任ができれば、施行面積も8ヘクタールであることと、地形的にも平坦でありますことから、短期間で事業を進めることのできる地区であると思っております。

東地区は、地権者の事業に対する期待も大きく、市街化区域編入手続が確実に行われると、早い段階で事業着手ができると思っております。

次に、区画整理事業を重点的かつ優先的に取り組んでいくのかにつきましては、空港、インターチェンジ、地域再生道路を生かした新たなまちづくりを展開するためには、まずはインター周辺の土地区画整理事業の実現であります。この事業の実現なくして、町の活力、雇用拡大、財政基盤の強化などには結びつけることができませんので、区画整理事業につきましては、従来どおり、重点的かつ積極的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして、答弁ありがとうございました。

今、町長がですね、言われました、各地区のですね、今後のですね、現状とかですね、見通しとか、いろいろですね、そういう課題についてですね、今、述べられましたけれどもですね、私もですね、今言われましたようにですね、この西地区につきましてはですね、やはり商業施設ですね、進めてこられたということの中でですね、やはりこういった諸問題が発生しましてですね、やはり1年半ぐらいですね、やはり検討はされましたけれども、やはり現実に至らなかったということですね、現在はですね、住居系ですね、考えていくということですね、今、話がですね、少し進んでいるかなちゅう形で聞いております。

この前ですね、役員会がございまして、理事さん、私も幹事になっておりますのでですね、役員会ちゅうことで出席をさせていただきましてですね、その折にコンサルのですね、昭和さんのほうからですね、今後はですね、去年の12月ぐらいから日本のですね、日本といいますか、国内のですね、大手の住宅メーカーにですね、打診をしておりますというお話をいただきました。その中でですね、感触としてはですね、本当にいいような感触を受けておりますということで、この前説明がございました。

今後はですね、区画整理組合に対しまして昭和さんのほうですね、それについて前向きにですね、動きをしていいですかというお願いがございました。その中で、役員さん方はですね、ぜ

ひとつですね、やはり成功のためにはですね、そういう住宅系ですね、会社にですね、どんどん働きかけをしていただいてですね、実現ができるようにですね、頑張ってくださいということですね、西地区については今そのようですね、現状であるというの聞いておりますし、先ほど、今、町長も言われましたようにですね、この住居系でやるならですね、西地区もですね、区画整理がですね、成功するんじゃないかというふうに思っておりますし、その中でですね、少し危惧しますのは、やはり西地区もですね、住宅地だけでやりますとですね、今現在、減歩率がですね、約49.3%あります。それがですね、住宅地だけでやりますと、やはりその中に道路をですね、かなり入れなければなりませんので、減歩率もまた上がるかなというふうに思っておりますのでですね、この前の役員会の折はですね、やはり減歩率がですね、上がらないような形でですね、お願いしますというお話はしておきました。そうしましたら、やはり昭和さんのほうもですね、やはり住宅地だけじゃなくて、少し小さい、やっぱりこう皆さんがちょっとした買い物できるようなですね、小さいやっぱり商業地みたいなのもですね、やっぱり検討しなければいけないんじゃないかなというお話はされましたけれどもですね、それは今後の課題ということでございます。

それから、中地区につきましてはですね、先ほど言われましたようにですね、やはりあそこはもう一番にですね、この3地区の中で進むかなというふうに思っておりましたけれども、いろいろ事情がありましてですね、役員さんが全部解散をされたと、やめられたということでですね、今はそういう宙ぶらりんになっているちゅうことで思っておりますけれども、今後の見通しとしてはですね、やはりこの役員さんのですね、やはり構成をですね、やはり町のほうからもですね、働きかけていただいて、この役員構成ができますならですね、中地区もですね、見通しがこう明るくないかなというふうに思っております。

それから、東地区につきましては、もともとが、あそこは申請するときに商業地という形でですね、申請してございます。そういうことで、先ほど私も言いましたようにですね、このやっぱり用途変更ですね、が必要ということでですね、今年度中にはですね、県の用途変更見直しの中でですね、見直しができるばですね、先ほど町長も言われましたようにですね、やはり開発がですね、可能であるかなというふうに思っております。

ですから、この3地区につきましてはですね、何せやっぱり早くですね、1カ所でもいいですから、やはりこの事業を立ち上げるためには、やはり町がですね、しっかりとした形の中でですね、リーダーシップをとりながら、また区画整理組合はですね、組合施行でございまして、そういう中でやはり町とですね、組合がですね、本当に一心同体の中でですね、常に情報交換をしながらですね、前に進めていただくならばですね、私はこの3地区につきましてはですね、絶対可能かなというふうに思っております。

そして、先ほど町長が言われましたですね、やはり町長の考えはということの中でですね、やはりこれにつきましては、やはり町長もですね、やはりこの益城町のこの65ヘクタールの益城台地開発事業はですね、やはり町の将来のため、また町の活力あるためにはですね、ぜひともやはり成功させなければならないというですね、考えでございまして、それに向かってですね、し

っかりとですね、こう頑張っていたきたいというふうに思います。

質問といたしますか、一応2回目ですね、質問といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、稲田議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月から、私は4カ月間、住民の方たちのところを、お一人お一人お話をさせていただきましたところですよ。

で、その中で、福田、飯野、津森地区の中山間部に行くと、やはりチャイムを押して家から出られるまで1分とか2分かかるところがありました。こんなところにやはりショッピングをつくってもなかなか難しいかなというのが、思いがあったんですが、ところが木山のほうに行きますと、木山は私自身は町なかかなということで思っていたんですが、やはり寂れてると。住んでおられる方が寂れているとおっしゃいました。何ですかという話をすると、やはり気軽に買い物に行けるところが少ない、食事に行けるところが少ないということでした。一方、広安のほうに行くと、イズミはまだ建たないんですかという意見を多く伺わせていただきました。そういったことで、ただいまグランメッセ線もやがて開通しようとしておりますが、この土地区画整理事業が実現しないと、あちらのほうのやはり開発のほうもなかなか県のほうも進めてくれない状況となっております。そういったことで、この土地区画整理事業の実現といたしますのは、町全体のやっぱり発展に影響を強く及ぼしているところだということで考えております。

今、西地区、中地区、東地区のお話がありました。やはりこれを実現するためには、やはりいろいろあると思いますが、やはり人の信頼じゃないかということで私自身は考えております。いろいろ、私自身もこれを実現に向かって一生懸命取り組みます。現在、いろいろな問題ができましたときは、もう既に熊本市とか熊本県に出向いて直接お話をさせてもらっているところですよ。そういったことで、この実現に向けては、私自身も一緒になって、組合員の皆さん方と一緒に、誠心誠意取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願い致します。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 2回目の質問に対しまして、答弁ありがとうございました。

今ですね、町長のほうから、町長ですね、やはりこの土地区画整理事業に対しましての並々ならぬ決意をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。やはり町長もですね、実現に向かってですね、全力で組合の皆さんとですね、頑張っていくということでございますし、また、今いろんな諸問題がですね、確かにこの地区にはですね、やろうとするといろんな問題があると思います。そういうことで、今ですね、言われましたように、市とか県にもですね、今いろんな話をしに行っておられるということですね、本当にありがたいなというふうに思っておりますので、この益城台地区区画整理事業全体ですね、65ヘクタールの早期実現のためにですね、本当に町長みずからですね、引っ張っていただきたいというふうに思います。

これをもちましてですね、1点目の質問を終わります。

次にですね、2点目の質問に入りたいと思います。

益城・木山中学校の空調設置について。平成26年3月議会におきまして、平成25年度一般会計補正予算書の中に、教育費の中で、学校管理費1億6,576万2,000円が計上してありました。内容は、委託料として施設整備関係で設計管理委託料として1,198万円、工事請負費として木山中学校施設整備工事費6,590万6,000円、益城中学校施設整備工事費8,787万6,000円が計上されてきました。

質疑の中で、空調設置の工事をやる理由としましては、益城中学校の外壁工事が予定されており、足場を組んでその周りにネットの網を張られるので風通しが悪くなることと、県からも指導があり、今回設置を計画しましたと説明があり、議会でも可決され、両中学校に設置することが決定されました。

その後、議会だよりなどにも掲載されてから、町にも中学校の保護者の方々から問い合わせが来ているのかと思います。私にも、電話などで数人の保護者の方より、空調設置につきましては大変ありがたいことと思いますが、夏の暑い時期に間に合うのですか、せっかく設置していただくなれば、1日でも早くできるようにしてほしいとの声が届いております。

その後の空調設置工事に対する進捗状況はどのようになっていますか。今後のスケジュールにつきましては、どのように進んでいるのかを伺いたいと思います。これからの検討課題だと思いますが、町内の各小学校への空調設置につきましても、今後、前向きに設置の方向で検討していかれるのかをお尋ねいたします。

昨日の町長の所信表明の中で、教育問題について、快適な環境生活の中で子どもたちが勉強できるように、エアコン設置についても考えていますと発言されました。これは、小学校にも設置していくとの思いで表明されたのでしょうか。考えを伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。今、町長への御質問と思いましたが、私のほうでずっと計画を進めておりましたので、まず私のほうで説明をさせていただきます。

3点の御質問について、順次お答えを申し上げます。

議員御質問の益城中学校と木山中学校の空調設置に係る予算につきましては、平成25年度一般会計補正予算（第4号）に計上させていただき、26年度への繰越事業として実施しているところでございます。

まず初めに、進捗状況についてお尋ねでございますが、両中学校への空調設置に係る設計業務委託契約を680万4,000円で、平成26年3月26日に株式会社桜樹会・古川建築事務所と締結しております。現在、その設計ができ上がり、両中学校への空調設置工事の入札事務に今取りかかっているところでございます。

今後のスケジュールについてお尋ねでございますが、入札等が順調に進めば、7月中には工事契約を締結し、本年11月中の竣工を予定しているところでございます。なお、空調設置工事の契約につきましては、各中学校ごとにそれぞれ機械設備工事と電気設備工事を予定しているところでございます。

最後に、小学校への空調設置についてお尋ねでございますが、町内五つの小学校で、空調設置が必要な教室数は108教室を見込んでいるところでございます。

今後の計画につきましては、平成26年度中に小学校空調設置に係る設計業務委託費を補正予算に計上させていただき、実際の空調設置工事につきましては、27年度中に全校を実施する計画案と、もう一つは、平成27年度と28年度に分けて実施する計画案について、今、検討している段階でございます。いずれの計画案にしましても、工事の実施は夏休み期間中を最大限に活用することが必要でございます。そのためにも本年度中の補正予算に設計業務委託費の計上を計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして、教育長より御答弁ありがとうございました。

今ですね、説明の中で進捗状況とかですね、いろいろ言っていただきましてありがとうございました。そういう中で、設計業務委託につきましてはですね、一応、中学校用ですよ。要は、もう3月に一応終わっているちゅうことで、今度は入札にですね、取りかかるような準備をですね、進めていると。そして、スケジュールとしましては、7月あたりにですね、入札を考えているということですね、工事的には秋からですね、それがなりますと秋からの工事になるかなということですね、今お聞きしました。

それから、小学校のですね、5校につきましては、全体で108教室と。これもですね、26年度中に設計業務委託をですね、一応補正あたりでですね、組んでやっていただいて、今言われましたようにですね、27年度中にですね、考えていくのか、また、27年、28年に分けてですね、検討するかということですね、言われましたのでですね、割と前向きな形でですね、検討されているなちゅう形でですね、今思ひまして、本当にありがとうございます。

私もですね、今回この質問に当たりましてですね、近隣の町の空調設置状況がどのような計画でですね、実施が行われているのかをですね、調査してまいりました。

上益城郡内の甲佐町では、既に小中学校に設置が終わっております。

嘉島町では、中学校1校、小学校2校ある中で、平成25年度中に全部の学校に設置が既に終わっているということでございます。

また、御船町では、中学校1校ある中で、現在、設置工事が行われているそうです。小学校は6校ありますが、今後の検討課題にしてあるそうでございます。

また、空港周辺の大津町には、中学校2校、小学校7校あるそうですが、本年3月議会の中で、平成25年度一般会計補正予算の中に、小中学校の全校に空調設置を行うということで、中学校2校分に1億5,550万円、小学校7校分に2億8,620万円の予算が計上され、中学校から先に工事に入るということで、5月上旬には工事契約も終わり、今から準備に取りかかるということでしたが、工事内容につきましては、土曜、日曜日にやりながら、夏休み期間中には何とか完了したいと思っておりますとの説明でございました。

また、菊陽町には、中学校2校、小学校6校ありますが、中学校1校につきましては、平成25年度中に設置が終わっているそうです。もう1校につきましても、平成26年度中には完了予定で

進んでいるとの説明がありました。小学校6校ある中で、3校につきましては、平成25年度中に設置が終わっているそうです。残りの3校は、今年度の夏休み期間中に設置完了する予定になっていますとの説明をいただいております。

益城町と同等である大津町、菊陽町が、この空調設置についてはですね、一步も二歩も進んでいるかなと感じたところでございます。

今後、益城町におかれましても、先ほど教育長が言われましたようにですね、27年、28年を目標にですね、小学校のですね、108教室にですね、設置をしていく、計画をしていくということでございますので、そういう中でですね、本当にしっかりと形の中でですね、早くできるような体制をですね、つくっていただきたいというふうに思っております。

ですから、この中学校の2件につきましてはですね、7月にやはり入札を行うということですね、やはり先ほども言いましたように、保護者の皆さんからですね、やはりほかの全議員さんにもですね、そういうお話がぁっていると思います。やはりこの暑い時期にですね、やっぱりしなければ意味がないというふうなお話もよう保護者の方から聞きますけどもですね、何せ補正でですね、組まれましたのでですね、そういう形で遅れているということでございますけども、先ほど言いましたように大津町ではですね、やはり今年度の3月に補正を組んでですね、やったのを、5月の上旬にはもう入札があったということでございますのでですね、一刻でも早くですね、中学校に対しましてはですね、やはり設置ができますようにですね、お願いをしておきたいと。それからやはりですね、学校に対してですね、保護者の皆さん方にですね、やはりいつごろですね、設置が予定されているということですね、やはりお知らせをしていただきたいと思います。そうしませんとですね、やはりさっきも言いましたように、暑いときにエアコンをつけないと意味がないというようなですね、やはり考えで保護者の方もおられますので、やはりその点につきましてはですね、教育長、今言いましたようにですね、学校を通して、やはり保護者の皆さんにですね、しっかりと伝達をしていただきたいというふうに思います。この点につきましてはですね、いま一度答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど説明いたしました中に、入札が順調に進めば7月に工事契約を行うと。そして、すぐ工事に入るわけですが、やはりそこには3カ月程度は要るだろうと。もちろん夏休みを使って、そこで全部完了するのではなくて、やはり9月、10月等も工事期間としては要るだろうというふうに今予想しております、11月に完成を予定しているところでございます。そういうことを学校にしっかりと伝えていく、保護者に伝えていくということは大事なことでございますので、今後、機会を見て取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 2回目の質問に対しまして答弁ありがとうございました。

今ですね、言われましたように、7月に工事契約をやってですね、契約があったからすぐですね、取りかかれるというものではありませんけどもですね、11月に完成予定ということで

ざいますのでですね、今、教育長も言われましたようにですね、やはり学校を通してですね、保護者の皆さん方にですね、しっかりとしたそういうおつながりをですね、していただきたいと。今、するということと言われましたのでですね、安心しました。よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員の質問が終わりました。

次に、高橋津代美議員の質問を許します。

2番高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 皆様、こんにちは。2番の高橋津代美でございます。本日は、発言の席を設けていただきまして、ありがとうございます。

改めまして、西村町長、御就任おめでとうございます。

大変にぎやかな町長選が終わりまして、初めての定例会となっております。少し緊張しております。きょうは、私は西村町長にマニフェスト、町の立て直しについてお尋ねしたいと思います。ほとんどの方が似通っておりますので、重複しておりますから、簡潔に申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、傍聴席の皆様、本当にお疲れさまでございます。

それでは、始めさせていただきます。

町長の政治姿勢について、町長が選挙期間中に出された後援会討議資料のチラシの内容についてお尋ねしたいと思います。

「町の立て直し」とは、何を立て直されるのか。「危機感を抱く町の現状を、これ以上見過ごすことができない」というのはどういうことなのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋津代美議員の質問にお答えします。

町長の政治姿勢について、選挙中に出された後援会討議資料、チラシの内容について、町の立て直しとは何を立て直し、危機感を抱く町の現状をこれ以上見過ごすことができないとは具体的にどういうことかということで、お答えをしたいと思います。

たしかこれは、後援会討議資料のプロフィールの中にあつたやつかなと思いますが、まず町の立て直しのほうなんです、地方債残高は、平成18年度末が約57億円、平成25年度末見込み額が約94億円と、7年間で約37億円増加しています。基金積立金は、平成18年度末が約39億円、ピーク時が平成23年度末で約41億円、平成25年度末が約37億円で、基金積立金におきましては横ばい状態にあります。その他、財政指標では、財政力指数が平成18年度が0.54で、平成22年度までは少しずつ上昇傾向にありましたが、それからは減少傾向となり、平成24年度では0.55となっています。経常収支比率は、平成18年度が78.4%で年々上昇傾向にあり、平成24年度では84.0%になっています。実質公債費比率は、平成18年度が6.8%、平成24年度が7.4%と急激な上昇とはなっていませんが、今後、公債費の増加により上昇していくものと思われま。

前町長の町政運営には尊敬の念を抱くものですが、今後はさらに行政運営に関し多方面から検証し、前町長とは違った手法により町民の皆様方の意見も取り入れながら、今後、選挙公約に挙

げた項目を4年間かけて実行し、町の立て直しに全力を注ぎたいと思います。

それから、危機感を抱く町の現状をこれ以上見過ごすことはできないということで、なかなかプロフィールあたりで一言で表現しなくてはいけないということで、詳しく書けないところがありまして、一つ一つこれはどうだよと詳しくは書けないことがあったんですが。ここは先ほどお話をしましたように、なかなか町が、お隣の菊陽町、嘉島町、御船町、西原村、どんどんどんどん発展しているのに、益城は何で発展しないのよと、町民の人たちからたくさんお話を聞かせていただきました。ここあたりが危機感ということで挙げております。

それともう一つ、私は昭和51年から37年間、行政マンとして町民の皆様の生活の充実を第一に考え勤務してきましたところです。従来から本町の町政は、いわゆる行政主導型で行われてきました。私自身、イベント担当とか介護保険や国民健康保険の担当など、さまざまな行政分野にやっぱり携わるうちに、これからのまちづくりは、やはり町民の皆様が主役でなければならない。そうでなければ、町民のための本当のまちづくりはなし得ないということで考えるようになりました。同時に、そうした行政主導の大きな流れを変えることは、一職員の立場では、当然、非常に困難であると危機感を抱いたということで、出馬を決意したところです。そういったことで、危機感というのはいろいろ解釈できますが、そういったことで今回はここに挙げているところです。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） ただいまのお話を聞いておりますと、まさに危機感、危機感という言葉が聞こえてまいります。借金が33億円増えましたと、これは下水道がまだつくられていなかったり、また、中央小学校の移転とか西小学校の増築、福祉センター、地域再生道路などなど、住永町長が設けたものでございますが、これは国から許される財政力指数の中での範囲での使い方、何ら問題もなく、現在この益城町は、全国47都道府県の中で32位。また、県では、熊本市が0.66、大津0.9、嘉島0.62、益城が0.53、御船0.34という、国税調査でも調査が上がっておりますように、益城はとても心配するような危機感を抱く状態ではないと思います。全ての基盤を、住永町長は早急のうちにつくられました。あと1期仕上げにと申されておりましたのができなかった。これは残念なことに思っております。1人当たりの借金もとても少ないようになっております。高いという言葉もありますが、もう一遍調べ直して、今、益城町が、この熊本県で最も恵まれた益城町となっているのが、なぜ伸びないのか、続かないのか、どうお考えでしょうか。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） この危機感というはちょっとずれている感じがありますが、私が選挙中に挙げた危機感というのは、先ほど申したとおりであります。行政主導ですね、ここあたりが変えていかないといかんだろうなということで挙げておるところです。

役場の仕事、やはりトップダウンとボトムアップというのがあります。仕事の進め方には、リーダーが物事を決め、下の者に対し指示を実行されるトップダウン方式と、下の者が意見を出し合い物事を決めて広めていくボトムアップ方式があります。当町におきましては、トップダウンにより進めてまいりました。メリットは、緊急事態などに素早い判断ができます。しかし、町民

の声がどこまで反映されているか分からない状態でも決断されることがあります。ボトムアップは、多くの人の意見を集め、そこから一番いい方法を選ぶことができます。デメリットとしましては、時間がかかるので、状況に応じた素早い対処が難しくなります。前町政において、トップダウンにより非常にすばらしい成果を出されてきたことに対しては敬意をあらわします。

私は、昨年の12月から町民の皆様とお話をさせていただきました。町民の中には、たくさんすばらしい人材がいらっしゃいました。これからのまちづくりは、やはり人であると思います。これからのトップの姿勢は、さまざまな町民の方から意見やアイデアを出していただいて、そのような姿勢が求められます。私は、町長の仕事とは、職員に仕事の方向性を示し、責任を与え、内容に応じて町民の皆様意見を十分に聞いた上で、最後は町長が責任を持って決定する。ボトムアップとトップダウンをミックスしたような町政運営が大事であると思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） トップダウン、トップがしっかりしていれば、これは物のとり方によってはさまざまです。100人いれば100人の考えが。まさに難しいものと思います。私が今思うのは、この益城町が外から眺めたとき、私は東京生活20年でございます。自分のふるさとに帰ってきて、町のよさ、悪さ、自分の目でも、またほかの人からも耳にします。足引っ張り、続かない、外からの意見を入れない。これから西村町長には、もう走り始めましたので、立派な益城町をつくってもらい、そして政争のない立派な人物が育ち、益城町となることを願っております。これが本当の誠意の心です。争うことはありません。与党だから、野党だから、部屋も別々だから。私は悲しく思います。行くところは一つです。人の心に平和、争いでは何も得られません。どうか私の言いたいことはここです。目的は一つ、町民が癒えます、家に帰れば。子どももいます。老人もいます。明るく、弱い立場の人でも金持ちも皆明るく、言葉に出して言える町政を、西村町長、お願いいたします。これで終わります。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時35分から再開いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、渡辺誠男議員の質問を許します。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 皆さん、こんにちは。15番渡辺でございます。

本日は、一般質問の最後でございます。皆様方には大変お疲れのことと存じますが、しばらくの間御辛抱をいただき、お願いいたします。

西村町長おかれましては、当選おめでとうございます。9代目の町長として就任され、はや1カ月が過ぎました。多忙な日々を送られていらっしゃる事だろうと御推察を申し上げます。健

康には十分に注意され、益城町のさらなる発展のために頑張っていたきたいと思います。

また本日は、傍聴席には、大変お忙しい中に早朝より大勢の方々の傍聴をいただき、ありがとうございます。議会に対して関心を持っていただき、議員の一人として、その責務の重大さを感じているところでございます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

3点ほどお伺いいたしますが、まず町長は、言いつ放しにはいたしません。町民の皆さんが元気で笑い合えるまちづくりを目指します。町民の皆さんが主役でなければなりません。町民の皆さんが健康でなければなりません。町民の皆さんが喜んで参加される町政でなければなりません。未来に負担を残さない財政運営でなければなりません。

私は、当然なことには実現できるよう協力してまいりたいと思います。そこで、協力できるかどうか、町長の以上の約束事について、関連論ではございますが、解けないのでお伺いをいたします。

まず1点は、財政を立て直しますについてお伺いいたします。37年間一心に行政に携わりながら出した結論は、財政の立て直し、見過ごすことはできないと言われました。言いつ放しはいたしません。もうほとんどきょうは皆さんが財政の立て直しを聞かれております。私から特別おっしゃることはございませんが、ただいま同僚の議員から、危機感を持つということはいろいろな見方があると、発展しないこととも言われました。私は、危機感を持って発展をされるには、いろいろなまた問題があるかと思っております。そこで、具体的に何をどうするのか、皆さんにも大変おっしゃられましたけれども、私もしっかり分かりますように、具体的なお願いをいたします。

次に2点目に、まちづくり基本条例についてお伺いをいたします。このことについても、同僚議員から幾度なく御質問がございました。この条例は非常に重要な問題で、県内ではまだ一部の市と町が施行されています。町長の公約ではありますまちづくり基本条例、つい最近、つくりはしましたが、制定を取りやめた自治体も多々あるようでございます。首長選挙で候補者が住民との一体感を出すために公約に掲げたから、行政を批判的に見る一部団体が政治的意図と目的を持って主導したものなどが数多く見られます。また、なぜこれほど条例の構成がパターン化し、特殊な用語の使用が多いのか。どこかでマニュアル化を準備して、組織的に自治体に広げているのではないかという専門家の見方もあるようでございます。

そこで、町長は、他の自治体が制定されている条例をしっかりと精査して公約に掲げられたのか。また、いろんな人に勧められ、町民の受けがよいということで公約に掲げられたのか、お伺いいたします。

次に3点目、経済週刊政治レポートに発表された見解について、(株)地域経済センターが発行される「週刊政治レポート」という週刊政治情報誌の内容を御承知だと思いますが、去る4月11日号の、つまり町長選挙投票日の直前に発行されたレポート、出陣式の演説内容が特集されています。レポートによれば、町長は、今回の町長選挙は住永企業・熊本交通グループ対正義の戦

いと。私は益城町で生まれ、益城町で育ち、大好きな益城町を守るため、一緒に戦っていきましょようと演説し、訴えたと報じられている。私はこの発言は、言葉をかえて言うと、住永企業は不正義の企業、つまり悪い企業であると言われたものと解釈せざるを得ない。町長、町長は出された「西村ひろのり」というチラシの中で、自分は真面目一徹な男、曲がったことが大嫌いとして自己PRされている。そこで、町長、この政治レポートに報道されている町長の発言内容は、町長の発言に間違いはないか、町長の誠実な御答弁をお願いいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番渡辺誠男議員の質問にお答えします。

まず、公約について、財政を立て直す、具体的に何をどうするのか。まちづくり基本条例を定めますについて伺いたいについて答弁を申し上げます。

まず、財政を立て直すために具体的に何をするのかという質問につきましては、先に宮崎議員、江越議員、高橋議員からも同様の御質問をいただきましたのでお答えしたとおりでございますが、町債残高のおよそ半分を占めております臨時財政対策債をできるだけ残高を増やさない方向で考えていきたいと存じます。

臨時財政対策債は、平成13年度に地方交付税の不足額を国債を発行して補うために臨時的措置として導入されたものです。臨時財政対策債の発行を抑制していく場合、支出の見直し等も必要になるかもしれませんが、現状のサービスは維持しながら、どこまで臨時財政対策債を抑制できるのか、十分検討していきたいと存じます。

次に、まちづくり基本条例の制定についてお答えいたします。この御質問につきましても、江越議員から同様の御質問を頂戴しております。重複したお答えになりますが、御了承いただきたいと思っております。

まちづくり基本条例を簡潔に述べるならば、地域課題の解決やまちづくりなどを、誰が、どのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化し、自治体の仕組みの基本ルールを定めたものと言えるでしょう。

条例の制定に当たりましては、自治体の仕組みの基本ルールを定めたものという観点から、行政が主体的に決めるのではなく、住民とともに内容を検討し、制定することが必須でありますから、行政とともに住民の方々の理解と協力を得ながら検討を図ってまいりたいと存じます。その際は、議員の皆様方のお力も必要となりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

それから、熊本経済週刊政治レポートに発表された見解についてということでございますが、私は12月4日のインタビューの見解だということに解釈していたんですが、若干違うみたいであります。選挙期間中の発言については、ここではお控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 財政の立て直し、先ほど、財政の立て直しを言われました。この立て直しについては、いろいろ危機感もあると言われましたが、危機感はそれぞれの考え方が違うとも

言われました。しかし、この危機感、いわゆる財政の立て直しを突破するには、やはり今までの状態ではいけないと思います。町長は先ほど、危機感は発展をしなければならぬと、発展をしていないと。発展をするためには、現状の行財政、今、町長がおっしゃることの財政、そういうことで発展する可能性はございますか。その点をちょっとお伺いいたします。

それから、条例について。条例については、今、町長が申されましたが、この基本条例をどういう形で作成するのか。先ほどもいろいろ申されておりましたが、当然、何らかの形で委員会をつくらねばならないと思っております。委員会の構成は、よほど注意しないと、団体や組織の思うようなつぼに入ってしまうはしないかと心配するわけでございますが、国の法律や県・町の条例などより優先した条例とならないよう細心の注意が払わなくてはならないと思っております。このようなことは、当然、町長もお分かりのことだろうと思っております。

いかにも、まちづくり基本条例という、町民のためのような聞こえがしますが、いろいろ市や町の基本条例を見ますと、ほとんどが組織や個人の意見が何よりも優先され、執行部や議会の活動さえ規制されているように感じます。また、町民や市民はこのような条例があることさえ、中身がどういうものなのか、全く知らない人がほとんどではないでしょうか。このような大事なものを決めるときは、町長も先ほど申されましたが、法律の専門家や地域の代表、そして町民の代表でなくてはならないと思っております。これが本当に町民の民意を聞くことであり、そういう考え方でやっていけるかどうか、町長にお伺いいたします。

それから、先ほどの政治レポートには触れられませんでした。町長が考えられる正義とは何か。町長の正義という言葉の定義を聞きたい。また、町長が戦わなければならないと言われた住永企業の不正義とは何かとお伺いしたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2回目の質問にお答えを申し上げます。

益城町の発展とは何かと、今、御質問がございました。ここの仕組みづくりが、これからは町に一番大事なところであると思っております。それは、地域づくりです。やはり町民の皆さん方ができることは町民で、行政がやることは行政で。今、自助・共助・公助という言葉があります。これをごみ出しに例えてみると、自分でごみをまとめてごみステーションまで持っていくのが自助です。共助は、いや、あそこには高齢者が住んどるけんが、私が持って行ってやろうと、それが共助です。そして、集まったごみを自治体が、行政が持っていくことが公助です。ただ、これを、自助の分を役場がやったりとか、そういったことになると、本当に役場のお金というのは足りなくなってくるかなということで思っております。

また、地域づくりにおいても、私は幸せな生活を送るのは、安定した雇用と健康と地域づくりであると思っております。地域に仲間がいるのが一番幸せじゃないかということで思っております。その中でも、健康ももちろん一番大事です。どんなにお金があっても、やはり健康がないと幸せな生活は送れません。そういったことで、健康づくり事業もやっておるところです。そういったことで、地域づくりができれば、定住、これも進んでいくんじゃないかということで思っております。

す。やはり益城町が観光であったり、買い物であったり、道路であったり、教育環境であったり、医療であったり、介護であったり、住みやすい環境を整えれば、定住も進んでいくのであると思っております。そういったことで、そういったことを進めて、定住を進めて、発展を考えていきたいということで考えております。

また、先ほど、住民自治基本条例の話が出たんですが、渡辺議員がおっしゃられたように、非常にさまざまな問題も抱えております。本当に的確に的をついた御質問であると思えます。やはり私も、益城町の総合計画より上位計画になったり、逆になる、実施法より、憲法より上の計画になってはいけないと思えます。やはり外国人の方の参加問題とか、そういったことが出ているようでございます。ただ、つくる際には、先ほどお話ししましたように、この問題につきましては、やはり議員の皆さん、町民の皆さん、職員、みんなが一緒になってまちづくりの方向性を定めるということは、非常にいい考えであると思えます。ただ、その結果、みんなで協議してできなかったときは、マニフェストのところに、こういった理由でできなかったとお示ししていかなければなりません。ただ、この分につきましては、本当に時間をかけて協議するべきであると考えております。

それから、正義というお話が先ほどいただきました。私にとって正義とは、やはり町民の皆さん方のために一生懸命町政をやっていって、誠心誠意尽くしていくことが私の正義であると考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 3回目の質問をいたします。

立て直しの中で臨時財政対策、これは町長が先ほどから、25年度は臨債、町債含めて93億6,646万9,000円と申されました。あのですね、22年度からではございますけれども、臨債もべらぼうに増えているという見方ではないと、私は思っております。それもですね、やっぱりインフラ整備はですね、相当今まで考えてみますと、できていると思っております。今後は、先ほど町長からも同僚議員のときおっしゃいましたが、給食センターの建設は残っていると。ここに再生道路もまた2年ぐらい。それから、テクノ工業も今年中には終わるという中で、本当に事業を相当前町長がやってこられたと思っております。

そこで、私がここで、ちなみに調べてみましたものでございますが、公共下水道があと2年か3年、3年にはかからないと、2年ぐらいで終わりはしないかなと思っておりますが、20年から5年間で22億程度ですかね。地域再生道路が2年後には終了します、同じく18億円。中央小学校移転も終わりました、24億。広安西小学校増築も2億。交流センター建設が8億ぐらいですかね。給食、総合福祉センター、7億。広崎グラウンド購入、3億。テクノ工業団地線、26年度で約6億。子育て支援関係総額で約49億。幼稚園等、36億。子ども医療費、7億等々がございまして、公共下水道特別会計などを含めて懸案だった大型のインフラ投資は、大方めどがついたのではないかと思っております。町長は、もういかん、財政を立て直さなければと言いますが、今後、借金は随時まだ増え続けると認識されていますか。それをお伺いいたします。

それから、条例は、町長が先ほど条例をつくらせるとおっしゃいましたが、私たちもそれに反対と

かどうとかというわけではございませんが、やっぱり条例をつくるに当たっては、次から次へ変えられるわけではございません。慎重に議論してつくっていただきたいと思えます。

それから、先ほどの政治レポートで、町長が正義とは誠心誠意頑張っていくというような答えを出されました。私は、本当になぜこういうことを言いたいかといいますと、住永企業は人脈、人並み外れて働き、他者がまねのできない予想ノウハウを研究、開発した現在の繁栄を築いたものであり、町に対して雇用、納税、地域の文化、スポーツ、消防など、各種活動に対して協賛や支援、農産物の輸送のほか、いろいろな面で益城に対して多大な貢献をされていると思えます。

ちなみに、参考までに申しますが、ちょっとお聞きしてきましたが、町民税、固定資産税、個人住民税、23年度が3,798万4,900円、24年度が3,952万5,600円、25年度が3,587万7,800円、25年度の協賛金が52万8,350円と。町長は、大好きな益城町を守るため、一緒に戦ってほしいという発言は、文章の流れから見ると、住永企業から守るという趣旨である町長は、住永企業に対してどんな危機感を持たれているのかお伺いしたい。

そしてまた、住永企業は御船町出身であり、益城町に移住して既に60年近く定住しています。運輸業界では県下では有数の優良企業であり、成長し、全国においても業界有数の企業として認められています。益城町で育った、全国に誇る優良企業の一つであると思えます。住永兄弟は日ごろから、育てていただいた益城町にできるだけ恩返しをさせていただきたいと言って、いろいろな活動をしておられます。益城町は、住永企業とも相互によい関係であるべきだと考えます。

町長は、今後も住永企業を不正義の企業として捉えて、敵対関係と考えて町政を行っていかれるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 渡辺議員、3回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、借金は増え続けるのかということなのですが、この臨時財政特例対策債といいますのが、いわゆる国の財政が厳しいから、一部は現金で、残りの不足分については後で国が借金返済します、面倒を見るから、とりあえず町で借金をしてくださいという債権です。ということで、今、毎年増え続けておりますが、これはこのまま借り続けていくと、この町債残高はまた増えていくこととなります。ですから、できるだけここを、借金が増え続けるのを減らすということが基本になってくるかと思えます。ただ、臨時財政対策債といいますのが、やはり町のサービスに対してやってくるやつですので、なかなか目に見えにくいところがあります。

一方、建物あたりは建設事業債ということで起債を借りるんですが、そのときは形が残っていくような形になってきております。

それから、条例です。まちづくり条例につきましては、やはり渡辺議員がおっしゃられましたように、非常に町の基本となるような計画になりますので、やはり時間をかけて、丁寧に、丁寧に議論しながらつくり上げていくべきものだと思っております。

それから、最後の質問につきましては、私自身、全ての町の企業を大事にした町政をやっていく所存でございます。以上です。

○議長（中村健二君） 渡辺誠男議員の質問が終わりました。

これで、本日より予定されました一般質問が終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 3 時07分

平成26年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年6月17日午前10時00分招集
2. 平成26年6月19日午前10時00分開議
3. 平成26年6月19日午後3時04分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 甲斐康之議員
- 1番 野田祐士議員
- 7番 坂口政弘議員
- 11番 竹上公也議員

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 野田祐士君 | 2番 高橋津代美君 | 3番 宮崎金次君 |
| 4番 坂本貢君 | 5番 甲斐康之君 | 6番 寺本英孝君 |
| 7番 坂口政弘君 | 8番 石田秀敏君 | 11番 竹上公也君 |
| 12番 福永誠一君 | 13番 稲田忠則君 | 14番 荒牧昭博君 |
| 15番 渡辺誠男君 | 16番 山内親宣君 | 17番 江越信保君 |
| 18番 中村健二君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 9番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-------------|--------|-----------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 教育長 | 森永好誠君 |
| 会計管理者 | 内田吉十司君 | 総務課長 | 矢嶋正昭君 |
| 秘書広報課長 | 堀部博之君 | 企画財政課長 | 西橋幸子君 |
| 税務課長 | 森田茂君 | 住民生活課長 | 森部博美君 |
| 子ども課長 | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 上田勝二君 |
| 健康づくり推進課審議員 | 福島幸二君 | いきいき長寿課長 | 緒方潔君 |
| 福祉課長 | 田中秀一君 | 農政課長 | 山本信行君 |

建設課工務係長	齊藤計介君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	中桐智昭君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、9番坂田みはる議員から、欠席をする旨の届け出がっております。あわせまして、本日予定されておりました坂田議員の一般質問も取り下げの申し出がっております。

本日の日程は、昨日に続き一般質問の2日目となっております。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目は甲斐康之議員、2番目に野田祐士議員、3番目に坂口政弘議員、4番目に竹上公也議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、甲斐康之議員の質問を許します。

5番甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） おはようございます。5番日本共産党の甲斐康之でございます。

早朝から傍聴に来られている皆さん、おはようございます。御苦労さんでございます。

本日は、一般質問二日目です。昨日は、西村新町長の政治姿勢を問う同僚議員からの質問が相次ぎました。本日も政治姿勢を問う質問が多いようです。

今、FIFAワールドカップが開催されています。ある評論家が、ワールドカップで日本国民が浮かれている間に、政治が大きく動くことが考えられる。国民は、政治の動向をしっかりと見張っていかねばいけないとコメントしておりました。このことは何を意味しているかといえ、今、安倍首相が、歴代の政権が禁じてきておりました憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を認める暴走を進めていることでもあります。海外で戦争する国づくり、自衛隊員が海外で他国民のために血を流す。こういうことを許さないということを、大きく広げていく必要があると思います。安倍政権の暴走を許してはなりません。

それでは、今回の私の質問は、政治姿勢について、選挙公約をどう実現していくのか。情報公開度を引き上げて、公正で透明性の高い町政の推進を。それから、経営と暮らしを守る施策として、中小企業振興基本条例の早期制定と住宅リフォーム助成制度の早期実現について、質問をいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目の質問に移ります。

町民が主役のまちづくりを目指すために、どのように取り組んでいかれるのか。これについて

質問いたします。町長の政治姿勢については、昨日、数名の同僚議員から質問がありました。多方面にわたる答弁がなされましたので、重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

町長は、選挙中の中で、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指します。そのためには、町民が主役で健康、さらに喜んで参加できる町政でなければならない。このようなスローガンを掲げて、誠心誠意全力で取り組みますと述べております。そこで、町民が主役のまちづくりを目指すとはどのようなことなのか。町政運営は、重点をどこに置いて取り組もうとしておられるのか。所信表明の中でも、これからのまちづくりについて述べられておりますけれども、いま一度答弁をいただきたいと思っております。

2点目は、選挙公約の実現にスピード感を持って取り組むとうたっております。具体的にどう取り組んでいくのかについて質問いたします。

公約の実現には、当然スピード感を持って取り組んでいく必要があります。公約は広範囲にわたっておりますから、任期中に全ての公約を実現できるものか分かりませんが、予算を伴わないすぐにも取り組めるものや、条例改正や予算を伴うものなど多種多様ありますので、予算を伴うものがあるとしても、住民の福祉の向上、暮らしの安心・安全の向上に取り組まなければならない急ぐものなどは、優先的に実施していくべきものであらうと考えます。

財政難などを理由に、住民サービスの後退や立ち遅れるようなことがあれば、当然期待はずれ、公約違反のレッテルが張られてしまいます。

町政運営、公約実現について、これの基本姿勢について、1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成26年第2回益城町議会定例会も三日目を迎えております。本日は4名の議員の皆様のご質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

5番甲斐議員の1問目の質問、政治姿勢について。町民が主役のまちづくりを目指すためには、どのように取り組んでいくか。選挙公約の実現をどう実現していくか。町長選挙で掲げた公約実現について、スピード感を持って取り組むとうたっている。具体的にどう取り組むのかということで、御質問にお答えをさせていただきます。

私は、町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくりの実現を目指して、町政運営に取り組んでいくところでございます。平成12年に地方分権改革が行われ、これからは地域のことは地域みずからが考え、そして自己決定、自己責任というまちづくりのあり方を根本的に改革したのが、地方分権改革です。地方分権改革によりまして、かつて政策をつくって来ていました国がやらなくなり、それまでは余り問われなかった政策形成能力、これが自治体職員には求められるようになりました。また、地方自治体をつくったのは住民の皆様でありますから、住民がまちづくりの委

託者であり、行政は受託者という構図となっております。委託がなかったら、受託はあり得ません。まちづくりの主役はそういったことですから、町民の皆様となります。住民が主役のまちづくりの具体的な取り組みとしましては、所信表明でも述べておりますが、まちづくり基本条例の制定、町民の皆様の意見を伺う、どこでも町長室の開催、町民提案制度、各種委員の公募制の導入など、町政への町民の皆様の参画を積極的に進め、町民が主役のまちづくりを目指します。

次に、町長選挙で挙げました公約の実現につきましては、既に町の最上位計画であります総合計画と整合を図りながら、どの課で取り組んでいくか調整をしているところであります。公約内容を十分精査して、実施時期を短期、中期、長期に分類して、実現していきたいと考えております。給料の減額等、すぐにでもやれる公約はすぐに取り組んでまいります。ただし、まちづくり基本条例など、長期的に取り組まなくてはならない案件につきましては、町民の皆様や議会から意見やアイデアを提案していただくと同時に、進捗状況を示しながら取り組んでまいります。公約の進捗状況につきましては、年度ごとに示していきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 1回目の答弁ありがとうございます。

元気で笑い合えるまちづくり、地域のことはみずから考えていく、そういう制度になった。町民の自己決定、自己責任、こういうこともあると思います。総合計画と十分精査しながらやっていきますと、スピード感を持っていきます、時間がかかるものは十分検討していくというようなことだろうと思います。

既に、公約実現ということで、町長の報酬10%カットということもありますが、公約の中で、既に取り組みが始まっているのもありますね。一つ、先日実施されました福原地区の防災訓練、私も参加させてもらいました。防災訓練では、避難所への移動とか、炊き出し、消火訓練、こういったものが消防署員、役場職員、多くのボランティアの方々の協力で、私たちがふだん経験できないことを体験させてもらいました。炊き出しでは、ボランティアの人たちから指導を受けましてね、非常に感謝申し上げます。初めての経験でした。

もう一つは、福祉センターはびねすの駐車場内において、はびまる朝市が開催されております。第1回目の朝市ということで、私も行きましたけれども、開始時間前にはですね、もう10分前には、200名ほどを超える町民の方たちが詰めかけておりました。20店以上の出店の中で、すぐに野菜などは売り切れるという状態がありました。この朝市には、日曜日返上で頑張ってもらいました役場職員の方や農産物を出店された方々の協力がありました。そこに参加されたお年寄りの方がいましたので、ちょっと感想を聞いてみました。「近くでこのような市が開かれてうれしい。継続できると楽しみです。タマネギを買いました」ということで私に見せてくれました。そのようにおっしゃっておりました。公約の中には、行政主導で実現できるものとか、行政や多くのボランティアなど、町民が一体となった共創で取り組まなければ、実現しないものも多くあります。特に、公約の中でも、スピード感を持って取り組まなければならない子育て支援、高齢者支援、福祉、健康、にぎわいなどは、早期に優先順位をつけて、取り組む必要があるのではないかと考えています。

もう一度、町長の公約実現の決意を御答弁いただきたい。これで2回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員の2回目の質問にお答えします。

先ほど、防災訓練と朝市のほうのお話があったんですが、これが私の公約とちょっとたまたま合致したということで、これはやはり職員、総務課あたりの防災担当のおかげ、それから、朝市のほうにつきましては、企画財政課長、農政課長を初め、しっかり町のにぎわいをどうしたらいいかということで考えてくれてやっております。これは全て職員のおかげだと考えております。

朝市につきましては、後ほど述べますので、防災訓練です。防災訓練におきましては、やはりこれが一番大事かなと。いつ防災、災害がやってくるかも分かりません。そういったことで、今回の防災訓練は5月31日に実施しましたが、役場の職員もやはり大きな災害があったときは、半分しか来れないという想定で、約半分の職員を対象に執務をしました。そして、防災本部の訓練、そして福田の公民館分館においてやったんですが、やはり消防署のほうにも来てもらいました。ただ、これは何遍でもかんべんでも繰り返してやらないと、やはり防災というのは、いつやってくるか分かりません。私のほうがいつも地域を地域をと、くどいように地域づくりを言っております。これは何でかといいますと、やはりさきの阪神淡路大震災、これは神戸の地震だったんですが、やはりあのときに助かった方の9割は、やはり地域の消防団であったり、近所の方であったり、家族であったりということで、やはりその地域が一番キーワードになっております。初期初動も一番大事です。そして、さきの東日本大震災におきましても、やはり地域づくりができているところが被害が少なく済んだ模様です。そういったことで、やはりいろんな形をつくって、地域づくりを進めていくことが一番災害にも対応できると思っておりますので、よろしく願います。

それから、子育て支援、高齢者支援、これは本当にやっていかななくてはならない課題であります。特に高齢者、やはり昨日も言いましたように、待ったなしです。福田、飯野、津森、逆に広安、木山のほうでも、やはり以前つくられた住宅あたりは高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういった方に対して、やはり今のうちから、どういったいうふうにやっていくのかを対策を立てておくべきだと思います。そして、5年後、10年後、そういった将来の人口を見据えた対策を、町がつくっておくべきであると考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 防災については、やっぱり地域の方々がいろいろ経験を積んで、十分ですね、動ける体制づくりということが大事だということについてはよく分かります。急ぐ、スピード感を持って取り組んでいく、子育て支援、高齢者支援、そういったものについてですね、優先順位をつけてスピード感を持って取り組んでいくというふうに、今、理解をしました。

町長の公約は、何でもありの公約ではなくてね、よく選挙のときに見せてもらいましたけれども、財政面をしっかりと考えて、慎重過ぎるような公約を提示しているというふうに感じました。町民が主役のまちづくりはですね、役場職員をやっぱり信頼し、意見を大いに取り入れて、町民目線の運営を行ってですね、いけば、いろいろ困難はあろうかと思っておりますけれども、必ず突破で

きると私も考えています。風通しのよいまちづくりを期待しまして、次の2問目の質問に移らせてもらいます。

ちょっと長くなりますが、よろしくをお願いします。

2問目は、情報公開度を引き上げて、公正で透明性の高い町政の推進についてということで、第1点目としては、町民に行政情報を十分に提供する施策について質問したいと思います。

御存じのように、益城町は、今年のくまもと市民オンブズマンの実施による県内の自治体の情報公開度調査によれば、最も遅れた自治体になってしまっています。この問題は、私が3月議会でこの点を指摘して、前町長の見解を問いました。公文書の開示請求があった場合には、個人情報には最大限の配慮をしつつ、求められた情報については開示を行っている、こういう答弁でありましたが、結果は最下位であります。

「町民の知らないことがいっぱいある」、こう言われると、行政としては怠慢であると指摘を受けます。閉ざされた行政情報を積極的に公開することを新町長に求めたいと思います。求められた情報について、開示を行うことは至極当然のことと考えます。住民が知りたいものは、町のどういう情報なのか。行政側として事前につかむ必要があるのではないかと。そこで、どんな行政を町民は知りたいと思っているのか。そして、知り得る方法について、どのように考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

町長は公約で、開かれた町政として、町民の意見を伺う場として、タウンミーティング「どこでも町長室」の開催を提唱しております。大変結構な考えだと思います。ここに集う人たちは、今までのように、一定の人たちだけの集まりではなくて、不特定多数の人たちが集い、ざっくばらんに意見を出し合う場にするすることで、町民が町に何を求めているのか、町のために何ができるのか、つかむことができるのではないのでしょうか。

今まで、国保税の値上げ、高遊原南消防の広域化について、いずれも決定後に住民説明会が開催され、町民から批判を受けた経緯があります。まさに今まで、行政のトップダウンのやり方で、逆さまの運営がなされていたのではないかと思います。特に、町民に直接関係ある重要問題は、事前に情報を町民に説明し、考えを問う、そういう運営を行うべきであると考えます。

2点目として、議会議事内容の公開で、町民に分かりやすい議会を、これについて質問いたします。

先日、議会議事録をホームページで公開することにしたという報告を受けました。早速改善に取り組み出したことは、評価をしたいと思います。しかし、議事録はもちろん、議会の議事内容が、ホームページでの録画で見ることができるよう改善を求めたいと思います。今、県内の19の自治体が録画放送を行っているようです。議会の討議の様子が録画で見られること、これは議会をガラス張りにできるのではないかと考えます。自分が支持した議員が、議会で本当に自分たちの声を届けているのか。町民の前に明らかにして、開かれた議会とすべきであります。私は先日、会社勤めの方から、「議会ではどんな議案が討論されているのか、議員がどんな質疑をしているのか知りたいけれども、勤めがあって議会の傍聴に行けない。ネットで見ることができれば、自分たちにもっと議会が身近になるのにな」と、このような声でありました。

私は、議会報「清水」の広報委員の一人ですけれども、一生懸命議会の様子が広報できるように頑張っておりますけれども、限度があります。議会の様子が今以上に町民の前に公開されることは、議会をガラス張りにできる一歩であります。情報公開を積極的に公開するために、どのような取り組みをされるのかお伺いしたいというように思います。1回目の質問です。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員、2問目の質問にお答えをします。

情報公開度を引き上げて、公正で透明の高い町政の推進を、公約に行政情報を積極的に公開しますとあるが、具体的にどう取り組むかということで、町民に行政情報を十分に提供する施策は、議会議事内容の公開で、町民により分かりやすい議会をとということで御質問がっております。

オンブズマンが実施しました県内の市町村の情報公開度が、本年1月29日の熊日に、熊本県内情報公開度ランキングとして掲載され、本町の順位は最下位という結果でありました。そのことに危機感を感じ、行政情報を積極的に公開しますと選挙公約に掲げておりました。今現在、行政情報を町民の皆様に伝える手段としまして、町、広報紙、ホームページ、行政防災無線、担当課が行っております各種配付物、チラシ等や、町政座談会など、各種集まりにおきまして、行政から出席して、時事の情報を提供しておりますが、私のマニフェストにもありますように、行政側から積極的に地域に出向いて、町の現状、現在の状況を説明したり、地域からの要望、例えば町の施策について説明してくれとかの要望があれば、担当者と積極的にその地域に出向いて、逐一説明を行うなど、地域に密着し、各種行政情報を公開、説明していきたいと思っております。ただし、行政文書等については、町の個人情報保護条例や情報公開条例などに該当するものにつきましては、個人情報の兼ね合いがございますので、公開できないものもございます。しかし、それ以外の条例に抵触しないものにつきましては、積極的に公開していきたいと思っております。

また、2番目の御質問は、議会の議事内容の公開で、町民により分かりやすい議会をとということでございますが、この問題につきましては、議員の皆様が議論されて決定されることだと思いますので、私のほうからも前向きに検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 町長が積極的に地域に出向いて、説明をしていく。十分お願いしたいと思います。私たち議員も、要請があれば出て行くつもりでおります。そして、議会については、当然議員との話し合いがありますので、これについては、引き続きですね、頑張っていきたいというように思います。

2回目の質問をしたいと思えます。

高森町が、前年度は34位から1位に一気に引き上げられて、トップになりました。それで、高森町の状況について、一応入手いたしましたので、説明をさせていただきますが、これもちょっと長くなります。

この高森町はですね、市民オンブズマンがアンケートをしました。そのアンケートを意図的に内容を分析して、検討し、クリアできるように取り組んだというふう聞いております。ここまではやらなくてもいいと思いますが、既に執行部のほうも入手している、把握していると思いま

すけれども、取り組む上で参考になると思われるので、話したいと思います。この情報公開の基本姿勢としてですね、町民が行政に参加し、正しい判断をするためには、行政からの情報が十分与えられなければ、町民の方は意見が言えない。2点目として、行政情報は町民のために利用されるのだという意識を徹底し、共有する。3点目に、情報公開を求められる前に、進んで情報を提供する意識を持って、積極的な情報提供に努めて、町民の必要に応じた行政情報を提供できる体制を整備する、これが高森町の町長の基本姿勢であるようです。

これらの基本姿勢を踏まえて、何をしたかということですが、1番目は、情報公開の開示事項の拡充、開示方法の拡充、そして広報手段の拡充。2点目としては、個別事情にかかる相手方の承諾、先ほど、個人情報という問題がありましたけれども、できる限り町民に開示するということから、個人に承諾を求めるということをやっているようです。それから、各種委員会の議事録を開示するために、条例を改正しました。各種会議の議事録作成については、各担当課に浸透させている。一方で、政策説明会、これは益城でいえば町政報告会でもいいと思いますが、政策を説明する会を町長みずからが各地域の公民館単位で実施をして、町の施策や現状、また、課題や行政情報の提供などを住民に広く周知して、多くの意見を取り入れる、こういう仕組みを確立されているという報告であります。

このように、行政の責務として、町民への説明責任を果たすとともに、町政に対する理解と信頼を深めるために、情報公開をより充実させることで、公正で透明性の高い町政を目指していくべきだと、私はこのように考えております。

今、益城町は、ホームページとか広報紙で情報を公開しているということですが、今、ホームページ以外でもですね、幅広い町民への情報公開の一つとして、RKKテレビのデータ放送のデータポン画面というのがあります。今、利用している自治体は、山鹿市、菊池市、高森町、山都町、この4市町ですが、それを見ますと、防災情報で文字情報が入ってきます。行政情報、何々をいたします、何々があります。イベント案内、こういうことをやります。情報公開などをRKKテレビ、これは、テレビはほとんどの家庭に入っていると思います。RKKテレビの画面から、文字情報として見るできるようになっています。リモコンのデータマークというのがありますね。あれを押すと出てきます。

高森町では、さらにですね、平成27年度から、PFI方式によって、独自のテレビ放送を全世帯に開始するように計画をしているようです。そして、地域密着型の番組制作や文字放送を利用した情報公開を予定しているとのこと。せんだって、私がちょうど帰郷するときに、高森町を通ったところですね、携帯にメールが入りました。それは何かと。実験放送なんですけど、高森町が出したメールです。防災はどうかのようですね、というような内容でした。非常に情報公開としては、積極的に進めているんだなという実感がわきましたので、このような、今説明したこと等について、町長はどのようにお考えか、2回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど、高森町、RKKさん、そういったことで、情報の発信のやり方、実に詳細に示してい

ただきまして、御提案いただき、まずありがとうございます。

実は、条例関係につきましても、今のつくってある条例、本当に、つくった職員、優秀な職員がほとんど寝ないでつくっております。そういったことで、個人情報保護条例とあわせてつくっております。本当にいい条例でできているかなと思います、やはり時代とともに変わってきているところもありますので、やはりそこあたりは、内容あたりは研究していかなければならないということで思っております。

情報の発信、これがやはりこれからの自治体には大事であると思っております。あらゆる媒体を使ってという形でやっていきたいと思っております。ここあたりはですね、これは、情報の発信につきましては、一つの担当課だけではなくて、やっぱり益城町役場職員全部がこの発信については考えていかないと、これは定住化とかいろいろ進めておりますが、益城のよさとかですね、そういった、先ほど言われましたが、防災関係ですね、ここあたりも、あらゆる媒体を使って、住民の皆さん方の安心・安全にもつなげていけたらということで思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 先ほど、RKKテレビのですね、データ放送についての情報開示があります。これはですね、ほとんどテレビを持っているお宅には、それで見れますので、緊急にですね、リモコンを押せば見れるという状態がありますから、ぜひ取り組んでいただきたい一つの公開だろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今まで、益城町ではですね、過去、山本山の跡地購入の件などで、資料提供を議会で、こういう問題が紛糾したことがあります。従来どおりの情報開示じゃなくて、積極的な情報開示が行われていれば、当然、納税者である町民の前に明らかにできるはずですが、今そうならない現状があります。今後、積極的に情報開示を行うよう求めてですね、次の議題に移りたいと思います。

3点目の質問をさせていただきます。

これは、私が再三お願ひしているところですが、経営と暮らしを守る施策として、中小企業振興基本条例の制定、そして、住宅リフォーム助成制度、これを早期に実現することを求めたいというふうに思います。

今まで再三取り上げてきました趣旨や効果については承知しているものと考えますが、これまでの前町長は、検討する、研究したい、このような答弁で、なかなか具体化するに至っておりませんでした。しかし、町長選挙において、両候補とも、住宅リフォーム助成については、形はどうあれ公約に掲げていました。西村町長の公約は、1割助成、最高20万円まで、具体的に掲げましたので、既に御自分の頭の中には、これはぜひやっていこうというふうに思われていると思いますので、そして、このことですね、私に実現を要望する業者団体から、「公約に住宅リフォーム助成を具体的に掲げた町長が誕生してよかったね」と喜ぶコメントが寄せられております。町のにぎわい、商工業の進展を進めて、町民の暮らしを応援する上でも、早急を実現させる公約であると思います。

行政の支援によって、商工業者を元気にする中小企業振興基本条例の制定とともに、今年度中

に具体化して、実施するよう求めて1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員、3問目の1回目の質問にお答えをいたします。

経営と暮らしを守る施策として、中小企業振興基本条例の早期制定、住宅リフォーム助成制度の早期実現をということで、まず地元商店活動の活性化を目的とした施策の制定と、地元業者の経営や町民の暮らしを支援するために、住宅リフォーム助成制度の早期実現をすべきと考えるというこの質問にお答えをします。

御質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、現在、県内の幾つかの自治体で取り組まれているようです。助成方法や助成金額についてもさまざまであります。本町におきましては、町内事業者への支援策といたしまして、中小企業信用保険法に基づく債務の補償、市町村小口資金保証制度の適用、さらには、益城町中小企業金融資金利子補給制度などにおいて、中小企業者の経営改善策を推進しているところです。また、町内事業者により、太陽熱温水器を設置した場合、補助金を交付する制度や、介護保険事業におきまして、小規模な介護予防住宅改修を行う場合は、施工業者があらかじめ町に登録した施工業者の中から選択をした場合、住宅改修費が支給される制度を設けております。今後におきましても、現在の支援策を継続していくことで、事業者の安定的な経営を応援してまいります。

また、住宅リフォーム助成制度を取り入れる場合は、町内建築業者だけの支援とならないような方策を考えることも視野に入れ、関係課や商工会などを交えて、具体策を練る必要があると考えます。できるだけ早い段階での導入を検討し、実施の方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今、益城町が取り組んでいる小規模事業者等についての支援策、利子補給だとか、そういうものについてはですね、ほとんどの市町村でも取り組んでおりますので、決して自慢できるものではないと、どこでもやっているという認識を持っていただきたいというように思います。

私も、以前、勤務がですね、小規模事業者等への融資だとか、そういうことを担当しておりました。この益城町にも、幾つかの商店や業者さんにも融資の担当をしたことがありますので、やっぱり業者さんたちが本当に喜んでもらえる、ちゃんと活動できるというようなですね、施策をぜひ早急に取り組みたいというようにいつも思っております。そういうことで、今まで再三取り上げてきました。ぜひ具体化していくようにですね、お願いしたいと思います。

特に、今、消費税が8%になりまして、本当に小規模事業者や私たち町民の生活は厳しいものがあります。この消費税増税はですね、社会保障のためといいながら、大企業の法人税減税の穴埋めにしかありません。先日、トヨタの社長が、トヨタ自動車は5年間法人税を払っていなかったということを明らかにしました。増税もまた楽しからずやというような広告をしております。まさに、いわゆる一般庶民をばかにしたようなですね、発言であります。この消費税は、大企業の法人税減税の穴埋めとしかありません。ということが明らかであります。

私たちはこのような国の悪政です、苦しい生活を余儀なくされています。だからこそ自治体は、力の限りでき得ることで、国の悪政から町民の暮らしと生活を守る、こういった防波堤の役割を担う必要があるというふうに思います。

にぎわいや商工業支援のためにも、早期に取り組むよう求めて、2回目の質問いたします。できるだけ今年度中に具体化していただきたいというふうに思います。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、住宅リフォーム制度につきましては、これを公約に入れる際にいろいろ調べさせていただきました。お隣の合志市さんあたりもやっております、まず予算というのがありまして、どのくらい使っているかなということで調べたんですが、たしか800万だったと思います。そういったことで、ただ800万で、実際の工事あたりは1億数千万分の波及効果があったということで調べたところです。それと、全国の自治体の仲間にも、この住宅リフォーム制度について確認したんですが、やっているところは、非常に経済の活性化のためにも効果があるということで、ただ、予算をどっかで絞らないといけないよという話は聞いております。そういったことで、現在は、これからは規約です。規約をつくって行って、どういった形でやっていくかを、今、これから定めていきたいということで考えております。この住宅リフォーム制度により、子ども部屋の改修あたりもできますので、やはりこれが、定住促進あたりにもつながっていければということで考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 住宅リフォーム助成制度というのは、予算を伴うものであります。しかし、今、言われましたけれども、ほとんどの自治体で、当初は800万、1,000万、この程度の予算を組んでおります。そして、半年だとか1年未満にはどうしても足らなくなって、追加補正をするという状態があるようです。そして、経済効果は、予算の約10倍からそれ以上というふうに聞いております。

そういうことから、積極的に取り入れている自治体が今増えておりますので、益城町も立ち遅れないようにぜひ取り組んでいただきたいということを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐土議員の質問を許します。

1番野田祐土議員。

○1番（野田祐士君） おはようございます。1番野田祐士です。

本日は、一般質問の機会を与えていただき、感謝いたします。

また、傍聴席におかれましては、お忙しい中、議会に関心を持っていただき、足を運んでいただき、お礼申し上げます。

それでは、先に通告いたしておりましたマニフェストと政治姿勢について、質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

先に通告しておりました質問について、質問をさせていただきます。難しい質問は何もございませんし、できれば率直な分かりやすい説明、お答えをお願いしたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、4月に行われた選挙結果についてであります。益城町の将来を考えると不安でいっぱいあります。なぜなら、益城町の行政運営が住永町政以前に戻り、停滞してしまう可能性があるからです。住永町政においては、社会資本整備や子育て支援、さらに定住促進政策等々のすばらしい政策を打ち出し、子育てするなら益城町と言わしめるように、益城町を成長、発展させてまいりました。また、過疎化対策にも一役を担っております。町長お住いの福田地区、また、教育長お住いの飯野地区の家屋の新築状況や子どもの数の増加を見れば、一目瞭然であると思っております。

町長のオフィシャルサイトを見させていただきました。愕然としたので、今回、一般質問をさせていただくことといたしました。昨日より、先輩議員が順次質問をされているのですが、その答えを聞いて、また愕然とし、不安が増大しております。理由として、西村町長の政策には、抽象的なものばかりで、具体的な政策立案が何もございません。ただし、町長給与については、具体的にあるようです。つまり、町長給与の100分の10を減じる。ただし、期末手当、退職手当の額の算定は別というものであります。これについては、財政状況と関係いたしますので、そのまま、始めの項目に上げております行政運営と財政状況についての質問に移りたいと思います。

財政状況については、昨日から、先輩議員、同僚議員より質問されておまして、答えとしては臨財債の縮小、そしてスクラップアンドビルドなどという、これまた抽象的な答えしか出てきておりません。財政というものは、基本的には数字の話でしょうから、具体的な数字を上げさせて質問をさせていただきます。

町長の現給与、月額83万400円、これの10%をカットする条例が出ております。10%ですから、8万3,040円であります。1年間は12ヶ月でありますから、8万3,040円掛け12、99万6,480円となります。普通であれば、町長の任期は4カ年でしょうから、99万6,480円掛け4は398万5,920円となります。話は少しずれますが、西村町長は37年間この益城町で公務員として働かれてまいりました。自称行政のプロという旗が立っていたようです。そして、数カ月前、約半年になりますけれども、辞職されております。当然ながら、益城町から退職金の支払いが行われております。37年間の慰労に対するものと思っております。

さて、本題に戻しますけれども、町長の退職金は幾らか御存じでしょうか。答えは、在籍期間1年につき、給与月額に100分の500を乗じた値と明記されております。つまり、83万400円の5

倍です。金額にして、1年間で415万2,000円、4年間で1,660万8,000円となります。先ほどから言っておりますように、財政は数字の話でありますから、西村町長は、財政の危機、町は埋没の危機にあると主張して選挙を戦ってこられました。それであれば、条例まで変えて、10%削減、もちろんこれには期末手当、退職手当の額の査定は含んでおりませんが、そういうことではなく、退職金を辞退されたほうが財政面からも危機突破にはよい政策になると考えますが、いかがですか。また、2度もらうことにためらいはないですか。また、御自身が言われている財政危機、埋没の危機にある町から、2度にわたり数千万の退職金を支払わせることにどう考えますか。まず1個目の質問です。

次に、行政運営についてですが、町長は町民とともに、つまり共同の精神と言われているようです。トップダウンからボトムアップに変えていく。ボトムアップにより、多くの町民の意見を求め、政策に反映させる。いかにも町民を巻き込んだすばらしい政策のように聞こえますけれども、最初にも述べたように、そもそも具体的な政策がないのですから、苦し紛れの手法としては、当然考えられることであります。御自身の無策をよいように表現を変え、町民に対し負担を負わせるだけではないのでしょうか。また、政策を町民主導とし、御自身の責任を回避したいのかのようにとられますが、いかがですか。2個目の質問です。

次に、にぎわい、農業商工業の政策について、いつ、どのような形式をとって実現させていくのかについて、具体的に伺いたいと、いろいろなことについて伺いたいと思っただけですが、何も載っていませんので、今言われた、日本共産党の甲斐議員が言われた住宅リフォームについてお尋ねしたいと思います。

住宅リフォームについては、ただいま日本共産党の甲斐議員のほうからも御質問がございましたけれども、共産党の重点政策、再三取り上げられてこられた、本日も取り上げられた政策だと思っております。また、こうも言われました。日本共産党に依頼する業者団体からの説明も多数来ているということです。財政の危機と声を上げているが、住宅リフォームというのは、町の財政にとってどのような影響をもたらすのか。また、この政策は町長独自のものであるか。独自のものであれば、共産党が言うものとどう違うのか教えていただきたい。

また、先ほどの答えの中で、町内業者、町内建築業者以外も視野に入れて、発注でしょうか、行っていくということであったんですけども、町内建築業者以外とは、先ほど言われた日本共産党に依頼している団体もその一つということでしょうか、お尋ねいたします。少なくとも、住永前町長の定住促進政策については、少子化対策、過疎化対策、及び住民税等による財政対策になっております。住宅リフォームの補助に対して、いつ、どのような効果が生まれ、どのように展開していくというのでしょうか、具体的に教えてください。これが質問の3個目です。

次に、危機感を抱く町の現状及び町は埋没の危機というふうに言われておりますが、ここで熊本県の財政状況及び指標について調べてまいりました。年度的に2012年になっておりますので、少し前のものにはなりますけれども、読み上げたいと思います。財政力指数、益城町0.55、これは県内7位であります。経常収支比率84%、これは県内14位。実質公債費比率7.4%、これは県内7位。起債制限比率8.5%、県内5位であります。この財政項目の数字が幾つになれば、危機

感を抱く町の現状及び町の埋没の危機から脱却できるのか。行政のプロとして、数字としてお答え願いたい。また、いつまでに、どのようにして改善していくのか。きのうの答えでは、サービスは維持していくとのことでしたが、具体的をお願いいたします。臨時債云々であるとか、調査検討をするとかの答えは不要ですので、よろしく願いいたします。と同時に、スクラップアンドビルドについて、何がスクラップ、何がビルド、内容を具体的に教えていただきたいと思えます。これが4個目の質問です。

町長、先ほどから書いておられますが、これは先ほどお渡ししておりますので、そのまんまでございますので、そちらを見ていただいても結構かと思えます。

マニフェストの検証とありますが、どのように検証するか具体的に伺います。これも、先輩議員の質問に答えられたようであったが、聞き違いでなければ4年後と言われたようだが確かですか。進捗状況については、毎年ごとに報告すると、今、甲斐議員の質問に言われたようでありませけれども、いかがでしょうか。また、いつ、どのような方法で報告されるのかと聞きたいところでもありますけれども、4年後が本当であれば、報告などは問題外と考えますが、いかがか。これは町民を愚弄していると思うが、もし違うのであれば、どう捉えてよいのか御説明をお願いいたします。これが5個目の質問であります。

次に、熊本経済、きのうも渡辺先輩のほうから質問がございましたが、熊本週刊政治レポートの発言内容について伺います。住永グループ対正義の戦いとおっしゃっていましたが、先輩議員の質問の答えに対しては、西村町長の正義とは、町民の皆さんのために働くと、当たり前というよりも意味不明の回答でございました。これはどのような意味ですか。また、質問の趣旨が分かりになられているのか心配であります。御自身で言われたことに対して、責任をとれない、またはとらないのであれば、これはいかがなものかと考えますが、どうでしょうか。また、住永前町長及び住永グループの名誉のために一言つけ加えておきますが、私が知る限り、住永町政は益城町発展に多大な貢献と努力をしてきました。これは住永グループも同様であります。御自身の発言に責任を持たない、または持とうとしない人間に、正義という言葉を使う資格はないのではないかと。まずは、御自身の発言に責任を持つこと、そして、もし間違いや誤解を与えたのであれば、これに対しては訂正、謝罪を行うこと。正すべくは正す。このことが人の道であると思うが、いかがですか。これが6個目でございます。

最後に、政治姿勢としてであります。行政マンから政治家になられたわけでもありますけれども、森上前議員になりますけれども、辞職されました。森上議員は、873票の支持票を得て当選されたと記憶しております。

(「野田議員、固有名詞は使わないで同僚議員」と呼ぶ者あり)

はい、分かりました。1年の町議任期を残して、農協理事選に立候補され、当選し、農協理事となられております。私と前議員とは、選挙立会人で一緒だったわけでもありますけれども、私が前町長側の立会人、そして、前議員が西村町長側の立会人で行っていただきました。任期途中で辞職されたことを、政治家になられた今、西村町長はどのように感じ、また、その行動をどのように理解され、判断されるか伺います。以上、七つの質問について、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の1回目の質問にお答えします。

まず、マニフェストと政治姿勢についてということで、行政運営と財政状況についてどのように考えているかということで、行政運営につきまして、私自身の家族環境や、37年間行政に携わった経験から、福祉行政の重要性や健康で健やかな生活が送れることのすばらしさ、住民の意見に耳を傾けることの大切さを身を持って痛感いたしました。

さて、行政を運営していく上で、町長個人の考えだけでは、到底町は成り立っていくものではありません。そこには、規範が必要であり、条例や各種の計画がそれに当たります。町におきましては、現在、町の最上位計画である第5次総合計画、前期基本計画に基づき、各種施策が進行中であります。私の経験から来るさまざまな思いは、町長公約として皆様にお伝えしており、公約の実現に向けては、町民の方々や各種団体、議員の皆様方、そして、役場の担当課職員の意見を十分に聞きながら、前期基本計画の中で実施できるものはできるだけ早く実行に移し、時間をかけて検討が必要なものにつきましては、今年度から策定に取りかかります後期基本計画に反映させていきたいと思っております。

また、財政状況につきましては、後世に現在のツケをできるだけ回さないようにするための方策としまして、臨時財政対策債の発行額を抑制していきたいと考えています。あわせて、町の行財政改革も実施する必要があります。現在、行財政改革の中心となる行政改革大綱につきましても、町職員で構成されるプロジェクトチームで素案づくりが進んでいます。

今後、行政改革推進本部会議、パブリックコメント、行政改革推進委員会など、複数の検討段階を踏んで行政改革大綱が完成していきます。策定されました大綱に基づき、町の行財政を改革していくこととなります。議員の皆様には、どうか私の思いをお酌み取りいただき、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、にぎわい、農業。

（「質問に答えてもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

いや、まだこれ、つくっておりますので。商工業の政策について、いつまでに、どのような形式をとって実現させていくか。各々について具体的に伺うという質問にお答えさせていただきます。

マニフェストにも挙げておりますが、にぎわいの分野では、住宅リフォーム助成制度の制定、空き家、空き店舗を利用した、みんなが集える町カフェやギャラリーづくり、朝市の開催につきましては、昨年度に益城町産品販売等促進等実行委員会を立ち上げ、益城町で農業、商工業、水産業によって生産される産品を広く周知し、産品販売の機会を提供するために、15名の委員の皆様さんにより、さまざまな角度から検討を行っていただきました。その結果、第1回の販売会、ふるさと市場はびまるを、6月の15日、日曜日の朝9時から正午まで、保健福祉センターはびねす駐車場で開催いたしました。当日は、約1,000人の近隣住民の方が来場され、開催時間前には、約160の方が列をなすなど、開催後、30分で商品がなくなる出店者も出るなど、商品不足を心配しなければならないほどの盛況ぶりでした。第2回の販売会も7月に予定しており、住民の皆

様の御利用を期待しているところです。また、町内助成による食育を目的としたスポットレストランを推進し、町外からお客を招く試みも行いたいと考えています。あわせて、雇用の拡大にもつなげていければと考えています。さらに、町内出身の偉人や史跡をPRしました観光戦略を実施したいとの思いもあります。5月31日から8月10日まで、熊本県民交流会館パレアにおきまして、益城町が生んだ偉大な女性たち、矢嶋家四姉妹の活躍を紹介したパネル展を開催しています。機会がありましたら、議員の皆様も一度足をお運びいただけたら幸いに存じます。海外で活躍した益城町出身の偉人や、まだ歴史の中に埋もれているであろう偉人の発掘も進めていきたいと考えております。それが観光に結びつけていけるようにしたいと思います。

また、農業、商工業の分野では、町が開催しますイベントには、これまで行ってきていますとおり、商工業、農業者の皆様に出店の御協力をいただき、地域産業との連携を図っていきたく思います。さらに、町特産物のブランド化と販路拡大につきましては、現在6次産業化を実施している認定事業者の商品は、町の特産物としての商品づくりや、消費者のニーズに合わせた商品も多く生産、販売され、既にブランド化されている商品もあります。また、現在計画されております6次産業化施設につきましても、農畜産物の生産、加工、販売が計画されており、地元農家が生産した野菜等を集出荷し、さらに規格外となった農産物についても、カット野菜などへ加工、商品化して活用することであり、将来的には地域農業の活性化につながっていくのではないかと考えております。なお、製造、加工された商品につきましては、安心して食べられる地元産の農産物としてのブランド化が図られ、農業所得の向上と経営安定化による農業後継者の増加や新規雇用も創出され、地域の活性化につながるのではないかと大変期待をしており、JA等と協力し、地元野菜を積極的に活用されるよう取り組んでまいります。

次に、住民の方々が気軽に花や野菜づくりなどができる農地の貸し出しなどについては、町内では、平成13年度に当時の広安農協により、JA集出荷倉庫前に、特定農地貸付法に基づき、1区画30平米で全17区画のふれあい農園を開園しております。この農園では、農業者以外のサラリーマン家庭や地域住民の方々が花や野菜類を栽培されており、全区画が契約済みの状況となっております。町としても、町民の健康づくりや高齢者の生きがいづくりなど、多様な目的で地域の特性や利便性等を考慮し、気軽に土と親しみながら、花や野菜づくりなどができるよう、JAなどと協議し、検討していきたいと考えております。

次に、農家民泊の提案につきましては、農業者が経営する民宿で、農山村での生活体験、農林業体験などができる民宿は農家民宿と言われています。都市住民等が農山村を訪れ、豊かな自然や美しい景観、おいしい郷土料理を食べ、農村の文化に触れ、人々と交流するグリーンツーリズム、都市農村交流への関心が高まっている中で、農山村の素朴な魅力が体験できる農家民宿は、今、やすらぎやゆとりを体験できる宿として注目されております。当たり前過ぎて見過ごされている地域のすばらしい資源を活用できるのも、農家民宿の魅力の一つです。地域の仲間と連携しながら交流を広げることができれば、地域資源の魅力が再認識され、地域の皆さんがより元気になるのではないかと考えます。上益城郡内では、山都町、そして県内でも多くの農家民宿が開業されております。しかし、開業するためには。

(「議長、質問に対して真摯に答えるように言ってもらえませんか」と呼ぶ者あり)

旅館業法や食品衛生法、都市計画法などの複雑な手続が必要です。そこで、開業するためのサポートを県振興局などと協力しながら実施し、農業体験等を通して、田舎暮らしを楽しみたい方や、生きがいなどを求めて農家民宿を始めたい方に呼びかけをしていきたいと考えております。政策の中で既に実施されているものもございますが、未着手の政策については、これから担当課で検討を行っていき、外部団体等の御協力や御指導もいただきながら進めていきたいと思っております。続きまして、危機感を抱く町の現状及び埋没の危機につきましてお答えします。

昨日、高橋議員から同様の御質問をいただきましたので、お答えしたとおりでございます。重複したお答えになりますが、御了承をいただき。

(「了承できません」と呼ぶ者あり)

従来から、本町の町政は、いわゆる行政主導型で行われてきました。私自身、イベント担当、行革担当、水道の現場担当、介護保険や国民健康保険の担当など、さまざまな行政分野に携わるうちに、これからの町づくりは町民が主役でなければならない。そうでなければ、町民のための本当のまちづくりはなし得ないと危機感を抱いたところです。具体的に申しますと、まちづくりは行政だけでできるものではありません。例えば商店街の活性化です。行政の努力だけで商店街のにぎわいは戻ってきません。商店街経営者の一人一人の努力によって、活気はよみがえってきます。商店街の振興計画を行政だけが一方的につくって、協力を求めるのではなく、計画、策定段階から参加していただくこと、住民参画が必要です。この一緒に考えるという部分が少なく、危機感を抱きました。

次に、manifestoの検証であります。国政におきましては、政党ごとにmanifestoを作成しますが、地方自治体の首長選挙における公約はローカルmanifestoと言われ、事後検証が可能な公約のことで、町長候補が独自に作成します。作成につきましては、総合計画などとの整合性を図りながら、直ちに取り組むべきこと、中期に取り組むべきこと、そして長期に取り組むべきことを具体的に示して、結果につきましては毎年公表していきたいと思っております。

次に、熊本経済「週刊政治レポート」の発言内容についてでございますが、昨日、渡辺議員の御質問にもお答えしましたように、答弁は控えさせていただきます。以上です。

○議長(中村健二君) 野田祐士議員。一応今の答弁は通告書に従っての答弁ですので。

○1番(野田祐士君) 通告書どおりですか、今のが。

○議長(中村健二君) はい、通告書に従っての。

○1番(野田祐士君) ああ、そうですか。じゃあ、通告書に従って、また質問を再度させていただきます。

割愛する部分は割愛させていただきます。質問、いいですか。町長、よく聞いて答えていただいてよろしいですか。先ほどお渡しした分を見ていただければもう一目瞭然ですので。よろしいですか。

行政運営と財政状況について。条例まで変えて10%の給料を削減するのではなく、2度にわたる退職金を辞退されたらどうか。財政危機、埋没の危機であるこの益城町、町長がこれは御自身

で言われているこの益城町から、二度の退職金を受け取ることをどう思われるか。1問目です。よろしいですか。

次、ボトムアップ。町民ですね。御自分の策に、無策、無策と言っては失礼かもしれませんが、私にはそのように見えますので、無策について、町民に負担を負わせるだけではないか。町政を町民主導とし、御自身の責任を回避したいのではないか。2点目です。よろしいですか。

3点目、住宅リフォームについて、先ほど日本共産党の甲斐議員から言われた。

(「固有名詞は避けてください」と呼ぶ者あり)

はい。町内業者以外とはどこの業者のことか。また、この財政難に対し、住宅リフォームをどう、財政難にどう影響するのか。これが3点目です。

次、財政力指数。財政力指数0.55、経常収支比率84%、実質公債費比率7.4%、起債制限比率8.5%、この数字を幾つに引き上げ、または改善したら、町は埋没の危機から脱却するというのか、お答え願います。

次です。マニフェストの検証はもういいです。進捗は毎年報告ですよ。4年後と言われたけれども、これについては確かなんでしょう。これについてはもういいです。

熊本経済レポート。きのう言われた町長の正義とは、町民の皆さんに働くことと言われたけれども、どのような意味か。また、これに書かれている住永グループは不正義の団体であるのか。そのようにとられますけれども、これに対して、訂正、謝罪等があればお聞かせください。

最後に、政治家として、任期途中でやめられた方に対してどう考えるのか、お尋ねいたします。以上です。よろしいでしょうか。真摯にお答えください。

○議長(中村健二君) 西村町長。

○町長(西村博則君) 野田議員の2回目の質問にお答えをします。

これは、野田議員、民間の経営者の感覚からということで、お話、質問をされていると思います。本当にありがとうございます。

まず、退職金につきまして、公約のほうで、退職金のほうまではちょっと考えておりませんでしたので、今回は公約どおりということで、退職金についてははしないということで考えております。

それから、トップダウンとボトムアップ、これは民間会社でもトップダウン、ボトムアップはやっております。やはりどうしても、例えばトヨタ自動車あたりも、トップダウン、ボトムアップをやっていきますが、やはり常に両方やっとかないといい仕事はできないんじゃないかということで、私自身は考えております。ただ、その中で、やはり職員にもいつも言っておりますが、ボトムアップ、ここの分で、やはり職員も、いつも民間がやっているように、改善、これをやっていかないと、やはりいい仕事はできていかないとということで、私自身は考えております。

そういったことで、提案制度あたりも、これは職員の提案制度あたりも、これからは取り入れていかななくてはならないかということで考えております。既に、熊本県内の本田技研あたりでは、必ず1カ月1回改善を出すような指示をしてあるようです。そういったことで、逆に改善し尽くして中身がないとか、そういったことも出ています。ただ、本当にいい改善内容だったら、それ

を仕事にして、その職員を昇格させたりとか、そういった意味をやっております。そういったことで、トップダウン、ボトムアップ含めたやつが一番いいかなということで考えております。

ただ、町長は仕事の方向性は必ず定めないといけないと思います。そして、やったことに対して最後は責任を持つ、この姿勢がやはり求められていると思います。

それから、住宅リフォーム制度です。住宅リフォーム制度につきましては、今、町に、住宅会社による建物がいっぱい建っております。ただ、町内の大工さん、工務店さん、余り恩恵がないかなということがありまして、この制度を考えております。先ほど質問のあった件なんですが、これは町内のリフォーム業者でリフォームをお願いして、商工会の商品などで補助し、町内のほかの職種にも波及させるということで考えております。

それで、あと、どういった効果があるか。やはり町の財政をよくするためには、町民の皆さん方の所得の向上が一番だと思っております。町内の事業者の方の、大工さんや工務店さんの所得の向上があれば、税収も効果があるということで考えております。

それから、公債費比率等なんですが、どこまで上げればいいのかという質問がありました。県内で、ただこの県内でというのが、例えば1,000人規模、2,000人規模、3,000人規模の村もあります。大きな町も。ただ町の中では益城町が一番です。その中で順位じゃなくて、全国の、やはり類似団体、同じような、3万から3万5,000ぐらいの類似団体、同じような規模の団体で私はすべきであるということで考えております。これは24年度の財政状況なんですが、財政力指数は、類似団体、全国の類似団体の比較の中では、138町中85位です。そういったことで、こういったことを含めて比較すべきであるかなということで。

(「何の数字ですか」と呼ぶ者あり)

これですね。ですから、いろいろ、ここには控えておりませんが、一緒です。公債費比率も。

それと、退職されたことにつきましては、私のほうからはちょっと発言を控えさせていただきます。

(「あっ、すと、もう一つ抜けてます。熊本経済新聞」と呼ぶ者あり)

熊本経済ですね。きのう、町民の皆様の方の幸せのために誠心誠意を尽くすということで、これは、この正義ということで上げさせて言っております。これは個人としても行政職としてもということで、これにお答えさせていただいているところです。以上です。

○議長(中村健二君) 野田祐士議員。

○1番(野田祐士君) 済みません。できれば、この用紙も渡しておりますので、難しいことはない、余りないと思っております。財政力指数等についてはですね、検証が必要であれば、検証をした後にですね、またお答えいただいても結構ですけれども、後の問題については、別に一般質問でいろいろな通告をするまでもなくですね、町長、すぐ答えられるものを、もちろん通告に沿ってしておりますけれども、そういうことであると思います。時間も余りないようですけれども、再度ですね、質問をさせていただきます。

最初の退職金云々につきましては、公約にないということですので、それをしろというわけではございません。別に公約を無視するわけでもなく、ただ、財政面から考えて、どちらのほうか

危機的な町のためになるのかお尋ねしているだけです。どちらのほうが町のこの危機的状況を救えるでしょうか。そちらをお答えください。

次、ボトムアップ、トップダウン、これは両方必要だと、ある程度両方必要だという答えだったと思います。住永町長はトップダウン型だったときのうも言われておりましたので、じゃあ、西村町長ですか、はボトムアップも必要であると、両方兼ね備えていくというお答えみたいですが、けれども。

そして、最後は町長が責任をとられるということによろしいでしょうか。私はですね、多分、町長が課長だった、健康づくり推進課長ですかね、のときに、国民健康保険税、12.4%上げるという提案がなされました。これは今言われたように、ちょうど課長、今の西村町長がですね、課長という課のトップのときでした。私はですね、このときに、この12.4の数字についてですね、課長に直接お尋ねしたことがあったかと思いますが、覚えていらっしゃるでしょうか。そのときですね、るる説明がございました。10%から20%の間と言われたか、10%から15%の間、または最高でもっと、それ以上になるかもしれないと言われたと思います。ところが、最後の言葉がちょっと今でも言葉に残っております。最後の言葉は、その12.4という数字を私がいろいろ言うものですから、最後の言葉はトップに聞いてくれと、政治判断でしようという言葉いただきました。確かに、政治判断も必要でしょう。今回、トップになられたわけですから、いろいろな政治判断をしていかななくてはならないと思っております。課のトップである課長が、答えとして、トップに、前住永町長のことですけれども、聞けという答えをするような方が、今回、首長になられて、本当の政治判断が、トップとしての政治判断ができるのでしょうか。私は3月の議会で、一般質問でも言わせていただきましたけれども、首長、町長たるもの、3万4,000益城町民を将来に向けて、繁栄のために導いていくためには、技量、経験、貫禄が重要不可欠であると思っております。今、西村町長にはそのどれが持ち合わせておられるのでしょうか。いささか不安を隠し切れません。

どこまで質問をさせていただいたのか分からなくなってまいりましたけれども、熊本経済についてはですね、町長、これは御自身、先ほどから言われていたように、責任をとるという言葉がさっきから何度も言われております。御自身が言われた言葉、または内容であればですね、答えを控えさせていただくというような答えでは、さあ本当に責任がとれるのか、心配になります。これについてもですね、訂正があれば訂正していただき、謝罪を行えば謝罪をしていただく。正すべくは正す。これが西村町長、首長たるものの人となりではないでしょうか。済みません、年齢が下なのですね、とんでもないことかもしれませんが、そう思っております。

以上について、それでは簡単で結構ですので、お答えを、最後の質問になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、野田議員の3回目の質問にお答えをします。

退職金についてなんですが、これは公約どおりということではいかせていただきたいと思います。それからですね、先ほどトップダウン、ボトムアップの話があったんですが、やはり町民の皆

さん方の命にかかわるようなこと、災害があったとか、そういったときは、やっぱりトップダウンが出てくると思いますので、通常の業務の話をしております。

それから、国保のことについてはですね、余り。

(「記憶にないということでもいいですよ」と呼ぶ者あり)

ただ、今、国保の値上げをして12.4%はちょうど、今まだ苦しくなっているんですが、適正であったかなと思っております。

それから、熊本経済「週刊政治レポート」につきましてなんですけど、やはり選挙戦ということで、本当に異常な状況の中の戦いでした。選挙を戦われた野田議員にもお分かりと思いますが、そういったことでひとつよろしくお願ひします。

○議長(中村健二君) 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

○議長(中村健二君) 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、坂口政弘議員の質問を許します。

7番坂口政弘議員。

○7番(坂口政弘君) 皆さんこんにちは。7番坂口政弘でございます。

きょうは、通告しておりました2点についてお伺ひいたします。

まずもって、西村町長におきましては、今度の町長選、当選、本当におめでとうございませう。いろいろ、3万3,000の頂点に立って、心労がかなりのことと思ひますが、今後とも町政運営よろしくお願ひいたしときませう。

それでは、質問席に移らせていただきます。

いろいろ、二日目の一般質問ということで、午後から大変お疲れのところでございますが、同じことを何遍も聞くなと言われるかもしれませんが、私も町長の政治姿勢について、もう一つのチラシ、西村博則がお約束することということで、二、三日、このチラシを見ようとしたわけでございますが、その中で質問をさせていただきます。

このチラシによると、住永前町長が推進された施策を、西村町長も引き続き実行するとされている政策が多数あります。かつて、川崎元町長は、前町長が計画した政策はしないと断言して中止された経過があるが、西村町長は本当に住永前町長の政策を引き継いで実施されるのか。本当に言いつ放しではないのか。この際、確認しておきたいと思ひます。

まず、中学生までの医療無料、給食費の500円補助は、これまでどおり間違いはないか。高校生までの医療無料化や給食費補助の増額は間違いはないか。大切な政策だが、安定した財政環境を整えて必ず実現させるとのことであるが、安定した財政環境について具体的に伺ひたいと思ひます。

町の借金が幾らになったら実行するのか。町の財政力指数は0.57であるが、全国にある同規模の自治体の平均は0.65であるから、全国141団体中85位であり、中間以下であると説明されている。全国平均の0.65になるまでは、高校生まで医療無料化はしないということか。イエスかノーかで結構でございます。

また、経常収支比率について、100%に近いほど財政にゆとりがないという説明に続き、益城町は82.5%だが、適正度は75、80%程度とされており、7年前の75%に比べると悪くなったと説明されておりますが、そこで、町長は、経常収支比率が7年前の75%になるまでは、高校生までの医療無料化などはやらないという考えか。また、80%になったらやるということか。どちらなのかを確認しておきたい。または、町長は7年前の指標等の比較をして説明されているが、7年前の町長は誰だったか御存じですか。8年前の元町長時代に、悪くなった指標を住永前町長が1年かかって改善し、一番よくなった数字として比較しておられるが、町民を欺く非常にうまい説明であるが、誠実一筋の町長の御答弁を期待したいと思います。

また、待機児童問題の解決が先決ということは、私たち愛町会も重要な問題だと考えているわけですが、前任永町長時代も、この問題に積極的に取り組まれ、在任8年間で、930名の収容増を実現された。人口増とのいたちごっこで、達成してもまた足りなくなる状況であった。苦勞の多い問題だが、協力してやることもやぶさかではないと思っている。そこで、西村町長は、いつまでに実現される考えなのか、確認しておきたいと思います。

また、お母さんたちが子育てしながら働けるまちづくりを上げられているが、大変結構な考えであるわけですが、また町カフェや共同レストランなど、女性ならばでの才能が発揮できる仕事を確保しますと説かれていますが、これも大変結構な考えであろうかと思えます。このようなよいことは、可能な限り協力していきたいと思うが、町長は何人ぐらいの働き場所が確保できるとお考えか。

また、高齢者のことを真剣に考える政策として、タクシー補助券の発行はもちろんということですが、具体的に幾らの補助券を何人に何枚ぐらい発行される計画か、それを伺いたいと思えます。また、特別養護老人ホームの整備も早急にということですが、何人規模の施設をいつまでに実施される計画か。また、ワンコインで受けられる特定健診で、病気の早期発見で医療費を軽減するということですが、いつから実行される考えか。以上、多くは前町長時代に実施、または提案した施策が大半のようであるわけですが、西村町長におかれましては、前町長の後継のようにすら思っておりますが、言いつ放しにならないように、この際、確認しておきたいと思えます。

もう一つの町長の政治姿勢について、前町長の町政の評価と、是正を要する施策について、総論として、西村町長は、前町長住永氏の町政8年間の実績をどう捉え、評価され、またどう悪くなったと考えておられるか。前町長は昼夜祭りを問わず、歴代町長の中でも有数の働き人だったと思っているが、町長の評価はどう映っておられるのですか。このままではいかんと言われるが、町長が考えられるあるべき町の主観について考えを聞きたい。町長はどんな町を望まれるのか。町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくり、町民の皆さんが主役でなければなりません。町民

の皆さんが健康でなければならないなど、ごく当然で、こんな観念には誰も反対する人はいないだろう。こんなうたい文句には何も具体性がなく、検証のしようがないものばかりだと思っております。もう少し具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

また、町カフェや共同レストランなど、女性ならではの才能が発揮できる仕事を確保しますと説かれていますが、これも大変結構な考えであろうかと思えます。このようなよいことは可能な限り協力していきたいと思うが、町長は何人ぐらいの働き場所を確保できるとお考えか。

また、高齢者のことを真剣に考える政策として、タクシー補助券の発行はもちろんということですが、具体的には幾らの補助券を何人に何枚ぐらい発行される計画か。また、特別養護老人ホームの整備も早急にということですが、何人規模の施設をいつまでに実施される計画かをお聞きしたいと思います。

また、ワンコインで受けられる特定健診で、病気の早期発見で医療費を軽減するというのですが、いつから実行される考えか。以上、多くは前町長時代に実施、または提案した施策が大半のようであり、西村町長におかれては、これから公約を言いっ放しにならないように、この際、確認しておきたいと思えますので、1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番坂口議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢についてということで、中学生までの医療費無料、給食費の500円補助はこれまでどおりか。高校生までの医療費無料化や給食費補助の増額は考えているのかとの質問にお答えします。

1問目と2問目、関連しておりますので、一緒に答弁させていただきます。

本町での子ども医療費の助成につきましては、昭和48年4月、ゼロ歳児から始まり、段階的に対象年齢が引き上げられ、平成22年4月から中学校3年生までとなっております。現在、義務教育終了期間まで所得制限を設けず、現物支給で医療費の助成を実施し、町民の皆様方の子育てを支援させているところでございます。議員御質問の医療費助成の対象を高校までに拡大することにつきましては、地方財政計画等が、今後、町の財政にどのような影響を及ぼすのか、本町の将来の財政見通しを十分見きわめながら検討していきたいと考えております。

また、学校給食費の補助につきましては、平成25年度から実施しておりますが、児童生徒1人当たり月額500円を、学校長を通じて保護者に対し補助しているものでございます。平成25年度の学校給食費補助の実績を申し上げますと、児童生徒の転出、転入等がございますが、補助対象になった児童、生徒数は、小中学校7校で、延べ3万1,786人の補助総額1,589万3,000円となっております。これにつきましては、初めて1年を経過し、既に2年目を迎えておりますので、引き続き継続してまいります。今後につきましては、町の財政状況や新しい教育施策が必要になった場合には、その施策との比較、検討もしていきたいと考えておりますので、現在のところ、補助額の増額については考えておりません。

次に、経常収支比率について、どう捉えているかでございます。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するときの指標として用いられますが、その数値は75%以下が望ましいとされてい

ます。比率が低いほど、一般財源に余力があることを示しています。経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、経常的に収入される一般財源に占める割合です。益城町の経常収支比率の推移は、平成20年度81.3%、平成21年度89%、平成22年度83.4%、平成23年度82.5%、平成24年度84%となっています。先ほどおっしゃられたように、100に近いほど財政にゆとりがなくなります。そういったことで、例えばこれをサラリーマンの皆さん方のお小遣い、収入ですね。収入と昼食代に例えると、例えばお小遣いが3万円、毎日の昼食代として800円の弁当を3日とると2万4,000円になります。そういったことで、6,000円しかその人のゆとりはありません。ただ、この場合、80%、2万4,000円を3万円で割ると、80%の経常収支比率になります。ただ、これを、毎日の昼食代を600円に抑えて3日とると、1万8,000円になります。1万2,000円が余分に本を買ったりとかできますので、このときは、1万8,000円で3万円を割ると60%の経常収支比率ということになります。1万2,000円の余裕があるということです。このときに、例えば1,000円の弁当を買ったと。3万円になります。これが、3万円から3万円を割ると100%の経常収支になりますということで、この状態が何もできない状態ということで、経常収支比率が100%になるのが一番問題かなということで考えております。

坂口議員お尋ねの経常収支比率が上昇しましたときは、町長の政策をどのように展開していくのかについては、自主財源の確保に努めて、どの施策に対して支出が必要かを十分見きわめながら、政策の展開を図っていきたいと考えています。町の財政状況を見きわめながら、中長期的な計画に沿って、町総合計画、基本計画を立てる段階から、計画的な行財政運営を図ってまいりたいと思います。

続きまして、待機児童問題についてどのように考えているかとの質問に対してお答えします。

近年、女性の社会進出の本格化等を背景に、予想を上回る保育需要が生じております。町では、年次的に民間事業者による保育施設の整備に取り組んで、受け入れ枠の拡大に努めてまいりました。本年4月から私立の認可保育園が開園し、また、3カ所の家庭的保育室を設置しました。しかしながら、年々入所申し込みが増加しており、待機児童数は依然として厳しい状況にあります。待機児童の解消は、全国的にも問題視されておりますし、重要な課題と認識しておりまして、今後、その方策に取り組んでいかなければならないと考えております。

本年度におきましては、保育所緊急整備事業として、安永地区に100名定員の私立保育所の整備を進めているところでございます。また、先ほど、江越議員の質問にもお答えしましたが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に先立ちまして、益城町子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。この事業計画の中で、地域のニーズに合致した保育の量的拡大、確保に向けて、どのような施設、サービスが必要であるか、見えてくるのではないかと考えておりますので、策定され次第取り組んでいきたいと考えております。

また、町カフェについてどの程度雇用があるのかという御質問でございまして、これはまだいろんな空き家とかがあります。その状況を見て、雇用が生じてくると思いますので、よろしくお願ひします。

それから、タクシー券の補助、これはどういった形でやるのかというのが、やはりタクシー券

につきましても、75歳以上の車を持っていない家庭ということで、これは今調べているところでございます。それに基づいて、予算が際限なくあるということではございませんので、そこあたりを踏まえて、補助を決めたいと思っております。

それから、特別養護老人ホームの待機者です。今度は要介護3以上ですかね、また変わってきました、非常に厳しい状態になっておるんですが、今、広域型の特別養護老人ホームが2カ所できました。いこいの里さんと花へんろさんが、50人規模の特別養護老人ホームができております。ただ、まだまだ特別養護老人ホームの待機者がいらっしゃいます。200名程度はいらっしゃると思います。この数はもっともっと増えていくと思いますが、まず、この地域密着型の特別養護老人ホームというのは、29人定員です。指定は町が行います。入る方も、益城の町民でないとい入所ができません。ただ、これにつきましても、益城町の介護保険計画の中身に載せんとはいけませんので、これに載せてから、次回の介護保険事業計画に入れてから実施をしたいと思っております。

それから、ワンコイン健診ですね。ワンコイン健診、500円です。今、益城町の健診の受診率が、特定健診の受診率です。これを、今、33%ぐらいだと記憶しておりますが、今、健康づくり推進委員さんあたりを使って、この特定健診の受診率をとにかく上げて、病気の早期発見、早期治療を行うことが、医療費を下げ一番かなということで考えておりますので。ただ、予算につきましては、もう今年度は行っておりますので、来年度、次年度において考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、前町政の評価ということなんですが、民間的発想を入れられて、すばらしい実績があると私は思っております。職員の意識も、スピード感を持ってということで非常に良かったかなと思います。ただ、私が先ほども言っておりますように、事業をやる際に、やはり住民の人たちを巻き込んで、トップダウンとボトムアップというのがありましたが、手法が私の考えとちょっと違うということでお話をしたところですが、実績についてはすばらしいものがあると私は考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 坂口政弘議員。

○7番（坂口政弘君） 私が質問した中で、町長には明確なお答えをいただいたと思います。その中で、私、一つ気になっていることがあるわけですが、待機児童がおられ、たちごっこということで、今、計画中ということでございますが、現在、待機関係、特に85人ぐらい待っているというような状況の中でございますし、今度はやはり私の要望でございますが、西地区に偏った保育の系統だと思うわけですが、今度やっぱりするときにはですね、やはり木山の中心を拠点とした保育所関係をつくっていただきたいという気持ちを持っておりますので、よろしく願いいたしておきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂口議員2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、お話がありましたように、木山のほうにもということで、やはりその今の子どもの数とかですね、そこあたりを十分精査しながら、建設についてはまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（中村健二君） 坂口政弘議員。

○7番（坂口政弘君） それでは、二つ目に通告しておきました津森地区の過疎対策、それに小学校関係の児童数の増ということで質問させていただきます。

これは、（1）と（3）とで一緒に質問をしていきたいと思えます。

現在の益城町は、過疎と過密両極端な町ではないかと思えます。その中で、特に私たちの地区については、著しく過疎化が進んでいるのではないかと思えます。小学校の児童数も現在93人で推移しているわけですが、先輩の方々から会うたびに「おい、津森小学校を廃校にはしてはいかんぞ」といつも言われ、中央小学校に統合されるのではないかという懸念を持っておられます。やはり今後のことは、私たちが取り組んで考えなければならぬわけですが、新しい町政もスタートしたわけですから、一緒になって取り組んでいかなければならないかと思えます。特に、西村町長、スポーツ関係、取り組んでおられるわけですから、やはり1クラス25人程度の児童数は確保していかなければならないかと思えます。

そういった中で、やはりサッカーとかソフトボールとか、1クラスでされるような状況をつくっていかねばならないかと思えます。ちょうど下水道も寺中と田原の半分まで来ておりますし、あとは上、下小谷、杉堂、堂園、下陳、上陳となっていくわけですが、これを町長はあと何年ぐらいで下水道の整備を考えてられるのか。そして、同時に、定住促進の取り組みを進めていかねばならないと思っているが、どのように考えてられるかお聞きしておきたいと思えます。

やはりこういうことは、早目早目に手を打っていかねばならないと思えますが、特に私の考えとしては、町にやっぱり予算関係の限度があるわけですから、早目に民間にアパートを建ててもらって町が運営するとか、また、定住促進の増進をして、やはり下水道が整備してからということではなく、早目早目に手を打って、今からですね、町を筆頭に、町長初め関係者がおるわけですから、これについては、縦横のつながりがなくてはならないと思えますので、県内の住宅会社や関係機関と情報提供が大切と思えますので、もう窓口はできていると思えますが、福田、飯野がすばらしい取り組みができていて、子ども達も110人ぐらい増えていると聞いていますが、うらやましい限りのところでございます。

いろいろこういった関係を進めていくためには、やはり下水道が整備してからということではもう遅過ぎますので、やはり定住促進関係も5年間と切っておられるわけですが、私たちの地区につきましては、やはり先ほど言いましたように、やはり小学校、児童数が150人ぐらいまで増えるまでこれを続けていただければというふうな気持ちを持っております。

そういった中で、やはり町長が一人、敏速に対応していただきたいという気持ちがありますので、その辺の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番坂口議員の2問目の質問についてお答えをさせていただきます。

津森地区の過疎化対策について、まず、一つ目、津森地区の児童の増減についてどう考えているのかとの質問にお答えします。

平成26年度の津森小学校児童数は、男子53名、女子40名の合計93名となっております。今後の児童数の推移としましては、少しずつ減少して、平成30年度と31年度には82名になりますが、平成32年度には86名となっております。定住促進対策などにあわせて、小規模特認校などによる児童数の増加策も、教育委員会と連携をしながら検討していきたいと思っております。

続きまして、潮井水源の今後の取り組みについて、定住促進の今後の取り組みについて、お答えします。

潮井自然公園につきましては、ワークショップを開催するなど、広く町民の意見を反映しながら、総額4億5,000万の事業費で、平成25年度から5カ年で整備する基本計画を策定し、昨年度に測量設計業務を実施し既に着手しております。本年度は、敷地造成、のり面整備、橋梁築造など、1億3,000万円の事業を予定し、本定例議会、一般会計補正予算に提案させていただいております。来年度以降につきましては、基本計画に基づき、水とのふれあいを目的に、湧水を利用した親水ゾーンや自然の活用等、学習をコンセプトにした四季折々の花木の植栽をメインに整備を予定するとしております。

次に、定住促進の今後の取り組みについてですが、平成23年度より、飯野、福田、津森地区を対象としまして、子育て世代の定住を促進することを目的としました定住促進補助金制度を創設し、対象地区に新築された場合に、補助金100万円と、加算金として、小学生1人当たり20万円、未就学児1人当たり10万円、中学生1人当たり5万円を支給することとしております。各年度の申請件数は、23年度9件、24年度12件、25年度27件、26年度5月末時点で8件、また、地区別で見ますと、飯野26件、福田25件、津森5件となっております。現時点におきましては、各小学校の児童数90人は変化が見られませんが、飯野小は平成30年度の児童数が約120人に増加すると思われれます。この補助制度につきましては、各小学校の児童数の減少に歯どめをかけるとともに、地域コミュニティの維持のためにも、若い世代の流出を抑制する施策として、5年の期限つきで開始し、平成27年度末が期限であります。

このことから、津森地区の下水道整備事業状況も考慮しつつ、今後の方向性を本年中に継続化の検討をしなければならないと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 坂口政弘議員。

○7番（坂口政弘君） いろいろな考えがあるかと思いますが、定住促進の件につきましては、やはり津森地区が一番遅れているということで、やはり児童数を増やすには、それ相当の年数が必要かと思っております。そういった中で、やはり5年と言わず、やはり小学校全体で150名になるぐらいまでは、その期限は引き延ばしてもらいたいと思っております。

また、先ほど、町長が言いました潮井公園については今から質問しようかと思っていたところでございますが、これからちょっと言わせてもらいます。

潮井水源につきましては、私が8年前、立候補したとき、マニフェストに書いたわけでございますが、やっとな関係者の方のため、努力のために、ここまでこぎつけたわけでございますが、やはり2億5,000万の費用をかけて取り組むということでございますが、用地買収から今日まで、大変、関係者の方には御苦勞をかけたのではないかと思います。

そういった中で、やはり益城町、町民の憩いの場、また町内外から来てもらえるような環境をつくっていかねばならないかと思えます。そういった中で、やはり町長におきましては、いろんなシミュレーションを抱いて、構想はでておるかと思えますが、やはり私たち議員の中にもですね、予算はついたばってん、どのような角度で構想を描いておられるかというようなこともやはり知りたいというようなことが大半でございますので、やはりこの議会中でもようございますので、1回、こういった計画を立てていますので、説明会を、時間は余りとらせませんので、開いていただければというような気持ちを持っております。そのところをちょっとお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂口議員2回目の質問にお答えします。

まず、潮井公園につきましては、ちょっと回答だけ先に言って申しわけありませんでした。まず、潮井公園につきましては、道路の整備、かなり、4億5,000万かける公園ということで、かなり内容も充実をしております。そういったことで、たくさんの方が潮井公園を訪れることになるかもしれません。そういったことで、後の中身あたりが、公園の中身も考えんといかんとですが、やっぱり道路が一番問題かなと思えますので、これは地元の議員さん、町民の皆さん方といろいろ協議して、道路整備についてはまた考えていきたいと思えます。

それから、定住促進のほうにつきましても、下水道がまだ終わっておりませんが、議員御指摘のようにですね、早くから進めとったほうがいいんじゃないかということで、やはり場所ですね、場所をどこにするのか、農地に影響を及ぼさないか、どういった形で、一番、これは来やすい場所なのかあたりも、これもやっぱり議員さん方、地元の皆さん方とまた相談しながらやっていきたいと思えます。

それから、潮井公園の計画ですね。確認したところ、まだ議員さんたちにお話がしていないということで、住民参加のワークショップあたりをやって、この公園をつくってあります。そして、基本となる計画もつくっております。ワークショップにおいては、場所に、現地に出向いて、どんな公園にしたらいいかという話もしてあると思えます。これは、全町民を対象とした説明会もやっておるみたいですので、ただ議員さんたちが中身を知っていらっしやらないということは、ちょっといけないと思えますので、この議会終了後ですね、よかったですね、説明をさせていただくように、担当課のほうには指示をしておりますので、ひとつよろしく願います。

○議長（中村健二君） 坂口政弘議員。

○7番（坂口政弘君） 西村町長におきましては、前向きな意見、本当にありがとうございます。特に、私たちの地区におきましては、そういった環境にありますので、毎日毎日がそういったことを考えております。特に、きのう潮井公園に行ってきたわけでございますが、やはりまだまだこれから大変な仕事だろうと思うわけでございます。それで、西村町長の言われますように、やはり財政関係も考えますと、いろんな意見を出し合ってますね、やはり費用はそんなに使わなくてもですね、やはり人が出かけてきて、町内外から来て、憩いの場所にするような発想を、お互いが意見を出し合って、今後取り組んでいただければというような気持ちを持っておりますので、

よろしくお願いいたしておきます。

○議長（中村健二君） 坂口政弘議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時20分より再開いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。

11番竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 議席番号11番竹上でございます。

きのうより、二日間にわたり行われております一般質問も9人目、私が最終質問者となりました。皆様方には、大変お疲れのところと思います。

傍聴席には、最後まで残っていただき、まことにありがとうございます。しばらくの間、おつきあい願いたいと思います。

それでは、さきに通告しておりました町長の政治姿勢。さきの町長選において、西村町長は、今、町は埋没の危機、町の私物化をとめるとの表現を名刺に印刷し、町長選に臨まれましたが、何をもって埋没の危機なのか、私物化とは何なのかをお教え願いたい。

それから、2点目として、今期からの地域の陳情は直接町長へ行わないとのことですが、どのようにするのか教えていただきたいと思います。

それから、3点目として、今後の建設及び管工事組合の工事発注については、差別なく行っていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目として、土地区画整理事業について、西地区の区画整理事業に対して、今後の取り組みはどのように考えておられるのか。通告2問中4項目についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問席に移らせていただきます。

さきに同僚議員が同じような質問を何度かしておりますので、かなり重複いたしますけれども、どうか最後までおつき合いのほどお願いしたいと思います。

まずは、本年4月に実施されました益城町長選において、見事に当選され、新しい西村町長がここに誕生されました。まことにおめでとうございます。今後、益城町発展のため、誠心誠意御努力くださいますよう心よりお願い申し上げます。

さて、政治姿勢の第1番目の質問といたしまして、選挙中に、町長は、今、町は埋没の危機、町の私物化をとめるとのキャッチフレーズで、名刺に印刷され、町長選に望まれましたが、何をもって埋没の危機なのか、私物化とは何なのか、お教え願いたいと思います。先ほども同僚議員からの質問で、このことについてお答えいただきましたけど、何度も何度も大変恐縮でございますが、お答えいただければと思います。

二つ目は、本年度からは、各地域の陳情は、直接町長が聞くのではないと聞いております。どのようなことなのかお伺いしたいと思います。

また、三つ目といたしまして、町長選挙に応援しなかった建設業者及び管工事業者に対しては工事の発注はしないとのうわさが出ておりますが、町長はどのようにお考えなのでしょうか。以上3点、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番竹上議員の1回目の質問にお答えをいたします。

政治姿勢ということで、さきの町長選挙において、今、町は埋没の危機、町の私物化をとめるとの表現を名刺に印刷し、町長選に臨まれたが、何をもって埋没の危機なのか、私物化とは何かをお教え願いたいという質問にお答えします。

さきに野田議員からも同様の御質問をいただきましたので、お答えしたとおりでございますが、従来から、本町の町政はいわゆる行政主導型で行われてきましたことから、私自身、行政改革など、さまざまな行政分野に携わるうちに、これからのまちづくりは、町民が主役でなければならない。そうならなければ、町民の皆さんのためにも、本当のまちづくりはなし得ないと思うようになり、行政主導型の町政運営に危機感を抱いたということです。また、発展する周辺市町村に埋没しないだろうかという危機感を持ったものです。

続きまして、2問目、今期からの地域の陳情は直接町長へ行わないとのことですが、どのようにするのですかという質問にお答えします。

昨年まで、地域の陳情は、地域から陳情書を秘書広報課に提出していただき、後日日程を決め、地域から幹部の方や議員さんに出てきていただき、役場応接室で対応をしておりました。5月9日にありました新旧囑託員会議でも陳情の話題が出て、どのようにするのか、今まで何回か陳情したがいまだに対応がないなどの意見が出されました。今年は、陳情書にかわり、要望書を提出いただいております。要望書の様式を秘書広報課に置いており、要望書、要望箇所の内容、地図等を3部作成し、要望内容の原課、内容が町道等の場合は建設課へ提出いただきます。1部が提出者控え、1部が原課控え、1部が秘書広報課へ回ってきて、決裁をするという流れになります。原課で要望箇所の調査や写真撮影、対応金額等の算出を行い、提出された要望箇所の優先順位を決めて、関係各課と打ち合わせをし、予算の範囲内で何ができるのか、どこにするのかの決定を行います。今年は7月末をめどに関係各課との打ち合わせをすることとしており、昨年までの陳情未施工分とあわせて、今年提出していただいた分を検討する予定であります。

3問目の質問ですね。今後の建設及び管工事組合への工事発注については、差別なく行っていくのか、お考えをお聞きしたいという質問にお答えします。

町発注工事の指名業者選定につきましては、工事の適正かつ確実な施工を図るため、平成22年10月に益城町工事請負建設業者選定要領を定め、業者選定に当たっているところです。なお、御質問の今後の工事発注につきましても、従来どおり地元業者育成に配慮し、公平・公正な工事発注に努めていきたいと考えております。町内業者で対応できる工事につきましては、極力町内業者へ発注していきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 1回目の質問、答弁ありがとうございました。

2回目の質問を行いたいと思います。

まず、政治姿勢の1番目については、ただいま町長がおっしゃいました行政主導型ではなく、町民が主役のまちづくりでなければならない。こういうことで、危機感を感じたんだということでございますけれども、今、いろいろ言葉を、どういう言葉なのかということ、辞書を繰って、私は調べてみました。よく考えれば分かることだと思えますけれども、今、埋没の危機との表現は、少し、余りにも過激な表現ではなかろうかと思えます。埋没とは、埋もれて隠れる、なくなることを言います。危機とは、今にも危険が起りそうなことを指しているわけでございます。そこで、直訳すれば、益城町が今にもなくなってしまうと、このように言っていられるわけでございます。

それはなぜかと言えば、私物化、私のものとして食いつぶしていると言っているのです。そういうことを一々ひも解いてくると、とんでもない言葉ではないかというふうな気がしないわけでもございせん。益城町の町長として、益城町の顔として、町長選で戦う相手候補に、そういうことは言えることではなかろうかというふうな気がいたします。大変失礼な話ではなかろうかと思えます。少なくとも、同じ思いを持って、抱いて、町長選のために出馬されたのであれば、相手候補を敬う気持ちを持ち、反感や差別をなくすことも考えられなかったかというふうに思うわけでございます。

私がなぜこのような話をしたいかと申しますと、今後、町長になられた西村町長が、益城町、益城町民3万3,000人のトップの顔として、政界や財界、そして見識者との交流や会見、さまざま場所に行って顔を出すことになるでしょう。そういう場所で過激な発言をしたり、考えずにものを言われては困るわけでございます。これからは、町長が対外的にお話されることが、全ての人たちが信じてしまうわけでございます。さすが益城町の町長だと言われるようになってもらいたい。そのことが、私たち町民の一人として誇りに思えるからです。

町の財政問題については、昨日から、同僚議員の答弁の中でも、幾度となく財政力指数や経常収支比率、また臨時財政対策債などを取り上げて御答弁いただいておりますが、とにかくここ数年にわたり、住居環境整備のもと、下水道工事を初めとし、道路新設や教育、福祉に関する建物の新築工事など、環境整備事業をいろいろと行ってきたこともあり、それは多少、借金が増えたこともあったでしょう。埋没するほど財政が低下したわけではございません。熊本県下でも上位にランクづけされている益城町でございます。単発的に財政力指数だけを取り上げたり、臨時財政対策債がどうのこうのと言っておられますが、総合的な見解で相対的に判断してもらいたいと思います。

平成24年度の決算審査・健全化判断比率等審査意見書を見られたでしょうか。これは昨年の9月議会で配っておりますので、町長はまだ見ていらっしゃらないかもしれませんが、議会で配付されたその内容は、実質赤字比率についてと連結赤字比率については、平成24年度は両者とも赤字がなく、該当しないため、良好な状態となっている。また、実質公債費比率については7.4%

となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回っており、良好な状態にある。また、将来負担比率については26%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回っており、良好な状態である。是正・改善を要する事項については、特に指摘する事項はない。このような決算審査の報告書が出ております。

過激な発言は町民に不安を与えます。町の全ての予算については、大方、この町議会で審査し、承認され、それを基本として町は動いております。これを私物化というならば、私たち議員も同罪と言えることでしょうか。町長の、これからの将来に向けた政治に対する方向性をどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

また、政治姿勢の2番目の2回目の質問ですが、地域の陳情の問題でございます。西村町長は、以前のように、町長応対室においての、町長か関係課長と地域区長及び議員などにも寄っていただき、陳情はやっておった経緯がございますけれども、今回は、要望書たるものに記入し、各関係課へ提出する方向へと変更した。そして、各関係課でいろいろ協議を重ねて、順番、あるいはその内容等を審議し、その陳情をやっていくということになっているということでございますが、まさしくそういうものも一方的な考えと申しますか、これがよかろうということで町長がお考えになったことではなからうかと思えます。しかしながら、地域の区長は、地域住民の代表として、日ごろより、地域の世話役として活動し、町民の苦情や地域の改善にも気を配りながら、年に一度の町長への陳情も、直接お話ができるということで大変喜びを感じている人も多いわけでございます。それさえも否定することになります。西村町長は、所信表明で、町民とともに町をつくり、目指す、共創とおっしゃいました。この陳情も、その一環として捉えることはできないのかどうか。また、共創のまちづくりを行うと言っておられましたけれども、共創とは町民が一つになってつくり上げていく、町民とともにつくり上げていくということではなかったのですか。ならば、地域区長の陳情も一緒に考え、協議を行い、正義を尽くすことも町長の使命と思えますが、いかがでしょうか。御答弁を願いたいと思えます。

それから、三つ目、建設工事組合及び管工事組合の反対派の業者に対する工事発注に対しては、公平、平等に取り扱う、以前と変わらないようにちゃんとやっていくということで、大変うれしい返事をいただきました。実際、過去には、町長の裁量権の問題であるという理由で、何年もの間干された業者さんがいらっしゃいます。これは事実でございます。このことは、益城の歴史の中で、忘れない苦い思い出として今でも引きずっております。現代社会においてこのような差別は通用しないし、また同時に、長続きするものではございません。西村町長が誠意を持って町を動かしていただけるということであれば、町民に対しても、言われたとおり平等な政治を志してほしいです。業者の皆さんにしても、この町で精いっぱい仕事をし、町のインフラ整備や災害復旧など、町の発展に大きな役割を背負ってこられた、大切な町の納税者の業者の皆様たちでございます。町長が言われるように、こういう人たちのためにも、工事発注については平等に、公平に行っていただける。本当にうれしい言葉だと思います。このことについては、町長を心より信じ申し上げ、この問題はここで打ち切らせていただきます。

それで、1問目の、これからの将来に向けての政治に対する町長の方向性はどうかという

問題と、2問目の陳情について、どのようにお感じになっているか。この2問について、御答弁を願いたいと思います。2回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 竹上議員2回目の質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話をしましたように、地方分権によりまして、自分たちの部分は自分たちで守るといふ、やはり強い自治体が今からは求められております。今、確かに財政、そういったことでお話があるかもしれません。ただ、起債は増えております。以前、国保も、私が担当ではなかったんですが、やはり状況がよいからということで値下げをしたら、やはり後は大変なものになったこともあります。やはり状況を、先を見据えたまちづくりが必要だということで思っております。将来に向けての政治ということで、これはいつも言っていますが、町民の皆さん方、ここが主役のまちづくり、そして、やはり物も大事なんです、心の部分、地域が一つにまとまっていかないと、やはりいい仕事はできていかないんじゃないかということで思っております。このまちづくりが今からは重要になってくると思います。

皆さん、頭の中に氷山を浮かべてください。氷山は、頭の先だけが出ています。あとは下が広くありますが、その頭は、これがワインの町であったり、葉っぱで成功している町であったり、B級グルメであったりということで、この頭が成功しているところだと思います。ただ、成功するためには、地域の皆さん方がいろいろ、それから工夫を、アイデアを出し合いながら、意見を出し合いながら、時には酒を酌み交わしながら、けんかしながら、まちづくりをやっていると思います。B級グルメが成功した県ということでまねをしても絶対成功はしません。やはり、益城の環境、風土、位置、そういったことをつくってまちづくりを進めていかないと、やはりいいまちづくりはできていかないと。そのまちづくりの主役は町民の皆さん方です。そういった政治姿勢でまちづくりをやっていきたいということで思っております。

それから、陳情、お話がありました。いろいろお話を聞いたところで、陳情のときに、やはり区長さん、評議員さん、いろいろ対象になる方が何人も日程を調整されて役場にいられております。なかなかその囑託内で調整がつかない、いろんな方が仕事、評議員さんにはされている方もいらっしゃる。そういったことで、今回、陳情はやめておりますが、要望書ということで、中身は一緒であると考えております。そういったことで、後の判定するのが職員ということで、職員を私は信じております。しっかりした判定をしてきてくれて、優先順位をどこにするか。それと、昨年、積み残しの分があります。そこあたりも、職員がしっかり判断してくれると思います。最終的には私が判断しますが、職員の判断を一番最優先したいということで考えております。指名審査会はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 政治姿勢については、町民が主役である、地域のまとめのまちづくりをやっていきたいという町長の方針でございますから、私のほうからとやかく言うわけではござい

ませんが、とにかく今回の質問について、町長のほうも、今後の政治姿勢については、謙虚に受けとめていただいたものと思っております。

この町は、今、ようやく発展の方向に向かって、動き始めているのではなかろうかと思えます。こういう明かりを消すことなく、さらに町長の力で磨きをかけていただき、益城町の歴史に名を残す町長として君臨してもらいたいと、そのように思います。

また、2番目の陳情の質問でございますけれども、今まで、行政主導型で行われてきた中において、今までの方法から今度やり方を変えた。そして、各担当課へ提出していただき、担当課のほうで検証、審査し、最終的には町長が審査、決定するというところでございますけれども、先ほどからおっしゃっておりますトップダウンでもいけない、ボトムアップでもいけない、両方のよい部分を取り入れていきたいということであるならば、地域の実情の把握は、町長自身がやはり知っておくことによって、行政間の両輪といいますか、町長と各課との両輪がうまくかみ合い、前進していくものではなかろうかと思えます。ですから、ボトムアップ方式ですかね、下から上に上がってくる書類の流れということになりますが、やはり両方の、トップのほうと下のほうと両方一緒に協議し、交わう、話し合うということになれば、一度で済むわけでございます。何もあっちからだこっちからだということなく。どうせ時間を費やすのであれば、同じ時間に、同じ場所で、同じ協議をしながら話し合う。そうすると、二度も三度も手間はかからない。そんな余分な時間を費やすことはないし、余った時間は行政サービスに努めればよいということになりますので、やり方次第で、どのようにでも考えは及ぶのではなかろうかと思えます。

そういうことで、いろいろと検討しながら、全ていい方向に向くような形で実施していただきたい、そのように思います。以上をもって3回目の質問ということにしたいと思えますが、特に町長のほうから御意見ございましたらば、お話ししたいと思います。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 陳情につきましては、やはり地域の方からもちょっと大変だなというお話も聞いてたもんですから、こういったことをやったんですが、ちょっと誤解されると困るんですが、とにかく町民の方に命の危険があるようなこととかですね、これはすぐでもこちらのほうに連絡なりしていただくと、役場がやるべきことであると思えますので。それと、職員には言っていますが、お金がかからんことはすぐでんしなさせと、そういった形でやっていきたいと思えますので、とにかく町民の皆さん方の生命にかかわること、ここあたりはすぐにでもお知らせいただくと飛んでまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） それでは、2問目の質問に移りたいと思えます。

次に、益城台地土地区画整理事業についてお伺ひいたします。

区画整理事業は、東地区、中地区、西地区の3ブロックに分け進められておりますが、私は地元であります熊本市に隣接する西地区に絞って質問させていただきたいと思えます。

平成8年ごろより始められた土地区画整理事業は、今年で18年目になるということになります。今まで数多くの関係者の方々の努力を得ながら進めてまいりました。土地区画整理組合も設立し、

企業の進出協定も幾度か実現しておりますが、道路拡張及び新設の問題で、当町と熊本県、熊本県警、熊本市との協議の中で、さまざまな問題が生じ、現行では行き詰まった状況にあるのではないかと思います。広崎地区のメイン道路であります7メートル道路の西原線も、各整理地内入り口までは完成しておりますが、その先の区画整理区域内は、昔のままの農道として、舗装はしてございますけれども、拡幅できず、第2空港線の交差点への接続も一度試みたものの、熊本県よりストップをかけられた経緯がございます。この地に住む住民としても、早急に解決してもらいたいという要望もありますけど、区画整理事業との絡みもあって思うような対応ができておりません。今後、西村町長は、西地区の区画整理事業に対して、昨日も一般質問で同僚の議員の質問がございましたけれども、どういう方向で取り組んでいかれるのか。そのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番竹上議員の2問目の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

区画整理事業、西地区の区画整理事業に対して、今後の取り組みはどのように考えているのかということでお答えをいたします。

質問の内容は、今回の一般質問で、稲田議員の質問でお答えはしておりますが、内容的に重複するところもありますが、現時点での当該地の現況を申し上げます。

西地区につきましては、昨年12月まで、商業施設誘致を前提に進めてまいりました。しかし、商業施設に伴う発生交通量が、周辺道路に及ぼす影響に対する道路交通対策の見通しが立たず、断念しました経緯がございます。現在、保留地処分につきましては、住居系の計画で再検討をしているのが現状でございます。また、東地区の市街化区域編入に伴う関係機関協議の中での道路交通管理者協議につきましても、西地区についての保留地の用途につきましては、再度住居系での調整を行っております。

益城町の発展は、益城町地区区画整理の成功なしには考えられません。今後、町としても、最重点事業として位置づけ、組合の皆様とともに、今まで同様取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございました。

商業系から住居系へ変更するという御答弁でございまして、この区画整理については、最重点、重要課題だということですが、当初よりこの西地区は、商業施設で考えておりましたけれども、道路のアクセス問題もあり、住居系で、今、考えていくということです。

しかし、この西地区は、市街化区域に変更され、用途区域が、第一種低層住居専用地域が7.5ヘクタール、第二種中高層住居専用地域が8.5ヘクタール、及び第二種住居地域7.4ヘクタールの3ブロックに変更されております。用途区域によって、商業施設を建てていいものできないものがございます。この三つの区域の中で一番規制が緩やかなのが、第二種住居地域のいわゆる第二空港線側になります。通常の住宅地である第一種低層住居専用地域に比べると、専門学校、病院、店舗、飲食店、事務所、教習場、バッティングセンター、ゴルフ、水泳、ボウリング、スケ

ート場、ホテル、旅館、マージャン、パチンコ、場外車券、馬券場売り場など、こういうもろもろの建設許可ができることとされている地域でございます。

ですから、本来、住居地域と住居専用地域というのは、非常に大きな差を持っているということになります。本来であれば、この場所には、買い物に不便な場所であるため、買い物できる商業施設をお願いしたいというのが、地域住民の皆様方の願いでもございました。道路アクセス上、できないということですが、結論を出すにはまだ早すぎるような気がいたしております。ここに商業施設ができれば、地域は活性化し、雇用も生まれ、町の税収にもつながることは目に見えております。再度御検討の上、努力を重ねていただき、益城町の新たな発展の核として調和のとれたまちづくりをお願いしたいと思いますが、いかがなものでございましょうか。2回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 竹上議員 2回目の質問にお答えさせていただきます。

区画整理事業の道路につきましては、非常に厳しいものがありますが、今お話がありましたように、いろいろ、もろもろの問題があります。ただ、そこについては、区画整理組合の皆さん方と一緒に、実現に向けて頑張っていきたいと思っております。道路関係につきましては、県に出向くべきときは私のほうも一緒に出向いたりとか、必要に応じてやっていきたいと思っております。努力をしまりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） この件については努力していただけるということでございますので、先ほど言いました、こういう重要な土地というのは、益城町を探してもそう多くはございません。どこにでもあるわけではございませんし、そういうものを、やはりあるものを最大限に活用していくと。そして、まちづくりを最大限伸ばしていくということは大切なことではなかろうかと思っております。

益城町にとって、この事業は地域の活性化及び税収につながる、大きな役割を担う事業でございます。間違いございません。よって、何が何でも実現させることが重要であります。西村町長は、さきの質問で、答弁は誠心誠意頑張るとのことでもございましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思う次第です。

しかし、万が一、今ここでお尋ねする問題ではないかと思っておりますが、今までに区画整理事業に充当してきた全体の2億円近い金額がございます。環境アセスメント、環境影響評価のことでございますけれども、その他の調査費などに費やした金額の処分などは考えておく必要があると思っております。もし土地区画整理組合が解散という事態に迫り込まれた場合、このお金はどのように処分するのかという本当にデリケートな問題が残ります。ですから、土地区画整理法では、つまりいた場合には、このややこしい問題が残るということを入れておいていただき、絶対にこの区画整理事業は完成させるんだ、何年かかってもさせるんだという方向で持っていつてもらいたいということをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 竹上議員3回目の質問にお答えさせていただきます。

区画整理事業につきましては、益城町の発展の命運を握るような大切な事業です。そういったことで、今、お話がありましたが、環境アセス等についてどう考えるのかというお話だったんですが、断念するようなことは町としては考えておりません。これまでの歴代の町長が申されてきたことと私も何ら変わりはありません。区画整理事業が1日も早く事業着手できるよう、組合の皆様と成功に向けて一緒に進んでまいります。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員の質問が終わりました。

これで、昨日18日及び本日予定されました一般質問が終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時04分

平成26年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年6月17日午前10時00分招集
2. 平成26年6月24日午前10時00分開議
3. 平成26年6月24日午前10時59分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 議案第36号 物品の購入について
 - 日程第3 議員派遣の件
 - 日程第4 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
7番 坂口 政弘 君	8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君
11番 竹上 公也 君	12番 福永 誠一 君	13番 稲田 忠則 君
14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君	16番 山内 親宣 君
17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	教 育 長	森 永 好誠 君
会計管理者	内田 吉十司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正昭 君
秘書広報課長	堀 部 博之 君	企画財政課長	西 橋 幸子 君
税 務 課 長	森 田 茂 君	住民生活課長	森 部 博美 君
子ども課長	花 田 博文 君	健康づくり推進課長	上 田 勝二 君
健康づくり推進課審議員	福 島 幸二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀一 君	農 政 課 長	山 本 信行 君
建 設 課 長	坂 本 忠一 君	都市計画課長	杉 浦 信正 君
下水道課長	中 桐 智昭 君	学校教育課長	藤 岡 卓雄 君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆様のお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、渡辺誠男委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会報告書。平成26年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第28号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第3表地方債補正。議案第32号、益城町長の給料の特例に関する条例の制定について。議案第33号、益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第35号、益城町文化会館条例の制定について。

2、審査の経過。①付託年月日、平成26年6月17日。②審査状況、平成26年6月20日午前10時から、総務常任委員会室において全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月23日午前10時から、全委員出席のもと、農免道線道路改良事業予定箇所（小谷地内）、潮井自然公園整備箇所及び布田川を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第28号ほか4件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第28号、議案第33号、議案第35号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。議案第32号については、賛成多数で修正することに決定した。また、議案第34号については、賛成少数で否決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第28号については、予算と実施計画との整合性についての意見が出された。また、災害備蓄用消耗品について、備蓄が不足しているのではないかと懸念が示された。議案第32号については、町長給料の月額だけを10%減額するのではなく、期末手当や退職金についても減額するべきではないかと意見が出された。議案第34号については、新たに公募委員を入れて委員の定数を増やす必要性についての疑問が示された。議案第33号、議案第35号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、農免道線道路改良事業予定箇所（小谷地内）については、現地において担当課より説明を受けるとともに、計画予定地を確認した。潮井自然公園整備箇所については、担当課より公園構想全般の説明を受けた。布田川については、地元区長よ

り河川の現況について要望を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成26年6月24日、総務常任委員長渡辺誠男。益城町議会議長中村健二殿。

以上で総務常任委員会報告を終わります。

○議長（中村健二君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、福永誠一委員長。

○福祉常任委員長（福永誠一君） 12番福永でございます。

福祉常任委員会報告。平成26年度第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第28号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第29号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第30号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第31号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。（1）付託年月日、平成26年6月17日。（2）審査状況、平成26年6月20日午前10時から、福祉常任委員会室において全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行い、23日午前10時から全委員出席のもと、広崎保育園、潮井自然公園整備箇所及び布田川の視察を行った。

3、決定及びその理由。議案第28号ほか3件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定した。なお、議案第28号については、敬老祝い金や太陽光発電設置費などに関する質疑があり、人数、設置基数及び金額について説明を受けた。また、議案第29号については、システム改修費に関する質疑があり、マイナンバー制度導入のためのシステム改修費との説明を受けた。議案第30号及び議案第31号については特段の意見はなかった。

現地視察においては、広崎保育園の施設環境及び保育状況を確認した。次に、布田川の水質問題については、地元区長から現在の状況の説明を受けた。また、潮井自然公園整備箇所では、担当者から、今後の整備計画について説明を受けた。

以上のとおり福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成26年6月24日、福祉常任委員長福永誠一。益城町議会議長中村健二殿。

福祉常任委員会報告を終わります。

○議長（中村健二君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、石田秀敏委員長。

○建設経済常任委員長（石田秀敏君） 8番石田です。建設経済常任委員会の報告を行います。

建設経済常任委員会報告書。平成26年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第28号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正。

2、審査経過。(1)付託年月日、平成26年6月17日。(2)審査状況、平成26年6月20日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行い、23日午前10時から、全委員出席のもと、県道小池竜田線道路改良(小池三差路)工事箇所、潮井自然公園整備箇所、町道グランメッセ木山線跨道橋下部工築造箇所について視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。当委員会に付託された議案第28号について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②視察の内容と意見。現地視察においては、県道小池竜田線道路改良(小池三差路)工事箇所について、熊本県の担当者から工事の概要について説明を受けた。施工中の工事については、本年の7月末に完成する予定で、信号機については平成27年度に設置し、東無田橋までの工事完了の見通しについては、埋蔵文化財調査の進捗状況など不確定な要素があるため、完了の時期については現段階では未定だという説明があった。

潮井自然公園整備箇所については、都市計画課の担当者から、全体計画と本年度の工事概要について説明を受けた。整備内容について、河原に子どもの遊び場やバーベキューができるような整備と、駐車場に農産物の販売所設置などの要望があった。

町道グランメッセ木山線跨道橋下部工築造箇所については、建設課長から工事概要の詳細な説明を受け、現状を確認した。

以上のとおり、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成26年6月24日、建設経済常任委員長石田秀敏。益城町議会議長中村健二殿。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長(中村健二君) 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで、総務常任委員会において、修正可決された議案第32号の修正案について説明を求めます。

渡辺総務常任委員長。

○総務常任委員長(渡辺誠男君) 32号、益城町長の給料の特例に関する条例に対する修正案、お手元に配付されておるとおりでございます。

上記の修正案を、別紙のとおり益城町議会規則第65条の規定により提出します。

議案第32号、益城町長の給料の特例に関する条例に対する修正案。議案第32号、益城町長の給料の特例に関する条例を次のとおり修正する。「期末手当及び」を削る。以上です。

○議長(中村健二君) 修正案の説明が終わりました。

それでは、これより、各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。常任委員長報告に対する質疑は、益城町議会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ、先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また発言は簡明にお願いします。

質疑はありませんか。

14番荒牧議員。

○14番（荒牧昭博君） おはようございます。14番荒牧でございます。総務委員長に質問いたします。

議案32号についてはですね、委員長報告の中で、町長給料の月額だけ10%削減するのではなく、期末手当や退職金について減額するべきではないかという意見が出されたということで、委員会の中では委員長採決ということになったと思いますけども、委員長採決ということであればですね、本来ならば、委員長に報告など聞く必要はありませんけども、採決をされたということであればですね、委員長の意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、議案34号についてはですね、新たに公募委員を入れて委員の定数を増やす必要性についての疑問が示されたということで、これだけ書いてあっても分かりませんので、できれば、その内容をですね、お知らせいただければと思います。

2点についてお伺いいたします。

○議長（中村健二君） 渡辺総務常任委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 14番荒牧議員の質問にお答えいたします。

32号、町長給料に関する条例の制定ですね。これは、委員のほうから相当御意見がございました。町長給料減額について諮問された際ですね、給料の減額については答申があっているが、期末手当や退職金については検討されていない。町長給料減額の目的は、町長がおっしゃいましたように、周辺の町村長の給料に合わせて減額するとのことであり、町民の目線から見ると給料が下がれば期末手当も当然低くなるという感覚からすれば、期末手当を減額しないことは、なかなか理解がされないと。退職金の減額については、町長の別表でございます83万400円を低くしなければ、実際的に減額することは、手続的に非常に難しいということでございましたので、その点はそういう理由でございます。

それから行革、8名を10名にするということについては、いろいろ執行部からも御答弁がございました。百四十何項目の、それに今、8名だから10名にして、町民から公募をするということでもございましたけれども、8名で識見のある人を、例えば、団体とかそういうことではなくして、識見のある人を選べばいいんじゃないかという御意見でございました。

そういうことで、否決したわけでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 14番荒牧議員。

○14番（荒牧昭博君） 2回目の質問を行います。

32号についてはですね、委員長としての立場として自分の意見を述べられたということでございますので、よかったと思います。

ただですね、今回の32号についてはですね、選挙公約の中でですね、町長がみずからのですね、意思で提案があったものであり、それについてはですね、あくまで町長個人の判断ということで私は思っております。

それとですね、議案34号につきましてはですね、この委員会の中でですね、本来、町長は、選挙公約の中でもですね、住民が主体のまちづくりという形の中でですね、言われてこられました

し、選挙中もそういう形で広く町民の意見を聞きながらですね、まちづくりをしたいということで言われておりましたので、それは委員会の中でですね、そういう意見は出されたのか、あったのかなかったのかお聞きしたい。2回目の質問をいたします。

○議長（中村健二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 14番荒牧議員の再質問にお答えいたします。

委員会の中で、公募委員について、ぜひ必要だからという御意見等ありましたけれども、委員会といたしましては、本当に町民の皆様から公募するに当たっては、団体とかそういうことじゃなくして、みんな、団体は必ずしも団体の代表でなくしてもいいから、そういう人たちを、識見のある人たちを選べば8人で十分じゃないかという意見がございました。

例えば、2名増やしてしたところによって公募という、必ずしも本当に町民のそういう方に限らないということがあり得るじゃないかということでございましたので、そういう感覚でございました。以上でございます。

○議長（中村健二君） 14番荒牧議員。

○14番（荒牧昭博君） 34号につきましてはですね、まずですね、委員会の中でもいろいろあったと思いますけども、本来ですね、今までが大体充て職が多かったと思うんですね。充て職が悪いということではないんですけども、やっぱり一般の人をですね、やっぱり公募でですね、募っていくことがですね、いろんな意見を集約していくことが、これからの町の発展につながると思っていますので、委員会ではそういうことになったと思いますけども、私、気持ちとしてはですね、そういうことではございますので、今後はですね、できるだけやっぱり公募委員をですね、募りながら、広く町民の意見を聞いていく必要があると思います。意見だけで終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。13番稲田でございます。総務常任委員長にですね、2点ほど、ちょっとお尋ねいたします。

議案第32号につきましてはですね、今、同僚議員のほうから質疑がありましてですね、その中で今いろいろですね、説明をいただきまして、その中でですね、私もですね、この件につきましてはですね、やはり各委員さんの中で、総務常任委員会ですね、かなりの、やっぱりいろんな意見が出されたと思います。そういう中でですね、どんな意見がですね、ほかの委員さんからですね、出たのかをですね、よかったらちょっとお知らせ願いたいというふうに思っております。それが1回目です。

それから、34号につきましてはですね、やはり今回ですね、8名から10名に増員ちゅう形で、公募をですね、2名ちゅう形で提案されております。で、その中でですね、やはり、この提案されたですね、理由ですね。執行部から出しました8名から10名にするという理由ですね。それについてもですね、担当のですね、課長さんあたりからもですね、その提案理由の説明もですね、あっているかと思っておりますので、その件につきましてはですね、よかったら答弁をよろしく願い申し上げます。1回目の質疑を終わります。

○議長（中村健二君） 渡辺総務常任委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 13番稲田議員の質問にお答えいたします。

まず、32号について。いろいろ委員会の中で御意見があったらうと、そういう意見の内容を知らせてくれということだったですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

相当意見はございました。いろいろ見方もあるようでございます。例えば、給料の10%カットするならば、必然的に期末手当もそれに従っていくのではないかという町民の見方もあろうかということも出ました。しかし、執行部からも、給料とってあるから給料だけ差し引くという、カットするという御意見もございました。また、やはり当初は退職金までもということもございましたけれども、その点については、いろいろ非常にこう、町からも支払いか、そういうのもやっておるから非常に難しいと。必ずしもやれないということではないということもございました。それと、町民の見る目が、やはり給料をカットするなら必然的に期末手当も下げていくというのが当然だろうという御意見もございました。そういうことでございます。

次に、行革については、やはりそれぞれのですね、団体等の長がやっておりましたけれども、識見のある人を選んでするということが、推進委員に最も適任であるという目的に合致する人を選んでいただきたいという御意見もございました。それから、執行部のほうから、ある程度行政に対して日ごろから接する機会の多い方、そういう方を選ばないと、当然町民からばかりではどうかということもございまして、それではそういう人たちを選ぶならば、たとえ公募をしなくても8人でいいんじゃないかという御意見が多うございまして、結果的には否決ということになったわけでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） ただいま総務委員長のほうからですね、32号、34号についてですね、1回目の質疑に対しまして答弁をいただきましてありがとうございます。

この議案第32号につきましてはですね、今、説明がありましてですね、各委員さんからももちろんいろんなですね、意見があったということで、10%カットするならですね、やはり期末手当もするのが当然ではないかとかですね、当初は退職金ですね、話もあったが、これはやっぱりみずから、ちょっとやっぱり県全体の中のあれで厳しいということですね、いろんな意見があったちゅうことでございますけれども、今回ですね、やはりこの益城町の町長給与がですね、やはり近隣の町からしますと一番高いということの中でですね、やはり町長がですね、選挙公約でもですね、やはり10%カットするということですね、うたわれて、今回ですね、みずからその判断してですね、この議案を提出されたということでございますのでですね、ここはですね、やはり今までですね、そういうやっぱりトップのですね、そういうやっぱり姿勢ですよ、それをやっぱり評価すべきじゃないかというふうに思っておりますのでですね、私はそういうことで、今回ですね、町長がですね、この給与を10%カットするというですね、提案だけでもすばらしい提案だったというふうに思っております。以上でございます。

それから、34号につきましてはですね、今まではですね、やはり団体の長がですね、ほとんど

いろんなですね、委員会で役をやっていたということですね、やはり識見のある人をですね、やっぱりしっかり選んでですね、やるべきではないかちゅうことで出たちゅうことでございますけども、やはり今回ですね、示された件につきましては、ちょっとお聞きしますところによりますとですね、今まで项目的に80項目ぐらいあったのがですね、今後はですね、かなりその项目的にですね、増えるということですね、やはり町民の方からですね、やはり公募をしてですね、8名から10名に増やすということがございますのでですね、やはり项目的に増えますとですね、いろんなですね、ものの考え方もですね、いろんな、あるかと思えますのでですね、やはり、そういう中で、私はしっかりした形ですね、公募をしていただいて、やはり今回の提案どおりですね、やっていただくならそれが一番いいじゃないかと思えます。そういうことで私のもので、質疑と申しますか、そういうことで、委員長に対しましてはですね、そういうことで一応意見として述べておきます。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君） おはようございます。6番寺本です。総務委員長にお尋ねします。

1点だけ。議案第34号の質疑の中で、実際、私が聞き捨てならぬ意見がちょっと出ておりますので質疑いたします。

総務委員会常任委員会の中である議員が、8年間、あなたたちの行動を、動きを、ずっと見てきたと。その中で言動と行動が全く違っていたという発言があったと私は聞いております。この発言に対して、委員長はどう思われますか。以上、1回目の質疑といたします。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 渡辺総務常任委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 6番寺本議員の御質問にお答えいたします。

今、おっしゃられたことはですね、委員長に挙手で、手を挙げて発言をされていたのではなく、こちらのほうでちょっとごそごそと言った程度でございましたので、私ははっきりとその点は覚えておりません。そういうことでございましたので、御了承願いたいと思えます。以上です。

○議長（中村健二君） 今の件につきましては、議案に対する疑義ではないので、ちょっと質問は取りやめてください。

ほかに質疑はありませんか。

2遍目、続けてということですね。

寺本議員。

○6番（寺本英孝君） 今、議長から、そういう申し入れがありましたので、そのことはもう申しません。

福祉常任委員長にお尋ねいたします。

町の社会福祉協議会の問題ですけど、社会福祉協議会が、今度、理事が決定とか、いろんな、会長の互選とかいろいろあっておりますけど、福祉常任委員会の中では、何らそういう話はあったのでしょうか。一応、あったのであれば報告お願いいたします。

○議長（中村健二君） 福永福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（福永誠一君） 12番福永でございます。ただいま、6番寺本議員にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会の会長選任のことですかね。委員会の中でですね、その理事、会長、いろいろの選任について質疑がございました。しかしですね、この議事録の中には入れておりませんが、どういふようになったかということですね、これはあくまでもですね、3月の11日だったかなんか知りませんが、評議員の中でですね、理事の互選があつておまして、その中で、福祉課長がですね、田中課長でございますが、それが理事に言っていなかったということで、それは当然ですね、執行部でございますので、分かつておらなかったかというような委員からの質疑がございまして、それは言っていると思つていたというような答えでございまして、私も理事になっておりますが、理事が何人だったか、どなたかということも分からなかったような状況で、その中で理事の互選ということで会長が決まったということでございましたので、ほかに何ら不都合点はなかったと思ひます。以上です。

○議長（中村健二君） 福祉常任委員長、審査だけですから。別で説明してあげてください。

（「議案に対して」と呼ぶ者あり）

議案じゃないですもん。今のは審査会の審査内でやっているからですね。

寺本議員、ほかありますか、何か。

○6番（寺本英孝君） 言われんですか、議案じゃないなら。

○議長（中村健二君） 議案じゃないならですね。審査事項ならいいですけど。

後で直接、直接聞いてください。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 13番稲田でございます。

議案第32号、益城町長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2議案について、委員長報告に反対する討論を行います。

議案第32号は、西村町長の公約として、町長みずからの意思で提案があつたものであり、その内容については、あくまでも町長個人の問題と判断すべきで、ほかから意見を挟むべきものではなく、ましてやそれ以上の減額を強いることは人道的にも疑問が残るものであります。

議案第34号については、現行の推進委員会委員の8名を10名に増員するものであり、現在、町が策定中の行政改革大綱案には、住民生活に密着した事項が数多くあることから、住民が直接委員会に参加する機会を設け、より多くの意見を聴取するための改正案で、その意義は深いものであると思ひます。よつて、議案第32号の修正可決に反対し、議案第34号には賛成するものであり

ます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

私は、議案32号、益城町長の給与の特例に関する条例の制定について及び議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、総務常任委員長の報告に賛成する立場から申し述べます。

まず、議案第32号、益城町長の給与の特例に関する条例であります。町長が公約された周辺町村長の給与に合わせて10%減額するという考え方には異存はありません。しかしながら、毎月の給料は減額するのに、期末手当は減額しないという考え方は、私が聞いた町民の人たち、特にサラリーマン的な感覚からいうと、なかなか理解されにくいことであります。また、退職金については、毎月の給料や期末手当と少し意味を異にしておりまして、手続上も問題があり、これは減額しないと、こういう総務委員長の修正案に賛成いたします。

次に、議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、町政について、すぐれた識見を有する者のうち8名以内で組織すると、こういうふうになっております。もちろん公募も必要だろうとは思いますが、まだ委員の予定者、これも何も決まっておられません。こういう状況のもとに委員の数を増やしたり、公募が必要だと、こういうことについて、いま一つちょっと分かりにくいところがございます。

よしんば、委員の定数を増やしたり、公募して選ぶとしましても、今回提案された条例の改定では、委員会は次に上げる者のうちから町長が委嘱した10人以内をもって組織すると、こういうふうになってます。つまり、そして、その委嘱をする項目は（1）町政についてすぐれた識見を有する者。それから2番目に公募委員、こうなっておりますけれども、多分、執行部としてはですね、この二つの項目の中からバランスよく委員を選定されることにはなろうかとは思いますが、条例的には、極端に言えば、公募委員を9名とか10名、そして町政にすぐれた識見を有する者、これが0、1名、こういうことも条例的には可能であります。もし、そのような偏った委員会となった場合は、果たしてその目的を達成することができるのか、こういう心配があります。

以上のことから、本条例改正案はもう少し詰めてもらって再提出をいただくようお願いしたいと思っております。そういう点から、議案第34号、益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総務常任委員長の報告に賛成いたします。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐康之です。

総務常任委員長の議案第35号、益城町文化会館条例の制定について、私は反対を討論いたします。

この議案は、益城町文化会館の管理を民間業者に任せようとするものであります。公の施設のあり方検討委員会は、今年2月に経費節減、専門的ノウハウを活用する目的で、文化会館の管理

について指定管理者制度導入の答申を行いました。今までも、経費節減の名のもとに、町有施設の民営化、公有財産の譲渡化などが答申されています。

益城町文化会館は、町民の文化の振興を図る目的で設置されたものであります。この文化会館は、音響設備などが九州管内でも唯一すぐれている会館と言われています。私たち町民は、この会館に誇りを持っています。

文化会館は、今、一部老朽化が進み、ここ数年、改修、改善等に費用をかけていますが、このような改修、改善は必要な経費であります。民間管理の主たる目的は、人件費関連の節減と考えられますが、導入することでどのくらいの経費節減なるのかははっきりしていません。今のシステムでも特に切り詰めの必要性は乏しく、職員も管理ノウハウを持っていると思います。

町民の誇りである文化会館は、しっかりと町の責任で管理運営していくことが大事ではないでしょうか。

以上から、公の施設に対する指定管理者制度の導入には反対であります。よって、議案35号については賛成できません。以上です。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君） 6番寺本です。

議案第35号、益城町文化会館条例の制定について、私は賛成討論を行います。

この議案は、指定管理者制度導入へ向けた条例の整備を行うもので、指定管理者導入により、経費削減はもとより文化施策に関する専門的知識やノウハウを活用することにより、町民の方々の文化に触れる機会が増し、また現行の直営より充実した文化施策の展開が図れるものと思っております。これら何ら問題はないものと考えております。よって、議案第35号に賛成するものがあります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」までの提出8議案について採決いたします。

まず、議案第28号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第31号「平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第28号から議案第31号の4議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「益城町長の給料の特例に関する条例の制定について」本案に対する総務常任委員長の報告は修正です。

まず、総務常任委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、総務常任委員会の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま、修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員です。よって、議案第33号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」本案に対する総務常任委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第34号「益城町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立少数であります。よって、議案第34号については否決されました。

次に、議案第35号「益城町文化会館条例の制定について」本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第35号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第36号 物品の購入について

○議長(中村健二君) 日程第2、議案第36号「物品の購入について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) おはようございます。

議案第36号「物品売買契約の締結について」、御説明いたします。

本年4月からの消防の広域化により、本町の常備消防事務を熊本市に委託しているところでご

ざいますが、益城西原消防署の財産は益城町に帰属したことにより、益城西原消防署内における消防車両の更新につきましては、本町で実施することになったことは御承知のとおりのことと思います。

今回の提案につきましては、平成11年12月に、旧高遊原消防組合で購入し、現在、益城西原消防署で運用しております高規格救急車が老朽化しており、本町の消防力の充実と救急体制の強化を図るため、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材を新たに購入するものでございます。

なお、この費用につきましては、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金及び熊本県広域消防体制強化支援交付金を活用するため、町の負担はございません。納期限は平成27年3月20日までを予定しております。契約金額は2,838万2,400円でございます。契約の相手方は、熊本市南区日吉2丁目10番1号、熊本トヨタ自動車株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村健二君） 議案第36号「物品の購入について」の提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第36号「物品の購入について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員派遣の件

○議長（中村健二君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

○議長（中村健二君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

6月17日から本日まで8日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで、平成26年度第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分